

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

総務省行政評価局・総務省行政相談センター(管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター)の所在地等一覧

総務省 行政評価局行政相談企画課、行政相談管理官

〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎2号館 Tel. 03-5253-5111(代)

局所名	愛称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道管区行政評価局	きくみみ北海道	060-0808	札幌市北区北八条西 2 札幌第1合同庁舎	011(709)1100	011(709)1842
函館行政監視行政相談センター	きくみみ函館	040-0032	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100	0138(23)0919
旭川行政監視行政相談センター	きくみみ旭川	078-8501	旭川市宮前1条 3-3-15 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100	0166(38)3013
釧路行政監視行政相談センター	きくみみ釧路	085-0022	釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100	0154(23)7137
東北管区行政評価局	きくみみ宮城	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100	022(262)7844
青森行政監視行政相談センター	きくみみ青森	030-0801	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100	017(734)3355
岩手行政監視行政相談センター	きくみみ岩手	020-0045	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100	019(624)1155
秋田行政監視行政相談センター	きくみみ秋田	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100	018(824)1427
山形行政監視行政相談センター	きくみみ山形	990-0041	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100	023(632)3117
福島行政監視行政相談センター	きくみみ福島	960-8021	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	024(534)1100	024(534)1102
関東管区行政評価局	きくみみ埼玉	330-9717	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100	048(600)2336
茨城行政監視行政相談センター	きくみみ茨城	310-0061	水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100	029(221)3349
栃木行政監視行政相談センター	きくみみ栃木	320-0043	宇都宮市桜 5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100	028(637)4809
群馬行政監視行政相談センター	きくみみ群馬	371-0026	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100	027(221)1649
千葉行政監視行政相談センター	きくみみ千葉	260-0024	千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100	043(246)9829
東京行政評価事務所	きくみみ東京	169-0073	新宿区百人町 3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100	03(5331)1761
神奈川県行政評価事務所	きくみみ神奈川	231-0023	横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100	045(664)9316
新潟行政評価事務所	きくみみ新潟	950-8628	新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100	025(282)1124
山梨行政監視行政相談センター	きくみみ山梨	400-0031	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100	055(251)9223
長野行政監視行政相談センター	きくみみ長野	380-0846	長野市旭町 1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100	026(232)4529
中部管区行政評価局	きくみみ愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100	052(972)7419
富山行政監視行政相談センター	きくみみ富山	930-0856 (令和4年6月下旬に下記に移転予定) 930-0085	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎 富山市丸の内 1-5-13 富山丸の内合同庁舎5階	076(431)1100	076(442)8646
石川行政評価事務所	きくみみ石川	920-0024	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(264)1100	076(222)5233
岐阜行政監視行政相談センター	きくみみ岐阜	500-8114	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100	058(248)6755
静岡行政監視行政相談センター	きくみみ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100	054(254)6513
三重行政監視行政相談センター	きくみみ三重	514-0033	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	059(227)1100	059(227)6662

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

局 所 名	愛称	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
近畿管区行政評価局	きくみみ大阪	540-8533	大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6942)1100	06(6941)8988
福井行政監視行政相談センター	きくみみ福井	910-0859	福井市日之出 3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100	0776(26)4445
滋賀行政監視行政相談センター	きくみみ滋賀	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100	077(525)1149
京都行政監視行政相談センター	きくみみ京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町 38 京都地方合同庁舎	075(802)1100	075(802)1180
兵庫行政評価事務所	きくみみ兵庫	650-0024	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100	078(333)7919
奈良行政監視行政相談センター	きくみみ奈良	630-8213	奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎	0742 (24)1100	0742(24)0303
和歌山行政監視行政相談センター	きくみみ和歌山	640-8143	和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073(422)1100	073(436)5899
中国四国管区行政評価局	きくみみ広島	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100	082(228)4955
鳥取行政監視行政相談センター	きくみみ鳥取	680-0845	鳥取市富安 2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100	0857(24)5942
島根行政監視行政相談センター	きくみみ島根	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100	0852(21)2444
岡山行政監視行政相談センター	きくみみ岡山	700-0984	岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100	086(221)5661
山口行政監視行政相談センター	きくみみ山口	753-0088	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100	083(922)1593
四国行政評価支局	きくみみ香川	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087(826)1100	087(826)0677
徳島行政監視行政相談センター	きくみみ徳島	770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100	088(655)5158
愛媛行政監視行政相談センター	きくみみ愛媛	790-0808	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100	089(934)5917
高知行政監視行政相談センター	きくみみ高知	780-0870	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100	088(824)4194
九州管区行政評価局	きくみみ福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092(473)1100	092(431)8317
佐賀行政監視行政相談センター	きくみみ佐賀	840-0041	佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100	0952(22)2652
長崎行政監視行政相談センター	きくみみ長崎	852-8106	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎	095(849)1101	095(849)1102
熊本行政評価事務所	きくみみ熊本	860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100	096(324)1663
大分行政監視行政相談センター	きくみみ大分	870-0016	大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100	097(532)3790
宮崎行政監視行政相談センター	きくみみ宮崎	880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100	0985(24)3371
鹿児島行政監視行政相談センター	きくみみ鹿児島	892-0812	鹿児島市浜町 2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100	099(224)3248
沖縄行政評価事務所	きくみみ沖縄	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100	098(866)0158

(令和4年3月現在)

※令和4年3月以降、所在地を移転している場合があるため、最新の所在地は、総務省ホームページでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html

行政苦情110番は
おこまりなら まる まる くじょー ひゃくとおばん
0570-090110
(全国共通番号)

(注)

- 行政苦情110番は、お近くの総務省行政相談センター(管区行政評価局、行政評価事務所又は行政監視行政相談センター)につながります。
- NTTコミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。
- 一部のIP電話では、利用できない場合があります。その場合は、上記の所在地等一覧に記載した電話番号におかけください。
- 平日の夜間、土日・祝日(終日)は、留守番電話で対応させていただきます。
- ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

総合行政相談所所在地等一覧

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudansyo.html

都市	総合行政相談所	郵便番号	設置場所	電話番号
札幌	札幌総合行政相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	060-8619	札幌市中央区北4条西2-1 さっぽろ東急百貨店 9階	011(212)2291 (直通)
仙台	行政困りごと相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	980-8652	仙台市青葉区一番町 3-4-1 藤崎一番町館 6階	022(263)6201 (直通)
さいたま	さいたま総合行政相談所 (祝日・休店日を除く毎週月～土曜日開設)	336-0022	さいたま市南区白幡 5-19-19 武蔵浦和駅南ビル マーレA館 2階	048(839)8150(直通)
千葉	暮らしの行政相談所 ・美浜区 (祝日を除く毎週水曜日開設)	261-0004	千葉市美浜区高洲 3-12-1 美浜区高洲コミュニティセンター	問合せ先: 千葉行政監視行政相談センター Tel. 043(244)1100
	・緑区 (祝日を除く毎週火曜日開設)	266-0031	千葉市緑区おゆみ野 3-15-2 緑区鎌取コミュニティセンター	
東京	東京総合行政相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	171-8569	東京都豊島区南池袋 1-28-1 西武池袋本店 7階	03(3987)0229 (直通)
	世田谷行政なんでも相談所 (祝日を除く第2・第4火曜日開設)	154-8799	東京都世田谷区三軒茶屋 2-1-1 世田谷郵便局	問合せ先: 東京行政評価事務所 Tel. 03(3363)1100
	浅草行政なんでも相談所 (祝日を除く第2・第4金曜日開設)	111-8621	東京都台東区西浅草 3-25-16 台東区生涯学習センター 1階	
横浜	かながわ総合行政相談所 (毎週木曜日開設)	234-0054	横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台 214ビル 3階	問合せ先: 神奈川行政評価事務所 Tel. 045(681)1100
名古屋	くらしの行政・法律相談所 (祝日・年末年始を除く毎日開設)	460-0003	名古屋市中区錦3-23-18 ニューサカエビル 9階	052(961)4522 (直通)
大阪	大阪総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	542-8501	大阪市中央区心斎橋筋 1-7-1 大丸 大阪・心斎橋店南館 8階	06(6241)5111 (直通)
堺	堺すいよう行政相談所 (祝日を除く毎週水曜日開設)	590-0028	堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59 高島屋堺店 6階	問合せ先: 近畿管区行政評価局 Tel. 06(6941)8358
京都	京都総合行政相談所 ・京都高島屋: (原則毎月第1火曜日開設)	600-8520	京都市下京区四条通河原町 西入真町 52 京都高島屋 屋上階 特設会場	問合せ先: 京都行政監視行政相談センター Tel. 075(802)1100
	・ウイングス京都: (原則毎月第3金曜日開設)	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下ル 御射山町 262 ウイングス京都 2階 (1・2会議室またはセミナー室)	
広島	行政困りごとなんでも相談所 (店休日を除く毎日開設)	730-8501	広島市中区基町 6-27 そごう広島店本館 9階	082(223)6030(直通)
福岡	福岡くらし・行政相談コーナー (年末年始を除く毎週月～土曜日開設)	810-0001	福岡市中央区天神2-11-3 ソラリアステージ6階 西鉄ホール ホワイエ内	092(781)7830 (直通)
北九州	北九州くらし・行政相談コーナー (年末年始を除く毎週金曜日開設)	802-8511	北九州市小倉北区船場町 1-1 小倉井筒屋新館8階 商品券売場奥 応接室	093(531)6710 (直通)
熊本	暮らしの総合相談所 (毎月第1～第4水曜日開設)	860-8554	熊本市中央区手取本町 8-9 テトリアくまもと内 くまもと県民交流館 パレア	問合せ先: 熊本行政評価事務所 Tel. 096(324)1662
那覇	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週月～金曜日開設)	900-8799	那覇市壺川 3-3-8 那覇中央郵便局 1階 ロビー	098(836)4910 (直通)

各府省行政相談担当課・男女共同参画推進本部主管課等一覧

府省(庁)	郵便番号・住所	行政相談担当課 (室)	電話・FAX	男女共同参画推進 本部主管課(室)	電話・FAX
内閣官房	〒100-8968 千代田区永田町1-6-1			内閣官房副長官補室 内閣府担当	Tel. 03-5253-2111(代)
内閣府	〒100-8914 千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館	大臣官房総務課	Tel. 03-5253-2111(代)	男女共同参画局 総務課総括係	Tel. 03-5253-2111(代)
宮内庁	〒100-8111 千代田区千代田1-1	長官官房秘書課 調査企画室法規係	Tel. 03-3213-1111(代)	長官官房秘書課 職員係	Tel. 03-3213-1111(代)
公正取引 委員会	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館	事務総局官房 総務課総務係	Tel. 03-3581-5471(代)		
警察庁	〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	長官官房 総務課広報室	Tel. 03-3581-0141(代)	長官官房企画課	Tel. 03-3581-0141(代)
金融庁	〒100-8967 千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	総合政策局 総合政策課 企画係	Tel. 03-3506-6000(代)	総合政策局 秘書課人事企画係	Tel. 03-3506-6000(代)
消費者庁	〒100-6178 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	総務課	Tel. 03-3507-8800(代)	消費者政策課	Tel. 03-3507-8800(代)
復興庁	〒100-0013 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館			男女共同参画班	Tel. 03-6328-1111(代)
総務省	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	大臣官房 政策評価広報課	Tel. 03-5253-5111(代)	大臣官房企画課 企画調査第1係	Tel. 03-5253-5111(代)
公害等調 整委員会	〒100-0013 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	事務局総務課	Tel. 03-3581-9601(代)		
法務省	〒100-8977 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館	大臣官房 秘書課広報室	Tel. 03-3580-4111(代)	大臣官房秘書課 政策立案・情報管理室	Tel. 03-3580-4111(代)
外務省	〒100-8919 千代田区霞が関2-2-1	大臣官房 総務課総務班	Tel. 03-3580-3311(代)	総合外交政策局 女性参画推進室	Tel. 03-5501-8000(代)
財務省	〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1	大臣官房 文書課行政相談係	Tel. 03-3581-4111(代)	大臣官房総合政策課 政策推進室	Tel. 03-3581-4111(代)
国税庁	〒100-8978 千代田区霞が関3-1-1	長官官房 税務相談官	Tel. 03-3581-4161(代)		
文部科学省	〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2	大臣官房 総務課広報室 行政相談担当	Tel. 03-5253-4111(代)	総合教育政策局 男女共同参画共生 社会学習・安全課 男女共同参画学習室	Tel. 03-5253-4111(代)
厚生労働省	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	大臣官房総務課	Tel. 03-5253-1111(代)	雇用環境・均等局 総務課 国際係	Tel. 03-5253-1111(代)
農林水産省	〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館	大臣官房 広報評価課報道室 企画調整班	Tel. 03-3502-8111(代)	経営局 就農・女性課 女性活躍推進室	Tel. 03-3502-8111(代)
経済産業省	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	大臣官房広報室	Tel. 03-3501-1511(代)	経済産業政策局 経済社会政策室	Tel. 03-3501-1511(代)
国土交通省	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館	国土交通 ホットラインステー ション	Tel. 03-5253-4150	総合政策局 バリアフリー政策課	Tel. 03-5253-8111(代)
環境省	〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	大臣官房総務課 広報室相談係	Tel. 03-3581-3351(代)	大臣官房総合政策課 企画法令係	Tel. 03-3581-3351(代)
防衛省	〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1	大臣官房 企画評価課	Tel. 03-3268-3111(代)	人事教育局 人事計画・補任課 ワークライフバランス 推進企画室	Tel. 03-3268-3111(代)
人事院	〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3	事務総局総務課	Tel. 03-3581-5311(代)	人材局 企画課採用企画班	Tel. 03-3581-5311(代)

**都道府県・政令指定都市の男女共同参画に関する
施策についての苦情処理担当窓口一覧**

都道府県・ 政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属 機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
北海道	環境生活部 くらし安全局 道民生活課 女性支援室 外14総合振興局・振興局に窓 口設置	北海道男女平等参画苦情処理 委員	〒060-8588 札幌市中央区北 3条西 6丁目	Tel. 011-204-5217 Fax. 011-232-4820
札幌市	市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課		〒060-8611 札幌市中央区北 1条西 2丁目	Tel. 011-211-2962 Fax. 011-218-5164
	札幌市男女共同参画センター		〒060-0808 札幌市北区北 8条西 3丁目 札幌エルプラザ内	Tel. 011-728-1222 Fax. 011-728-1229
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ	青森県男女共同参画審議会 苦情等部会	〒030-8570 青森市長島 1-1-1	Tel. 017-734-9228 Fax. 017-734-8050
岩手県	環境生活部 若者女性協働推進室 男女共同参画担当	岩手県男女共同参画調整委員	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	Tel. 019-629-5348 Fax. 019-629-5354
宮城県	みやぎ男女共同参画相談室 (環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班)		〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	Tel. 022-211-2570 (Tel. 022-211-2568) (Fax. 022-211-2392)
仙台市	仙台市男女共同参画推進セ ンター「エル・ソーラ仙台」(受 付)		〒980-6128 仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル29階	Tel. 022-268-8043 Fax. 022-268-3911
	市民局 協働まちづくり推進部 男女共同参画課(処理)		〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット勾当台ビル 2階 二日町第 4 仮庁舎	Tel. 022-214-6143 Fax. 022-214-6140
秋田県	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課	秋田県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒010-8570 秋田市山王 4-1-1	Tel. 018-860-1555 Fax. 018-860-3895
山形県	しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課 女性活躍推進担当	山形県男女共同参画審議会 苦情等処理部会	〒990-8570 山形市松波 2-8-1	Tel. 023-630-2262 Fax. 023-632-8238
福島県	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	福島県男女共同参画推進員	〒964-0904 二本松市郭内 1-196-1	Tel. 0243-23-8319 Fax. 0243-23-8314
	(生活環境部 男女共生課)		(〒960-8670) (福島市杉妻町 2-16)	(Tel. 024-521-7188) (Fax. 024-521-7887)
茨城県	茨城県ダイバーシティ推進セ ンター「ほらりす」(受付)	茨城県男女共同参画苦情・ 意見処理委員会	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階	Tel. 029-233-7837 Fax. 029-233-1330
	県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 女性活躍担当(処理)		〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	Tel. 029-301-2178 Fax. 029-301-2190
栃木県	県民生活部 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当	栃木県男女共同参画審議会 苦情等調査部会	〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	Tel. 028-623-3074 Fax. 028-623-3150
群馬県	生活こども部 生活こども課 男女共同参画室 男女共同参画係		〒371-0026 前橋市大手町 1-13-12	Tel. 027-224-2211 Fax. 027-224-2214
埼玉県	県民生活部 男女共同参画課	埼玉県男女共同参画苦情処理 委員	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	Tel. 048-830-2921 Fax. 048-830-4755
さいたま市	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター	さいたま市男女共同参画苦情処 理委員	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	Tel. 048-643-5816 Fax. 048-643-5801
千葉県	総合企画部 男女共同参画課	千葉県男女共同参画苦情処理 委員	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	Tel. 043-223-2372 Fax. 043-222-0904
千葉市	男女共同参画相談室 (市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課)	千葉市男女共同参画苦情処理 委員	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	Tel. 043-245-5686 Fax. 043-245-5539

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県・政令指定都市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
東京都	生活文化局 都民生活部 男女平等参画課		〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	Tel. 03-5388-3189 Fax. 03-5388-1331
	東京ウィメンズプラザ		〒150-0001 渋谷区神宮前 5-53-67	Tel. 03-5467-1711(代) Fax. 03-5467-1977
神奈川県	福祉子どもみらい局 共生推進本部室		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	Tel. 045-210-3640 Fax. 045-210-8832
横浜市	男女共同参画センター横浜 男女共同参画に関する人権 侵害相談・申出制度 (政策局 男女共同参画推進課)	男女共同参画に関する人権侵害 相談・申出制度 専門相談員会議	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1 (〒231-0005) (横浜市中区本町 6-50-10)	Tel. 045-862-5063 Fax. 045-862-4811 (Tel. 045-671-2017) (Fax. 045-663-3431)
	川崎市	市民文化局 人権・男女共同参画室		〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9階
相模原市	市民局 人権・男女共同参画課	相模原市男女共同参画専門員	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	Tel. 042-769-8205 Fax. 042-753-9413
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課		〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	Tel. 025-280-5141 Fax. 025-280-5166
新潟市	市民生活部 男女共同参画課	新潟市男女共同参画苦情処理 委員	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1	Tel. 025-226-1061 Fax. 025-228-2230
富山県	知事政策局 働き方改革・女性活躍推進室 女性活躍推進課		〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	Tel. 076-444-3257 Fax. 076-444-3479
	富山県民共生センター 「サンフォルテ」		〒930-0805 富山市湊入船町 6-7	Tel. 076-432-4500 Fax. 076-432-5525
石川県	県民文化スポーツ部 男女共同参画課	石川県男女共同参画苦情処理 委員	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	Tel. 076-225-1376 Fax. 076-225-1379
福井県	地域戦略部 県民活躍課		〒910-8580 福井市大手 3-17-1	Tel. 0776-20-0319 Fax. 0776-20-0632
山梨県	県民生活部 県民生活総務課 男女共同参画担当	山梨県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	Tel. 055-223-1358 Fax. 055-223-1320
	県民生活センター	山梨県行政苦情審査員	〒400-0035 甲府市飯田 1-1-20	Tel. 055-223-1366 Fax. 055-223-1368
	山梨県立 男女共同参画推進センター		〒400-0862 甲府市朝気 1-2-2	Tel. 055-235-4171 Fax. 055-235-1077
長野県	県民文化部 人権・男女共同参画課	長野県男女共同参画推進指導 委員	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692- 2	Tel. 026-235-7102 Fax. 026-235-7389
岐阜県	健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推 進課		〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1	Tel. 058-272-8236 Fax. 058-278-2611
静岡県	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課		〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	Tel. 054-221-3363 Fax. 054-221-2941
静岡市	市民局 男女共同参画課 男女共同参画係	静岡市男女共同参画審議会	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	Tel. 054-221-1349 Fax. 054-221-1782
浜松市	市民部 UD・男女共同参画課	浜松市男女共同参画苦情処理 検討委員	〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2	Tel. 053-457-2561 Fax. 053-457-2750
愛知県	県民文化局 男女共同参画推進課		〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	Tel. 052-954-6179 Fax. 052-954-6951
名古屋市	スポーツ市民局 市民生活部 男女平等参画推進室	名古屋市男女平等参画苦情処理 委員	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	Tel. 052-972-2234 Fax. 052-972-4206
三重県	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班		〒514-8570 津市広明町 13番地	Tel. 059-224-2225 Fax. 059-224-3069
滋賀県	商工観光労働部 女性活躍推進課	滋賀県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒520-8577 大津市京町 4-1-1	Tel. 077-528-3771 Fax. 077-528-4807

都道府県・ 政令指定都 市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属 機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
京都府	府民環境部 男女共同参画課		〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町	Tel. 075-414-4291 Fax. 075-414-4293
京都市	文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当	京都市男女共同参画苦情等処 理専門員	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488番地 市役所分庁舎地下 1階	Tel. 075-222-3091 Fax. 075-366-0139
	京都市男女共同参画センター ウイングス京都(受付)		〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下 ル御射山町 262	Tel. 075-222-8124 Fax. 075-212-7460
大阪府	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ	大阪府男女共同参画施策苦情 処理委員	〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-3-49 大阪府立男女共同参画・青少 年センター 3階	Tel. 06-6210-9321 Fax. 06-6210-9322
大阪市	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課	大阪市男女共同参画苦情処理 委員	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	Tel. 06-6208-9156 Fax. 06-6202-7073
堺市	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課	堺市男女平等相談委員	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	Tel. 072-228-7408 Fax. 072-228-8070
兵庫県	企画県民部 女性青少年局 男女家庭課	兵庫県男女共同参画申出処理 委員	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	Tel. 078-362-3160 Fax. 078-362-3891
神戸市	企画調整局 男女共同参画センター	神戸市男女共同参画苦情処理 委員	〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3	Tel. 078-361-6978 Fax. 078-361-6477
奈良県	文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 女性活躍推進課		〒630-8501 奈良市登大路町 30	Tel. 0742-27-8679 Fax. 0742-24-5403
和歌山県	環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課		〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	Tel. 073-441-2510 Fax. 073-441-2501
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター 「よりん彩」	鳥取県男女共同参画推進員	〒682-0816 倉吉市駄経寺町 212-5 県立倉吉未来中心内	Tel. 0858-23-3901 Fax. 0858-23-3989
	(令和新時代創造本部 女性活躍推進課)		(〒680-8570) (鳥取市東町 1-220)	(Tel. 0857-26-7075) (Fax. 0857-26-8196)
島根県	政策企画局 女性活躍推進課	島根県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒690-8501 松江市殿町 1	Tel. 0852-22-5629 Fax. 0852-22-6155
岡山県	県民生活部 男女共同参画青少年課 男女共同参画班		〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	Tel. 086-226-0553 Fax. 086-225-2949
岡山市	市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課		〒700-8544 岡山市北区大供 1-1-1	Tel. 086-803-1115 Fax. 086-803-1845
広島県	環境県民局 わたしらしい生き方応援課 計画推進グループ		〒730-8511 広島市中区基町 10-52	Tel. 082-513-2746 Fax. 082-227-2549
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画課		〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	Tel. 082-504-2108 Fax. 082-504-2609
山口県	環境生活部 男女共同参画課		〒753-8501 山口市滝町 1-1	Tel. 083-933-2630 Fax. 083-933-2639
徳島県	未来創生文化部 男女参画・人権課 男女共同参画担当		〒770-8570 徳島市万代町 1-1	Tel. 088-621-2177 Fax. 088-621-2844
香川県	政策部 男女参画・県民活動課	香川県男女共同参画審議会 苦情処理専門委員会	〒760-8570 高松市番町 4-1-10	Tel. 087-832-3197 Fax. 087-831-1165
愛媛県	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課	愛媛県男女共同参画推進委員	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2	Tel. 089-912-2332 Fax. 089-912-2444
	愛媛県男女共同参画センター		〒791-8014 松山市山越町 450	Tel. 089-926-1633 Fax. 089-926-1661
高知県	子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	高知県男女共同参画苦情調整 委員	〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20	Tel. 088-823-9651 Fax. 088-823-9207

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県・ 政令指定都 市	担当窓口 (男女共同参画担当部署 ※1)	苦情処理機関名 (第三者的な立場の苦情処理付属 機関を設置している場合 ※2)	郵便番号・住所	Tel・Fax
福岡県	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7	Tel. 092-643-3391 Fax. 092-643-3392
福岡市	市民局 男女共同参画部 男女共同参画課	福岡市男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1	Tel. 092-406-7510 Fax. 092-526-3766
北九州 市	総務局 女性の輝く社会推進室 男女共同参画推進課	北九州市男女共同参画審議会	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1	Tel. 093-582-2405 Fax. 093-582-2624
佐賀県	健康福祉部 男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課		〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	Tel. 0952-25-7062 Fax. 0952-25-7338
長崎県	県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室	長崎県男女共同参画審議会 苦情処理部会	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	Tel. 095-822-4729 Fax. 095-822-4739
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課		〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1	Tel. 096-333-2287 Fax. 096-387-3940
熊本市	文化市民局 人権推進部 男女共同参画課		〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1	Tel. 096-328-2262 Fax. 096-351-2030
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課 参画推進班	大分県 男女共同参画苦情処理委員	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 NS大分ビル 1F	Tel. 097-534-2039 Fax. 097-534-2057
宮崎県	総合政策部 生活・協働・男女参画課	宮崎県男女共同参画審議会 苦情処理専門部会	〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	Tel. 0985-26-7040 Fax. 0985-20-2221
鹿児島県	総務部 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室		〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1	Tel. 099-286-2634 Fax. 099-286-5541
沖縄県	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 男女共同参画班		〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	Tel. 098-866-2500 Fax. 098-866-2589

※1 苦情処理担当窓口と男女共同参画担当部署が異なる場合に、()内に男女共同参画担当部署を記載しています。

※2 第三者的な立場の付属機関が苦情を処理している場合にその名称を記載しています。

都道府県・市区町村の男女共同参画・女性のための総合的な施設

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
北海道	北海道立女性プラザ	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル(かでる2・7)6階	Tel.011-251-6329 Fax.011-261-6693 https://l-north.jp/
札幌市	札幌市男女共同参画センター	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内	Tel.011-728-1222 Fax.011-728-1229 https://www.danjo.sl-plaza.jp/
函館市	函館市女性センター	〒042-0042 北海道函館市東川町 11-12	Tel.0138-23-4188 Fax.0138-23-4189 http://www.hakodate-josen.com/
小樽市	小樽市男女共同参画推進プラザ	〒047-0024 北海道小樽市花園 2-10-18 小樽市勤労女性センター内	Tel.0134-22-5904 Fax.0134-22-6081 http://www.city.otaru.lg.jp/simin/sodan/danjobyoudou/plaza/
旭川市	旭川市ときわ市民ホール	〒070-0035 北海道旭川市 5条通4丁目	Tel.0166-23-5577 Fax.0166-26-7610 http://www.asahikawa-dpc.co.jp/7Tokiwa/tokiwaindex.html
室蘭市	胆振地方男女平等参画センター「ミンクール」	〒051-0083 北海道室蘭市東町 4-29-1	Tel.0143-44-8184 Fax.0143-44-8191 http://www.kujiran.net/danjo/
釧路市	釧路市男女平等参画センター「ふらっと」	〒085-0016 北海道釧路市錦町 2-4 釧路フィッシャー・マンズ・ワーフMOO 3階	Tel.0154-65-1034 Fax.0154-65-1356 https://furatto946.jimdofree.com/
苫小牧市	苫小牧市男女平等参画推進センター	〒053-0021 北海道苫小牧市若草町 3-3-8	Tel.0144-32-3544 Fax.0144-37-2223 http://www.tomakomai-shakyo.or.jp/danjo/danjo1.shtml
赤井川村	高齢者・女性等活動支援センター	〒046-0501 北海道余市郡赤井川村字赤井川 318番地1	Tel.0135-35-2050 Fax. http://www.akaigawa.com/kanko/shisetsu/cate3/
美深町	美深町文化会館COM100	〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町 22番地	Tel.01656-2-1744 Fax.01656-2-3672 http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/kyouiku/qgeqg0000002v9e.html
新ひだか町	新ひだか町女性センター・みらい	〒056-0019 北海道日高郡新ひだか町静内青柳 2-2-1	Tel.0146-42-7700 Fax.0146-42-7701 http://shinhidaka.com/sisetu/sonohoka/zyoseicenter/mirai.html
青森県	青森県男女共同参画センター「アピオあおもり」	〒030-0822 青森県青森市中央 3-17-1	Tel.017-732-1085 Fax.017-732-1073 http://www.apio.pref.aomori.jp/gender/
青森市	青森市男女共同参画プラザ「カダール」	〒030-0801 青森県青森市新町 1-3-7 アウガ 5階	Tel.017-776-8800 Fax.017-776-8828 https://www.city.aomori.aomori.jp/jinken-danjo/shiseijouhou/matidukuri/danjo-kyoudou-sankaku/02.html
岩手県	岩手県男女共同参画センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 アイーナ 6階	Tel.019-606-1761 Fax.019-606-1765 https://www.aiina.jp/site/danjo/
盛岡市	もりおか女性センター	〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-1-10 プラザおでって 5階	Tel.019-604-3303 Fax.019-601-4031 https://mjc.sankaku-npo.jp/
宮城県 仙台市	仙台市男女共同参画推進センター「エル・パーク仙台」	〒980-8555 宮城県仙台市青葉区一番町 4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館) 5階・6階	Tel.022-268-8300 Fax.022-268-8304 https://www.sendai-l.jp/center/lp/
	仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	〒980-6128 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル 28階・29階	Tel.022-268-8041 Fax.022-268-8045 https://www.sendai-l.jp/center/lis/
秋田県	秋田県北部男女共同参画センター	〒017-0842 秋田県大館市字馬喰町 48-1	Tel.0186-49-8552 Fax.0186-49-8589 http://akita-h-danjo.jimdo.com/
	秋田県中央男女共同参画センター	〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-3-8 アトリオン 6階	Tel.018-836-7853 Fax.018-836-7854 http://akitawmc.com/
	秋田県南部男女共同参画センター	〒013-0046 秋田県横手市神明町 1-9	Tel.0182-33-7018 Fax.0182-33-7038 http://www.akita-south-jender.org/
能代市	能代市男女共同参画支援コーナー	〒016-0842 秋田県能代市追分町 4-26 能代市勤労青少年ホーム内	Tel.0185-52-0355 Fax.0185-52-0355 https://winet.nwec.go.jp/sisetu/summary/search/detail.html?pdid=3648

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室	〒010-0502 秋田県男鹿市船川港比詰字大沢田 44-4	Tel.0185-24-3140 Fax.0185-24-3140 https://winet.nwec.go.jp/sisetu/summary/search/detail.html?pdid=3621
湯沢市	湯沢市男女共同参画センター 「はあとぴあ」	〒012-0826 秋田県湯沢市柳町 2-1-39	Tel.0183-72-5750 Fax.0183-72-5750 https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/3/114.html
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室	〒015-0076 由利本荘市東町 15 文化交流館カダーレ 2階	Tel.0184-24-6226(由利本荘市役所) Fax.0184-23-1322(由利本荘市役所) https://www.city.yurihonjo.lg.jp/city/keikaku/c1620/c1626/10037
潟上市	潟上市男女共同参画センター 「ウイズ」	〒018-1401 秋田県潟上市昭和久保字元木田 152	Tel. 018-853-5302(潟上市役所) Fax. 018-853-5211(潟上市役所) https://www.city.katagami.lg.jp/soshiki/somu/kikakuseisaku/kikakuseisaku/machizukuri/danjokyodo/559.html
北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設「ハートフルプラザ・北秋田」	〒018-3311 秋田県北秋田市材木町 2-2 北秋田市交流センター内	Tel 0186-63-2321 Fax.0186-63-2322 https://www.city.kitaakita.akita.jp/chiiki_wada_i/2007/02/0205/heartfulplaza/aishou.htm
仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設	〒014-0368 秋田県仙北市角館町中菅沢 77-30 仙北市角館交流センター内	Tel.0187-54-1003 Fax.0187-54-1004 https://winet.nwec.go.jp/sisetu/summary/search/detail.html?pdid=3593
大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設 「ちゃっこ」	〒010-0443 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-21 大潟村公民館内	Tel 0185-45-2611 Fax.0185-45-2661
山形県	山形県男女共同参画センター 「チェリア」	〒990-0041 山形県山形市緑町 1-2-36 遊学館 2階	Tel.023-629-7751 Fax.023-629-7752 https://yamagata-cheria.org
山形市	山形市男女共同参画センター 「ファアラ」	〒990-0832 山形県山形市城西町 2-2-22	Tel 023-645-8077 Fax.023-645-8055 https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/kyodosankaku/1007049/1008023.html
酒田市	酒田市男女共同参画推進センター「ウイズ」	〒998-0044 山形県酒田市中町 3-4-5 交流ひろば 1階	Tel.0234-26-5616 Fax.0234-26-5617 http://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjokyoudou_with.html
遊佐町	遊佐町生涯学習センター	〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田 52-2	Tel.0234-72-2236 Fax.0234-71-1222 http://www.town.yuza.yamagata.jp/web_data/gcenterweb/
福島県	福島県男女共生センター 「女と男の未来館」	〒964-0904 福島県二本松市郭内 1-196-1	Tel 0243-23-8301 Fax.0243-23-8312 http://www.f-miraikan.or.jp
福島市	福島市男女共同参画センター 「ウイズ・もとまち」	〒960-8035 福島県福島市本町 2番6号	Tel.024-525-3784 Fax.024-522-1528 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/danjokyodou/kurashi/kyodosankaku/kinou.html
郡山市	郡山市男女共同参画センター 「さんかくプラザ」	〒963-8876 福島県郡山市麓山 2-9-1	Tel 024-924-0900 Fax.024-924-0904 http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku/index.html
いわき市	いわき市男女共同参画センター	〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町四方木田 191番地	Tel 0246-27-8694 Fax.0246-27-8641 http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1507716229609/index.html
茨城県	茨城県ダイバーシティ推進センター 「ぼらりす」	〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階	Tel.029-233-3982 Fax.029-233-1330 https://www.diversity-ibaraki.jp
水戸市	水戸市男女平等参画センター 「びよんど」	〒310-0063 茨城県水戸市五軒町 1-2-12 みと文化交流プラザ 4～6階	Tel 029-226-3161 Fax.029-226-3162 http://www.city.mito.lg.jp
日立市	日立市女性センター 「らぼーるひたち」	〒316-0036 茨城県日立市鮎川町 1-1-10	Tel.0294-36-0554 Fax.0294-38-2460 https://www.rapporthitachi.jp/
土浦市	土浦市男女共同参画センター	〒300-0036 茨城県土浦市大和町 9-1 ウララビル 2階	Tel.029-827-1107 Fax.029-827-1234 https://www.city.tsuchiura.lg.jp/
ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター	〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2-10-1	Tel.029-273-0111 Fax.029-271-0851 http://www.city.hitachinaka.lg.jp/
阿見町	阿見町男女共同参画センター 「AMIふらっとセンター」	〒300-0333 茨城県稲敷郡阿見町若栗 1886-1 阿見町立中央公民館 1階	Tel.Fax.029-896-3181 https://www.town.ami.lg.jp/0000004278.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
栃木県	とちぎ男女共同参画センター「パルティ」	〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町 4-1	Tel.028-665-7700 Fax.028-665-7722 https://www.parti.jp/
宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」	〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町 7-1	Tel.028-636-4075 Fax.028-636-4079 https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjo/1009426.html
足利市	足利市男女共同参画センター	〒326-0823 栃木県足利市朝倉町 264	Tel.0284-73-8080 Fax.0284-73-8066 http://www.shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp
佐野市	佐野市男女共同参画推進センター「パレットプラザさの」	〒327-0398 栃木県佐野市田沼町 974-3	Tel.0283-61-1140 Fax.0283-61-1142 https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html
日光市	日光市女性サポートセンター	〒321-1443 栃木県日光市清滝桜ヶ丘町 210-7	Tel.0288-53-1010 Fax.0288-53-1010 https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html
小山市	小山市男女共同参画センター	〒323-0031 栃木県小山市八幡町 1-4-5	Tel.0285-22-9296 Fax.0285-22-8972 http://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/16/1725.html
群馬県	ぐんま男女共同参画センター「とらいあんぐるん」	〒371-0026 群馬県前橋市大手町 1-13-12	Tel.027-224-2211 Fax.027-224-2214 https://www.pref.gunma.jp/07/p03100039.html
前橋市	前橋市男女共同参画センター	〒371-0023 群馬県前橋市本町 1-5-2	Tel.027-898-6517 Fax.027-221-6200 https://www.city.maebashi.gunma.jp/shisetsu/1/7/13190.html
高崎市	高崎市男女共同参画センター	〒370-3531 群馬県高崎市足門町 1669-2 市民活動センター「ソシアス」内	Tel.027-329-7118 Fax.027-372-3121 http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2019032700046/
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2 ホテルブリランテ武蔵野 3階	Tel.048-601-3111 Fax.048-600-3802 https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/
さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター「パートナーシップさいたま」	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ 3階	Tel.048-642-8107 Fax.048-643-5801 https://www.city.saitama.jp/006/010/002/
川越市	川越市男女共同参画推進施設	〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越 3階	Tel.049-249-3777 Fax.049-249-1180 http://www.westa-kawagoe.jp
熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波 3-202 ティアラ21(4階)	Tel.048-599-0011 Fax.048-599-0012 https://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjokyodosankaku.html
川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	〒332-0015 埼玉県川口市川口 1-1-1 キューポ・ラ本館棟M 4階	Tel.048-227-7605 Fax.048-226-7718 https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html
行田市	行田市男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」	〒361-0032 埼玉県行田市佐間 3-23-6	Tel.048-556-9301 Fax.048-556-9310 http://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/chiiki/viva/index.html
所沢市	所沢市男女共同参画推進センター「ふらっと」	〒359-1122 埼玉県所沢市寿町 27-7 コンセールタワー所沢 2階	Tel.04-2921-2220 Fax.04-2921-2270 http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/bunka/flat/
加須市	加須市女性センター	〒347-0055 埼玉県加須市中央 2-4-17 市民プラザかぞ5階	Tel.0480-62-1111(人権・男女共同参画課) Fax.0480-62-5981(人権・男女共同参画課) https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou_suishin/shisetsu/shiminplazakazo/4954.html
春日部市	春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」	〒344-0063 埼玉県春日部市緑町 3-3-17	Tel.048-731-3333 Fax.048-733-0071 http://www.harmonykasukabe.jp/index.html
狭山市	狭山市男女共同参画センター	〒350-1305 埼玉県狭山市入間川 1-3-1	Tel.04-2937-3617 Fax.04-2937-3616 http://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/jinken/danjo/index.html
羽生市	羽生市女性センター「パープル羽生」	〒348-0053 埼玉県羽生市南 5-4-3	Tel.048-561-1681 Fax.048-562-1889 http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2009060101809/
鴻巣市	鴻巣市市民活動センター内男女共同参画コーナー	〒365-0038 埼玉県鴻巣市本町 1-2-1	Tel.048-577-3512 Fax.048-577-3949 http://www.city.kounosu.saitama.jp/shisetsu/2/1525657718526.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	〒362-0014 埼玉県上尾市本町 1-1-2	Tel.048-778-5111 Fax.048-778-5112 http://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/
草加市	草加市文化会館内「男女共同参画さわやかサロン」	〒340-0013 埼玉県草加市松江 1-1-5	Tel.048-931-9325 Fax.048-936-4690 https://soka-bunka.jp/publics/index/23/
越谷市	越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	〒343-0025 埼玉県越谷市大沢 3-6-1 パルテきたこし 3階	Tel.048-970-7411 Fax.048-970-7412 http://hot-koshigaya.jp/ ※HPアドレスは、R4.4.1以降に変更予定
戸田市	上戸田地域交流センター「あいバル」	〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田 2-21-1	Tel.048-229-3133 Fax.048-229-3996 http://www.ipal-friendship.net/
入間市	入間市男女共同参画推進センター	〒358-0003 埼玉県入間市豊岡 4-2-2	Tel.04-2964-2536 Fax.04-2964-2539 http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kyoiku/1012387/index.html
朝霞市	朝霞市女性センター「それいゆふらざ」	〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-7-1 (中央公民館・コミュニティセンター内)	Tel.048-463-2697 Fax.048-463-0524 https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/4/sisetuannai.html
桶川市	桶川市男女共同参画コーナー「アソシエ」	〒363-8501 埼玉県桶川市泉 1-3-28	Tel.048-788-4907 Fax.048-787-5409 https://www.city.okegawa.lg.jp
八潮市	八潮市役所駅前出張所内「八潮女性サロン」	〒340-0822 埼玉県八潮市大瀬 1-1-1 マインループ 1階	Tel. 048-996-2159 (人権・男女共同参画課) https://www.city.yashio.lg.jp/smph/shisei/jinken_danjo/dvsoudansiensitu/josei.html
坂戸市	坂戸市勤労女性センター「リーベン」	〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田 1-1-22	Tel.049-281-3595 Fax.049-283-1640 https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/12/193.html
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター「ハーモニー」	〒350-2213 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 1922-7	Tel.049-287-4755 Fax.049-271-5297 https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000338.html
吉川市	吉川市民交流センター「おあしず」	〒342-0058 埼玉県吉川市きよみ野 1-1	Tel.048-984-1888 Fax.048-983-5500 http://www.yoshikawa-oasis-tosho.info/
上里町	上里町男女共同参画推進センター「ウイズ・ユース」	〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 393	Tel.0495-35-1357 Fax.0495-34-2523 http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm
千葉県	千葉県男女共同参画センター	〒260-0001 千葉県千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎 1階	Tel.043-420-8411 Fax.043-420-8581 http://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/index.html
千葉市	千葉市男女共同参画センター	〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ内	Tel.043-209-8771 Fax.043-209-8776 http://www.chp.or.jp/danjo/index.html
市川市	市川市男女共同参画センター「ウイズ」	〒272-0034 千葉県市川市市川 1-24-2	Tel.047-322-6700 Fax.047-322-6888 http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/111100001.html
船橋市	船橋市男女共同参画センター	〒273-0005 千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスペイン 5階	Tel.047-423-0757 Fax.047-423-3436 https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
松戸市	松戸市男女共同参画センター「ゆうまつど」	〒271-0091 千葉県松戸市本町 14-10	Tel.047-364-8778 Fax.047-364-7888 http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/index.html
成田市	成田市男女共同参画センター	〒286-0017 千葉県成田市赤坂 2-1-14 ボンベルタ成田アネックス館 B棟 2階	Tel.0476-36-5569 Fax.0476-20-6143 http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page104000.html
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター「ミウズ」	〒285-0837 千葉県佐倉市王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階	Tel.043-460-2580 Fax.043-460-2582 http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp
習志野市	習志野市男女共同参画センター「ステップならしの」	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 5階	Tel.047-453-9307 Fax.047-453-9327 https://www.city.narashino.lg.jp/joho/danjokyo/index.html
柏市	柏市男女共同参画センター	〒277-0005 千葉県柏市柏 1-7-1-301 DayOneタワー 3階 パレット柏内	Tel.04-7167-1127 Fax.04-7165-7323 http://www.city.kashiwa.lg.jp/sankakueye/

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
八千代市	八千代市男女共同参画センター	〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南 1-11-6 八千代台東南公共センター 4階	Tel.047-485-6505 Fax.047-485-7398 https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102500/page000021.html
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	〒273-0101 千葉県鎌ヶ谷市富岡 1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷 3階	Tel.047-401-0891 Fax.047-401-0892 http://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center
浦安市	浦安市多様性社会推進課「ルピナス」	〒279-0004 千葉県浦安市猫実 1-1-2 浦安市文化会館 2階	Tel.047-712-6803 Fax.047-353-1145 http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html
白井市	白井市青少年女性センター	〒270-1415 千葉県白井市清戸 766-1 白井市福祉センター	Tel.047-492-2022 Fax.047-492-2021 http://www.shiroisakyu.jp/contents/business-guide/welfare-center/youth-center/
東京都	東京ウィメンズプラザ	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-67	Tel.03-5467-1711 Fax.03-5467-1977 https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/
千代田区	千代田区男女共同参画センター「MIW(ミュウ)」	〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所10階	Tel.03-5211-8455 Fax.03-5211-8846 https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/danjo/miw/index.html
中央区	中央区立女性センター「ブーケ21」	〒104-0043 東京都中央区湊 1-1-1	Tel.03-5543-0651 Fax.03-5543-0652 http://bouquet21.genki365.net/
港区	港区立男女平等参画センター「リーブラ」	〒105-0023 東京都港区芝浦 1-16-1 みなとパーク芝浦	Tel.03-3456-4149 Fax.03-3456-1254 https://www.minatolibra.jp/
新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター「ウイズ新宿」	〒160-0007 東京都新宿区荒木町 16	Tel.03-3341-0801 Fax.03-3341-0740 https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index12_01.html
文京区	文京区男女平等センター	〒113-0033 東京都文京区本郷 4-8-3	Tel.03-3814-6159 Fax.03-5689-4534 https://www.bunkyo-danjo.jp/
台東区	台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」	〒111-8621 東京都台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター 4階	Tel.03-5246-5816 Fax.03-5246-5814 https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/jinken/habataki21/index.html
墨田区	すみだ女性センター	〒131-0045 東京都墨田区押上 2-12-7-111 セトル中之郷内	Tel.03-5608-1771 Fax.03-5608-1770 https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/sumida_zyoseicenter/index.html
江東区	江東区男女共同参画推進センター	〒135-0011 東京都江東区扇橋 3-22-2	Tel.03-5683-0341 Fax.03-5683-0340 https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/center/index.html
品川区	品川区男女共同参画センター	令和4年12月まで仮移転中 〒142-0062 品川区小山3-22-3(荏原第一地域センター跡) 〒140-0011 東京都品川区東大井 5-18-1 品川区立総合区民会館 3階	令和4年12月まで Tel.03-3784-0820 Fax.03-3784-0823 Tel.03-5479-4104 Fax.03-5479-4111 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku-center/index.html
目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	〒153-0061 東京都目黒区中目黒 2-10-13 中目黒スクエア内	Tel.03-5721-8570 Fax.03-5721-8574 https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/s_hisetsu/sonota/danjo/
大田区	大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」	〒143-0016 東京都大田区大森北 4-16-4	Tel.03-3766-4586 Fax.03-5764-0604 http://www.escenaota.jp/
世田谷区	世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」	〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3~5階	Tel.03-6450-8510 Fax.03-6450-8511 http://www.laplace-setagaya.net/
渋谷区	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター「アイリス」	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 23-21 渋谷区文化総合センター大和田 8階	Tel.03-3464-3395 Fax.03-3464-3398 http://www.city.shibuya.tokyo.jp/sisetsu/bunka/oowada/iris.html
杉並区	杉並区立男女平等推進センター「ゆう杉並」	〒167-0051 東京都杉並区荻窪 1-56-3	Tel.03-3393-4410 Fax.03-3393-4716 https://www.city.suginami.tokyo.jp/
豊島区	豊島区立男女平等推進センター「エポック10」	〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ(IKE・Biz) 3階	Tel.03-5952-9501 Fax.03-5391-1015 http://www.city.toshima.lg.jp
北区	スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とびあ 5階	Tel.03-3913-0161 Fax.03-3913-0081 http://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyu/index.html
荒川区	荒川区立男女平等推進センター「アクト21」	〒116-0012 東京都荒川区東尾久 5-9-3	Tel.03-3809-2890 Fax.03-3809-2891 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/shisetsu/bunkacommu/act21shisetsu.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
板橋区	板橋区立男女平等推進センター「スクエア・I(あい)」	【情報資料コーナー・団体交流室】 〒173-0015 東京都板橋区栄町 36-1 板橋区立グリーンホール 7階 【相談室】 〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 本庁舎南館6階	(連絡先) 板橋区総務部男女社会参画課 Tel.03-3579-2486 Fax.03-3579-2129 https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/1002339.html
練馬区	練馬区立男女共同参画センター「えーる」	〒177-0041 東京都練馬区石神井町 8-1-10	Tel.03-3996-9005 Fax.03-3996-9010 https://www.city.nerima.tokyo.jp/shisetsu/bunaka/sankakucenter/yell.html
足立区	足立区男女参画プラザ	〒123-0851 東京都足立区梅田 7-33-1 エル・ソフィア2階	Tel.03-3880-5222 Fax.03-3880-0133 https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/shisetsu/toshokan/027.html
葛飾区	葛飾区男女平等推進センター「ウイメンズパル」	〒124-0012 東京都葛飾区立石 5-27-1	Tel.03-5698-2211 Fax.03-5698-2315 http://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1000097/1006912/1006929.html
江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター	〒132-0011 東京都江戸川区瑞江2-9-15 人権・男女共同参画推進センター	Tel.03-6638-8089 Fax.03-6231-8171 https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e049/kus-eijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/jinken.html
八王子市	八王子市男女共同参画センター	〒192-0082 東京都八王子市東町 5-6	Tel.042-648-2230 Fax.042-644-3910 https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/index.html
立川市	立川市女性総合センター「アイム」	〒190-0012 東京都立川市曙町 2-36-2	Tel.042-528-6801 Fax.042-528-6805 http://www.city.tachikawa.lg.jp/danjo/shisetsu/sonota/005.html
武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	〒180-0022 東京都武蔵野市境 2-3-7 市民会館 1階	Tel.0422-37-3410 Fax.0422-38-6239 http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shiminkatsudo/danjokiyodosankaku/danjo-center/index.html
三鷹市	三鷹市女性交流室	〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ 4階	Tel. & Fax.0422-43-7812 ((公財)三鷹国際交流協会(MISHOP)) https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html
府中市	男女共同参画センター「フチュール」	〒183-0034 東京都府中市住吉町 1-84 ステーション中河原 4階	Tel.042-351-4600 Fax.042-351-4603 https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/index.html
調布市	調布市男女共同参画推進センター	〒182-0022 東京都調布市国領町 2-5-15 コクティール 3階(市民プラザあくろす内)	Tel.042-443-1213 Fax.042-443-1212 https://chofu-danjo.jp/
昭島市	昭島市男女共同参画センター	〒196-0012 東京都昭島市つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟2階	Tel.042-519-2277 Fax.042-519-2803 https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html
町田市	町田市男女平等推進センター	〒194-0013 東京都町田市原町田 4-9-8	Tel.042-723-2908 Fax.042-723-2946 https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html
小平市	小平市男女共同参画センター「ひらく」	〒187-0031 東京都小平市小川東町 4-2-1 元気村おがわ東 2階	Tel.042-346-9618 Fax.042-346-9575 https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html
日野市	日野市立男女平等推進センター「ふらっと」	〒191-0062 東京都日野市多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館 2階	Tel.042-584-2733 Fax.042-584-2748 https://www.city.hino.lg.jp/shisetsu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html
国立市	くにたち男女平等参画ステーション「パラソル」	〒186-0001 東京都国立市北 1-14-1 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内	Tel.042-501-6990 Fax.042-501-6991 http://kuni-sta.com
国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」	〒185-0034 東京都国分寺市光町 1-46-8 ひかりプラザ 2階	Tel.042-573-4378 Fax.042-573-4388 https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html
清瀬市	清瀬市男女共同参画センター「アイレック」	〒204-0021 東京都清瀬市元町 1-2-11 アミュージビル 4階	Tel.042-495-7002 Fax.042-495-7008 http://www.city.kiyose.lg.jp/hp/page000001400/hpg000001333.htm
東久留米市	東久留米市男女平等推進センター「フィフティ2」	〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1	Tel.042-472-0061 Fax.042-472-1131 http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisetsu/shikanren/danjo/index.html

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
武蔵村山市	男女共同参画センター「ゆーあい」	〒208-0012 東京都武蔵村山市緑が丘 1460番地 1111号棟 1階 (緑が丘ふれあいセンター内)	Tel.042-590-0755 Fax.042-567-1433 https://www.fureai.csplace.com/
多摩市	多摩市立TAMA女性センター	〒206-0011 東京都多摩市関戸 4-72 ヴィータ・コミュニネ 7階	Tel.042-355-2110 Fax.042-339-0491 http://www.city.tama.lg.jp/0000004278.html
稲城市	稲城市男女平等推進センター	〒206-0802 東京都稲城市東長沼 2112番地 1 地域振興プラザ内	Tel.042-378-2112 Fax.042-378-6971 https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/shaikaiyouiuku/plaza/shisetsu/danjobyoudousuisincenter.html
西東京市	西東京市男女平等推進センター「バリテ」	〒202-0005 東京都西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館内	Tel.042-439-0075 Fax.042-422-5375 http://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/itiran/other/dannjyo.html
神奈川県	神奈川県立かながわ男女共同参画センター「かなテラス」	〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上 2-7-1 県藤沢合同庁舎 2階	Tel.0466-27-2111 Fax.0466-25-6499 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html
横浜市	男女共同参画センター横浜「フォーラム」	〒244-0816 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町435-1	Tel.045-862-5050 Fax.045-865-4671 https://www.women.city.yokohama.jp/y/
	男女共同参画センター横浜南「フォーラム南太田」	〒232-0006 神奈川県横浜市南区南太田 1-7-20	Tel.045-714-5911 Fax.045-714-5912 https://www.women.city.yokohama.jp/m/
	男女共同参画センター横浜北「アートフォーラムあざみ野」	〒225-0012 神奈川県横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3	Tel.045-910-5700 Fax.045-910-5755 https://www.women.city.yokohama.jp/a/
川崎市	川崎市男女共同参画センター「すくらむ21」	〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 2-20-1	Tel.044-813-0808 Fax.044-813-0864 https://www.scrum21.or.jp/
相模原市	相模原市立男女共同参画推進センター「ソレイユさがみ」	〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内	Tel.042-775-1775 Fax.042-775-1776 https://www.soleilsagami.jp/j/
横須賀市	デュオよこすか	〒238-0041 神奈川県横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 5階	Tel.046-822-0804 Fax.046-822-0804 http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/sisetu/fc100000850.html
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター「いこりあ」	〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル 4階	Tel.0467-57-1414 Fax.0467-57-1666 https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/danjyo/1009310/index.html
南足柄市	南足柄市女性センター	〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 591-1 ヴェルミ3 3階	Tel.0465-73-8211 Fax.0465-70-1832 http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/shisetsu/siminkatsudou/jyosei_center.html
新潟県	新潟ユニゾンプラザ内(公財)新潟県女性財団	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2階	Tel.025-285-6610 Fax.025-285-6630 https://www.npwf.jp/
新潟市	新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	〒950-0082 新潟県新潟市中央区東万代町 9-1 万代市民会館 3階	Tel.025-246-7713 Fax.025-246-8080 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza/
長岡市	長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか」	〒940-0062 新潟県長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター 2階	Tel.0258-39-2746 Fax.0258-39-2747 https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/ate14/will/
三条市	三条市男女共同参画センター	〒955-0844 新潟県三条市桜木町 12-38 三条ものづくり学校内	Tel.0256-34-5624 Fax.0256-33-5732 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/chiikikeieika/tiikishinkou/danjyokyoudousankaku/986.html
上越市	上越市男女共同参画推進センター「ウィズじょうえつ」	〒943-0821 新潟県上越市土橋 1914-3 上越市市民プラザ 2階	Tel.025-527-3624 Fax.025-522-8240 https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/
富山県	富山県民共生センター「サンフォルテ」	〒930-0805 富山県富山市湊入船町 6-7	Tel.076-432-4500 Fax.076-432-5525 https://www.sunforte.or.jp/
富山市	富山市男女共同参画推進センター	〒930-0002 富山県富山市新富町 1-2-3 CiCビル 3階	Tel.076-433-1760 Fax.076-433-1761 https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyokyodosankaku/kyodosankakuuishin.html
高岡市	高岡市男女平等推進センター	〒933-0023 富山県高岡市末広町 1-7 ウイング・ウイング高岡 6階	Tel.0766-20-1810 Fax.0766-20-1815 https://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
石川県	石川県女性センター	〒920-0861 石川県金沢市三社町 1-44	Tel.076-263-0115 Fax.076-263-0118 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/jyoseicenter/
金沢市	金沢市女性センター	〒920-0861 石川県金沢市三社町 1-44	Tel.076-223-1265 Fax.076-223-6299 https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/jyosei/jyosei.html
七尾市	フォーラム七尾	〒926-0811 石川県七尾市御祓町 1 パトリア 4階	Tel.0767-52-5222 Fax.0767-52-5239
加賀市	セミナーハウスあいりす 「女性センター」女性団体事務室 ／相談室(あいりす電話)	〒922-0431 石川県加賀市山田町リ 243 (加賀市中央公園内) セミナーハウスあいりす 1階	・加賀市各種団体女性連絡協議会 Tel.0761-73-5529(火) ・加賀市女性協議会 Tel.0761-73-5550(月・水・金) Fax.0761-73-5550
輪島市	輪島市女性センター	〒928-0076 石川県輪島市鳳至町石浦町 83番地 1	Tel.0768-22-7620 Fax.0768-22-7640
野々市市	野々市市女性センター	〒921-8805 石川県野々市市稲荷 4丁目 155	Tel.076-246-0810
福井県	福井県生活学習館 「ユニー・アイふくい」	〒918-8135 福井県福井市下六条町 14-1	Tel.0776-41-4200 Fax.0776-41-4201 http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/
福井市	福井市男女共同参画・子ども家庭センター	〒910-0858 福井県福井市手寄 1-4-1 アオッサ 5階	Tel.0776-20-1537 Fax.0776-20-1538 http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d125/danjo-kkc/index.html
敦賀市	敦賀市男女共同参画センター	〒914-0051 福井県敦賀市本町 2-1-20 南公民館 3階	Tel.0770-23-5411 Fax.0770-23-5662 https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/about_city/danjokiyodosankaku/danjokiyodsank_sender/index.html
鯖江市	夢みらい館・さばえ	〒916-0021 福井県鯖江市三六町 1-4-20	Tel.0778-51-1722 Fax.0778-51-7830 http://www4.ttn.ne.jp/~yumemirai/
越前市	越前市男女共同参画センター 「あんだんて」	〒915-0071 福井県越前市府中 1-11-2 市民プラザたけふ(3階)	Tel.0778-24-4446 Fax.0778-24-4446 http://www.andante-echizen.net/
山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ総合」	〒400-0862 山梨県甲府市朝気 1-2-2	Tel.055-235-4171 Fax.055-235-1077 http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicsogo.html
	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ峡南」	〒409-2305 山梨県南巨摩郡南部町内船 9353-2	Tel.0556-64-4777 Fax.0556-64-4700 http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicskyonan.html
	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ富士」	〒402-0052 山梨県都留市中央 3-9-3	Tel.0554-45-1666 Fax.0554-45-1663 http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicsfuji.html
甲府市	甲府市男女共同参画センター	〒400-0858 山梨県甲府市相生 2-17-1 南庁舎 1号館	Tel.055-237-5209 Fax.055-222-2062 https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/activewoman/shienjigyo.html
長野県	長野県男女共同参画センター 「あいとぴあ」	〒394-0081 長野県岡谷市長地権現町 4-11-51	Tel.0266-22-5781 Fax.0266-22-5783 https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/index.html
長野市	長野市男女共同参画センター	〒380-0814 長野県長野市大字鶴賀西鶴賀町 1481-1	Tel.026-237-8303 Fax.026-237-8304 http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/jinken-danjo/
松本市	松本市女性センター 「パレア松本」	〒390-0811 長野県松本市中央 1-18-1 Mウイング 3階	Tel.0263-39-1105 Fax.0263-37-1153 http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/jinken/danjo/parea-matsumoto.html
上田市	上田市市民プラザ・ゆう	〒386-0014 長野県上田市材木町 1-2-2	Tel.0268-27-2988 Fax.0268-27-3123 http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkendanjo/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html
茅野市	茅野市家庭教育センター	〒391-0002 長野県茅野市塚原 1-9-16	Tel.0266-73-0888 https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html
長和町	長門ふれあい館	〒386-0602 長野県小県郡長和町長久保 457-1	Tel.0268-68-4400 Fax.0268-68-4402
高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設「あったかてらす」	〒399-3101 長野県下伊那郡高森町山吹435-5	Tel.0265-35-5000 https://www.facebook.com/attakaterrace/

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
岐阜県	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟 9階	Tel.058-214-6431 Fax.058-214-6432 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13255.html
岐阜市	岐阜市女性センター	〒500-8521 岐阜県岐阜市橋本町 1-10-23 ハートフルスクエアG 1階	Tel.058-268-1052 Fax.058-268-1057 https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/
大垣市	大垣市男女共同参画センター「ハートリンクおがき」	〒503-0911 岐阜県大垣市室本町 5-51 スイトピアセンター学習館 1階	Tel.0584-47-8549 Fax.0584-47-8838 https://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0-0_4.html
可児市	可児市男女共同参画悩み相談・法律相談（毎月1回、土曜日13:30～16:30開設）	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土 3433-139 可児市文化創造センター アーラ	【市役所】 Tel. 0574-62-1111 Fax.0574-62-1376 http://www.city.kani.lg.jp/3300.htm
美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:Ola(リオラ)	〒505-0010 岐阜県美濃加茂市健康のまち 1-2 みのかも健康プラザ内	【市役所】 Tel. 0574-25-2111 Fax.0574-25-3917 https://caminho-minokamo.com/reola_top/
恵那市	恵那中央出張所「えなえーる」	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町180-1 パロー恵那ショッピングセンター2階	【市役所】 Tel. 0573-26-2111 Fax.0573-26-4799 https://ena-chuo-office.com/
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	〒422-8063 静岡県静岡市駿河区馬淵 1-17-1	Tel.054-255-8440 Fax.054-251-5085 http://www.azarea-navi.jp
静岡市	静岡市女性会館「アイセル21」	〒420-0865 静岡県静岡市葵区東草深町 3-18	Tel.054-248-7330 Fax.054-246-7833 https://aicel21.jp/
浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター「あいホール」	〒433-8123 静岡県浜松市中区幸 3-3-1	Tel.053-412-0351 Fax.053-412-0377 https://www.ai-hall.com/
富士宮市	富士宮市男女共同参画センター	〒418-0005 静岡県富士宮市宮原 7番地の1	Tel.0544-22-0341 Fax.0544-22-0326 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/citizen/liti2b00000017q6.html
富士市	富士市男女共同参画センター	〒416-8558 静岡県富士市本市場432番地の1 フィランセ西館	Tel.0545-64-8997 Fax.0545-64-9017 http://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1005/fmervo000001c8mo.html
磐田市	磐田市男女共同参画センター「ともりあ」	〒438-8601 静岡県磐田市見付2989-3 ワークピア磐田 1階	Tel.0538-37-4811 Fax.0538-32-2353 https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/chiiki_kouryuu/danjokyoudou/1001708.html
愛知県	愛知県女性総合センター「ウィルあいち」	〒461-0016 愛知県名古屋市東区上笠杉町 1	Tel.052-962-2511 Fax.052-962-2567 https://www.will.pref.aichi.jp/
名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター「イーブルなごや」	〒460-0015 愛知県名古屋市中区大井町 7-25	Tel.052-331-5288 Fax.052-322-9458 http://e-able-nagoya.jp
豊橋市	豊橋市男女共同参画センター「パルモ」	〒441-8075 愛知県豊橋市神野ふ頭町 3-22 ライフポートとよはし内	Tel.0532-33-2800 Fax.0532-33-2810 http://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm
春日井市	春日井市青少年女性センター「レディヤンかすがい」	〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 2-247	Tel.0568-85-4188 Fax.0568-85-7890 https://www.city.kasugai.lg.jp/shisetsu/kouminkan/rediyan/index.html
豊田市	とよた男女共同参画センター「キラッ☆とよた」	〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 1-25	Tel.0565-31-7780 Fax.0565-31-3270 http://clover-toyota.jp/
小牧市	小牧市まなび創造館	〒485-0041 愛知県小牧市小牧 3-555	Tel.0568-71-9848 Fax.0568-71-9840 http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/shimin/kosodatekyoiku/shougai/5/index.html
大府市	大府市石ヶ瀬会館「ミュージアがせ」	〒474-0035 愛知県大府市江端町 4-1	Tel.0562-48-0588 Fax.0562-44-9144 https://www.city.obu.aichi.jp/shisetsu/koukyou/kouminkan/1005082.html
知多市	知多市男女共同参画センター「ウイズ」	〒478-0065 愛知県知多市新知東町 2-7-2	Tel. & Fax.0562-56-6305 http://www.medias.ne.jp/~fureai/
高浜市	高浜市女性文化センター	〒444-1332 愛知県高浜市湯山町 6-6-4	Tel.0566-52-5002 Fax.0566-52-5003 http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/bunka/shisetsu/jobun.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
三重県	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」	〒514-0061 三重県津市一身田上津部田 1234	Tel.059-233-1130 Fax.059-233-1135 https://www.center-mie.or.jp/frente/
四日市市	四日市市男女共同参画センター「はもりあ四日市」	〒510-0093 三重県四日市市本町 9-8 本町プラザ 3階	Tel.059-354-8331 Fax.059-354-8339 https://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.php
鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター「ジェフリーすずか」	〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸 2-15-18 かんべ再開発ビル 3階	Tel.059-381-3113 Fax.059-381-3119 http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/
名張市	名張市男女共同参画センター	〒518-0775 三重県名張市希央台 5-19 名張市市民情報交流センター内	Tel.0595-63-5336 Fax.0595-63-5326 https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/?page_id=15
伊賀市	伊賀市男女共同参画センター	〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500	Tel.0595-22-9632 Fax.0595-22-9666 https://www.city.iga.lg.jp/category/7-6-4-0-0.html
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」	〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町 80-4	Tel.0748-37-3751 Fax.0748-37-5770 https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/index.html
大津市	大津市男女共同参画センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津 4-1-1	Tel.077-528-2615 Fax.077-527-6288 http://www.city.otsu.lg.jp/manabi/jinken/danjo/c/index.html
草津市	草津市立男女共同参画センター「あい・ふらっと」	〒525-0032 滋賀県草津市大路 2-1-35 キラリエ草津 5階	Tel.077-565-1550 Fax.077-565-1518 http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/danjosankaku/index.html
彦根市	彦根市男女共同参画センター「ウイズ」	〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670	Tel. & Fax.0749-24-3529 http://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/shisetsu/14/
高島市	高島市働く女性の家「ゆめばれっと高島」	〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1640番地	Tel. & Fax.0740-22-5775 http://www.npo-genki.com/home/josei/
米原市	米原市人権総合センター・男女共同参画センター「ソーシャルキャピタルプラザ」	〒521-0031 滋賀県米原市一色 444番地	Tel.0749-54-2444 Fax.0749-54-3033 http://scplaza.jimdo.com/
京都府	京都府男女共同参画センター「らら京都」	〒601-8047 京都府京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ東館2階	Tel.075-692-3433 Fax.075-692-3436 http://www.kyoto-womensc.jp/
京都市	京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」	〒604-8147 京都府京都市中京区東洞院通 六角下ル御射山町 262	Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460 https://www.wings-kyoto.jp/
福知山市	福知山市男女共同参画センター	〒620-0035 京都府福知山市字内記 100番地 ハピネスふくちやま 3階	Tel.0773-24-7022 Fax.0773-23-6537 http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/life/facilities/entries/005694.html
舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター「フリアス舞鶴」	〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下 1167番地 舞鶴市中総合会館 5階	Tel.0773-65-0055 Fax.0773-65-0055 https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/000007538.html
綾部市	綾部市男女共同参画センター「あいセンター」	〒623-0016 京都府綾部市西町 1-49-1 I・Tビル 5階	Tel. & Fax.0773-42-2030 http://www.city.ayabe.lg.jp/aicenter/index.html
宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	〒611-0021 京都府宇治市宇治里尻 5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ ゆめりあうじ内	Tel.0774-39-9377 Fax.0774-39-9378 http://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/68/
城陽市	城陽市男女共同参画支援センター「ばれっとJOYO」	〒610-0121 京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	Tel.0774-54-7545 Fax.0774-55-5601 http://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000719.html
向日市	向日市女性活躍センター	〒617-0002 京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	Tel.075-963-6532 Fax.075-963-6517 https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/kurashi/anshin/1530867953263.html
長岡京市	長岡京市男女共同参画センター	〒617-0833 京都府長岡京市神足 2-3-1 長岡京市立総合交流センター (パンビオ1番館) 6階	Tel.075-963-5501 Fax.075-963-5521 http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000375.html
八幡市	八幡市女性ルーム	〒614-8073 京都府八幡市八幡軸 63	Tel.075-981-3127 Fax.075-983-4545 http://www.city.yawata.kyoto.jp//category/5-3-2-0-0.html
京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」	〒610-0334 京都府京田辺市田辺中央 5-2-1 アル・プラザ京田辺 2階	Tel. & Fax.0774-65-3709 http://www.kyotanabe.jp/0000005375.html

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
京丹後市	京丹後市女性センター	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 868番地	Tel.0772-69-0210 Fax.0772-62-6716 (市民課)
木津川市	木津川市女性センター	〒619-0223 京都府木津川市相楽台 4-3	Tel.0774-72-7719 Fax.0774-72-1399 http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,440,40,181.html
大阪府	大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 1-3-49	Tel.06-6910-8500 Fax.06-6910-8775 https://www.dawncenter.jp/
大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館「クレオ大阪中央」	〒543-0002 大阪府大阪市天王寺区上汐 5-6-25	Tel.06-6770-7200 Fax.06-6770-7705 http://www.creo-osaka.or.jp/chuou/index.html
	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館「クレオ大阪子育て館」	〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋 6-4-20	Tel.06-6354-0106 Fax.06-6354-0277 http://www.creo-osaka.or.jp/north/index.html
	大阪市立男女共同参画センター西部館「クレオ大阪西」	〒554-0012 大阪府大阪市此花区西九条 6-1-20	Tel.06-6460-7800 Fax.06-6460-9630 http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html
	大阪市立男女共同参画センター南部館「クレオ大阪南」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西 6-2-33	Tel.06-6705-1100 Fax.06-6705-1140 http://www.creo-osaka.or.jp/south/index.html
	大阪市立男女共同参画センター東部館「クレオ大阪東」	〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西 2-1-21	Tel.06-6965-1200 Fax.06-6965-1500 http://www.creo-osaka.or.jp/east/index.html
堺市	堺市立男女共同参画センター(コクリコさかい)	〒590-0955 大阪府堺市堺区宿院町東 4-1-27	Tel.072-223-9153 Fax.072-223-7685 https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/shogai/kouza/shiryuu_etc/shisetu/danjokyoocenter/gaiyou.html
	堺市男女共同参画交流の広場	〒599-8123 大阪府堺市東区北野田 1077 アミナス北野田3階	Tel.072-236-8266 Fax.072-236-8277 http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html
岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター	〒596-0042 大阪府岸和田市加守町 4-6-18	Tel.072-441-2535 Fax.072-441-2536 https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/
豊中市	とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」	〒560-0026 大阪府豊中市玉井町 1-1-1-501	Tel.06-6844-9772 Fax.06-6844-9706 http://www.toyonaka-step.jp/
池田市	池田市立男女共生サロン	〒563-0058 大阪府池田市栄本町 9-1	Tel.072-754-2891 Fax.072-750-5125 http://www.city.ikeda.osaka.jp/shisetsu/kurashi/1416667962093.html
吹田市	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」	〒564-0072 大阪府吹田市出口町 2-1	Tel.06-6388-1451 Fax.06-6385-5411 https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-shimin/danjoc.html
泉大津市	いずみおつ男女共同参画交流サロン「にんじんサロン」	〒595-0067 大阪府泉大津市旭町 22-45 テクスピア大阪5階	Tel. & Fax.0725-21-6555 https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/jinkenkurasi/tantougyoumu/danjo/ninjinnsaron/ninjin.html
高槻市	高槻市立男女共同参画センター	〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町 1-2	Tel.072-685-3725 Fax.072-686-2455 http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/shimin/jinkenda/gyomuannai/danjo_center/centerriyouannai.html
枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	〒573-0032 大阪府枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ3号館 4階	Tel.072-843-5636 Fax.072-843-5637 http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html
茨木市	茨木市立男女共生センターローズWAM	〒567-0882 大阪府茨木市元町 4-7	Tel.072-620-9920 Fax.072-620-9921 http://www.rosewam.city.ibaraki.osaka.jp/
八尾市	八尾市男女共同参画センター「すみれ」	〒581-0833 大阪府八尾市旭ヶ丘 5-85-16 生涯学習センター「かがやき」学習プラザ 4階 令和4年4月移転予定	Tel. & Fax.072-923-4940 https://danjo.osaka.jp/yao/index.html
泉佐野市	いずみさの女性センター	〒598-0005 大阪府泉佐野市市場東 1-2-1	Tel. & Fax.072-469-7125 http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html
富田林市	富田林市男女共同参画センターウィズ	〒584-0084 大阪府富田林市桜ヶ丘町 2-8 すばるホール 3階	Tel. & Fax. 0721-23-0030 https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター「ふらっとねやがわ」	〒572-0042 大阪府寝屋川市東大和町 2-14 市立産業振興センター (にぎわい創造館) 5階	Tel.072-800-5789 Fax.072-800-5489 http://www.city.neyagawa.osaka.jp/shisetsu/1382576254312.html
河内長野市	河内長野市男女共同参画センター	〒586-0025 大阪府河内長野市昭栄町 7-1 河内長野市立市民交流センター (キックス)内	Tel.0721-54-0003 Fax.0721-55-1435 http://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/34/index.html
松原市	松原市人権交流センター (はーとビュー)内男女共同参画センター	〒580-0023 大阪府松原市南新町 2-141-1	Tel.072-332-5705 Fax.072-332-5710 https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/jinken_center/index.html
大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	〒574-0036 大阪府大東市広末町 1-301 ローレルスクエア住道サンタワー内	Tel.072-869-6505 Fax.072-870-1405 http://www.daito-across.jp/across/room/1f_02.html
和泉市	和泉市男女共同参画センター「モアいずみ」	〒594-0041 大阪府和泉市いぶき野 5-4-7 和泉シティプラザ北棟 4階	Tel.0725-57-6640 Fax.0725-57-6643 http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/moazumi/index.html
箕面市	男女協働参画ルーム	〒562-0015 大阪府箕面市稲 1-14-5 箕面市役所第三別館 2階	Tel.072-724-6943 Fax.072-725-8360 http://www.city.minoh.lg.jp/shisetsu/danjyo/danjyo_room.html
柏原市	柏原市立男女共同参画センター「フローラルセンター」	〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1-55	Tel.072-972-1501(内) 4301 Fax.072-972-2131 http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2021102700078/
羽曳野市	はびきのレディースセンター	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田 4-1-1	Tel.072-958-1111 Fax.072-958-8061
門真市	門真市女性サポートステーションWESS	〒571-0066 大阪府門真市幸福町3-1 Core古川橋	Tel.06-6900-8550 Fax.06-6900-8551
摂津市	摂津市立男女共同参画センター「ウイズせつつ」	〒566-0021 大阪府摂津市南千里丘 5-35 摂津市立コミュニティプラザ 1階	Tel.06-4860-7112 Fax.06-4860-7113 http://with-settsu.jp/
藤井寺市	男女共同参画ルーム	〒583-0035 大阪府藤井寺市北岡 1-2-3 市民総合会館本館 3階	Tel.072-939-1059 Fax.072-952-8981 https://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokuyodosankaku/room.html
東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター「イコララム」	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町 4-3-22-600	Tel.072-960-9201 Fax.072-960-9207 http://www.ikoramu.com/
泉南市	せんなん男女共同参画ルーム「ステップ」	〒590-0521 大阪府泉南市樽井 9-16-2	Tel.072-480-2855 Fax.072-482-0075 http://www.city.sennan.lg.jp/shisei/jinken/danjyo/what/1458795170226.html
大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター「きらっとびあ」	〒589-0005 大阪府大阪狭山市狭山 1-862-5 (市役所南館 1階)	Tel& Fax.072-247-7047 https://os-gender.jimdofree.com/
島本町	島本町立人権文化センター	〒618-0011 大阪府三島郡島本町広瀬 2-22-27	Tel.075-962-4402 Fax.075-962-4499 http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/sougouseisakubu_sintaisei/jinkenbunka_senta/danjokuyoudousankaku/index.html
河南町	河南町男女共同参画コーナー	〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6 河南町役場内	Tel.0721-93-2500 Fax.0721-93-4691
兵庫県	兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 7階	Tel.078-360-8550 Fax.078-360-8558 https://hyogo-even.jp/
神戸市	神戸市男女共同参画センター「あすてっぷKOBE」	〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通 3-4-3	Tel.078-361-6977 Fax.078-361-6477 https://astep.city.kobe.lg.jp/
姫路市	姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」	〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68-290 イーグレひめじ 3階	Tel.079-287-0803 Fax.079-287-0805 https://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/
尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター「尼崎市女性センター・トレピエ」	〒661-0033 兵庫県尼崎市南武庫之荘 3-36-1	Tel.06-6436-6331 Fax.06-6436-5757 http://www.amagasaki-trepied.com
明石市	あかし男女共同参画センター「複合型交流拠点ウイズあかし」	〒673-0886 兵庫県明石市東仲ノ町 6-1 アスパア明石北館 7~9階	Tel.078-918-5600 Fax.078-918-5618 https://withakashi.jp/center/facilities/gender_equality/

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
西宮市	西宮市男女共同参画センター「ウェーブ」	〒663-8204 兵庫県西宮市高松町 4-8 プレラにしのみや 4階	Tel.0798-64-9495 Fax.0798-64-9496 https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokiyodosankaku/index.html
芦屋市	芦屋市男女共同参画センター「ウィザスあしや」	〒659-0064 兵庫県芦屋市精道町 8-20 分庁舎 1・2階	Tel.0797-38-2023 Fax.0797-38-2175 http://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html
伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター「ここいろ」	〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商エプラザ5階	TEL.072-781-5516 FAX.072-781-5530 http://www.itami-kokoiro.jp
相生市	相生市男女共同参画センター	〒678-0031 兵庫県相生市旭 1-2-10 相生市役所3号館	Tel.0791-23-7130 Fax.0791-23-7137 http://www.city.aioi.lg.jp/
加古川市	加古川市男女共同参画センター	〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家 2718 青少年女性センター 2階	Tel.079-424-7172 Fax.079-454-4190 https://www.city.kakogawa.lg.jp/
赤穂市	赤穂市女性交流センター	〒678-0233 兵庫県赤穂市加里屋中洲 3-55 赤穂市民会館 3階	Tel.0791-43-7800 Fax.0791-43-6810 http://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/joseikouryucenter.html/
西脇市	西脇市男女共同参画センター	〒677-0057 兵庫県西脇市野村町茜が丘 16-1 西脇市茜が丘複合施設「Miraie」	Tel.0795-25-2800 Fax.0795-25-2220 http://www.city.nishiwaki.lg.jp/
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター「エル」	〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町 2-1-2 ソリオ2 4階	Tel.0797-86-4006 Fax.0797-83-2424 http://www.takarazuka-ell.jp/
三木市	三木市男女共同参画センター「こらぼーよ」	〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933-12 教育センター 3階	Tel. & Fax.0794-89-2331 https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/
高砂市	高砂市男女共同参画センター	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1	Tel.079-443-9133 Fax.079-442-2229 https://www.city.takasago.lg.jp/
川西市	川西市男女共同参画センター「パレットかわにし」	〒666-0015 兵庫県川西市小花 1-8-1 ジョイン川西内	Tel.072-759-1856 Fax.072-759-1891 http://www.gesca-kawanishi.jp/
小野市	小野市男女共同参画センター	〒675-1366 兵庫県小野市中島町 72 小野市うるおい交流館エクラ内	Tel.0794-62-6765 Fax.0794-62-2400 http://www.ksks-arche.jp/danjo/
三田市	三田市まちづくり協働センター「人権・男女共同参画プラザ」	〒669-1528 兵庫県三田市駅前町 2-1 三田駅前一番館 キッピーモール 6階	Tel.079-559-5163 Fax.079-563-8001 http://www.city.sanda.lg.jp
加西市	加西市男女共同参画センター	〒675-2312 兵庫県加西市北条町北条 28-1 アステアかさい 3階	Tel.0790-42-0106 Fax.0790-42-0133 http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/04kokoy/04tiik05.htm
丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター「フィフティ」	〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 丹波篠山市役所第 2庁舎 1階	Tel.079-552-6926 Fax.079-554-2332 https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshiki/karasagasu/jinkensuishinka/index.html
養父市	養父市男女共同参画センター	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 (養父市市民生活部人権・協働課に併設)	Tel.079-662-7601 Fax.079-662-7491 https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/jinken/4/index.html
丹波市	丹波市男女共同参画センター	〒669-3467 兵庫県丹波市氷上町本郷 300番地 丹波ゆめタウン 2階(市民プラザ内)	Tel.0795-82-8684 Fax.0795-82-8692 https://www.tamba-plaza.jp/danjyo-c/
宍粟市	宍粟市男女共同参画センター	〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢65-3 宍粟防災センター2階	Tel.0790-63-0840 Fax.0790-63-0841 https://www.city.shiso.lg.jp
奈良県	奈良県女性センター	〒630-8216 奈良県奈良市東向南町 6	Tel.0742-27-2300 Fax.0742-22-6729 https://www.pref.nara.jp/11774.htm
奈良市	奈良市男女共同参画センター「あすなら」	〒630-8245 奈良県奈良市西之阪町12番地	Tel.0742-81-3100 Fax.0742-25-0600 https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/
天理市	天理市市民活動交流プラザ「かがやきプラザ」	〒632-0035 奈良県天理市守目堂町 89	Tel.0743-68-2666 Fax.0743-68-2665 https://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoukoushitsu/siminnsoukatuyakusuisinka/siminkatudoukouryu/1395670515808.html

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
橿原市	橿原市男女共同参画広場「ゆめおーく」	〒634-0804 奈良県橿原市内膳町 1-6-8 かしはらナビプラザ 4階	Tel.0744-47-3090 Fax.0744-47-2351 http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html
生駒市	生駒市男女共同参画プラザ	〒630-0257 奈良県生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル 1階	Tel.0743-75-0237 Fax.0743-73-0555 https://www.city.ikoma.lg.jp/0000001698.html
和歌山県	和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」	〒640-8319 和歌山県和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9階	Tel.073-435-5245 Fax.073-435-5247 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html
和歌山市	和歌山市男女共生推進センター「みらい」	〒640-8226 和歌山県和歌山市小人町 29 あいあいセンター 5~7階	Tel.073-436-8704 Fax.073-432-4704 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kyoudou_jinken_byoudou/1001128/
田辺市	田辺市男女共同参画センター	〒646-0028 和歌山県田辺市高雄 1-23-1 田辺市民総合センター 4階	Tel.0739-26-4936 Fax.0739-24-8323 http://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」	〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町 212-5 県立倉吉未来中心内	Tel.0858-23-3901 Fax.0858-23-3989 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=35249
鳥取市	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」	〒680-8601 鳥取県鳥取市今町2-151 鳥取大丸5階	Tel. & Fax.0857-24-2704 http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1326245716728/index.html
米子市	米子市男女共同参画センター「かぷりあ」	〒683-0822 鳥取県米子市中町 20	Tel.0859-31-1591 Fax.0859-31-1592 http://www.city.yonago.lg.jp/4550.htm
境港市	境港市男女共同参画センター	〒684-0033 鳥取県境港市上道町 1989-5 境東地区学習等供用施設 (なぎさ会館)内	Tel. & Fax.0859-44-7280 http://www.city.sakaiminato.lg.jp/
八頭町	八頭町男女共同参画センター「かがやき」	〒680-0607 鳥取県八頭郡八頭町徳丸 578-1	Tel.0858-84-2361 Fax.0858-84-2362 http://www.town.yazu.tottori.jp/2045.htm
島根県	島根県立男女共同参画センター「あすてらす」	〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ 236-4	Tel.0854-84-5500 Fax.0854-84-5589 https://www.asuterasu-shimane.or.jp/
松江市	松江市男女共同参画センター「プリエール」	〒690-0061 島根県松江市白潟本町 43 市民活動センター（スティックビル）3階	Tel.0852-32-1190 Fax.0852-32-1191 http://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/danjo/priere_index.html
出雲市	出雲市男女共同参画センター「くすのきプラザ」	〒693-0011 島根県出雲市大津町 2096-3	Tel.0853-22-2055 Fax.0853-22-2157 https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1143162819936/
雲南市	雲南市男女共同参画センター	〒699-1334 島根県雲南市木次町新市 3	Tel.0854-42-1767 Fax.0854-42-1839 https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/madoguchi/#sankaku
岡山県	岡山県男女共同参画推進センター「ウィズセンター」	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館(きらめきプラザ) 6階	Tel.086-235-3307 Fax.086-235-3306 http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/
岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」	〒700-0822 岡山県岡山市北区表町 3-14-1-201 アークスクエア表町 2階	Tel.086-803-3355 Fax.086-803-3344 https://www.city.okayama.jp/0000005879.html
倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター「ウィズアップくらしき」	〒710-0055 岡山県倉敷市阿知 1-7-1-603 くらしきシティプラザ東ビル (天満屋倉敷店 6階)	Tel.086-435-5750 Fax.086-435-5755 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjo/withup/
津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	〒708-8520 岡山県津山市新魚町17番地 アルネ津山 5階	Tel.0868-31-2533 Fax.0868-31-2534 http://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051
玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	〒706-0002 岡山県玉野市築港 4-25-10	Tel.0863-33-7867 Fax.0863-33-7868 http://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html
笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター「てらすセンター」	〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 1872-19	Tel.0865-62-5769 Fax.0865-62-5767 http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html
新見市	新見市男女共同参画プラザ	〒718-0011 岡山県新見市新見 823-1	Tel.0867-72-6159 http://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
広島県	広島県女性総合センター 「エソール広島」	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 1-2-1 おりづるタワー 10階	Tel.082-242-5262 Fax.082-240-5441 http://www.essor.or.jp/
広島市	広島市男女共同参画推進センター「ゆいぽーと」	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 5-6-9	Tel.082-248-3320 Fax.082-248-4476 http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/
福山市	福山市男女共同参画センター 「イコールふくやま」	〒720-0067 広島県福山市西町 1-1-1 エフピコRiM地下 2階	Tel.084-973-8895 Fax.084-927-9121 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/equal/
東広島市	エスポワール (東広島市男女共同参画推進室)	〒739-0043 広島県東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 2階	Tel. & Fax.082-424-3833
山口県 山口市	山口市男女共同参画センター 「ゆめぼぼら」	〒753-0074 山口県山口市中央 2-5-1 山口市民会館事務所 2階	Tel.083-934-2841 Fax.083-934-2841 http://www.y-djc.com/
宇部市	宇部市男女共同参画センター 「フォーユー」	〒755-0033 山口県宇部市琴芝町 1-2-5	Tel.0836-33-4004 Fax.0836-33-3958 http://www.city.ube.yamaguchi.jp/koukyouanai/bunkakyouiku/for_you.html
徳島県	ときわプラザ (徳島県立男女共同参画総合支援センター)	〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示 1-1	Tel.088-655-3911 Fax.088-626-6189 https://www.pref.tokushima.lg.jp/flair/
徳島市	徳島市男女共同参画センター	〒770-0834 徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 4階	Tel.088-624-2611 Fax.088-624-2612 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shietsu/sonota/josei_center.html
香川県	かがわ男女共同参画相談プラザ	〒760-0017 香川県高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター 3階	Tel.087-832-3198 Fax.087-831-1192 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/madoguchi/plaza.html
高松市	高松市男女共同参画センター 「サンフリー高松」	〒760-0068 香川県高松市松島町 1-15-1 たかまつミライエ 6階	Tel.087-833-2282 Fax.087-833-2286 https://www.sankaku087.net/
愛媛県	愛媛県男女共同参画センター	〒791-8014 愛媛県松山市山越町 450	Tel.089-926-1633 Fax.089-926-1661 https://www.ehime-joseizaidan.com
松山市	松山市男女共同参画推進センター「コムズ」	〒790-0003 愛媛県松山市三番町 6-4-20	Tel.089-943-5776/7 Fax.089-943-0460 https://www.coms.or.jp/
新居浜市	新居浜市立女性総合センター 「新居浜ウイメンズプラザ」	〒792-0811 愛媛県新居浜市庄内町 4-4-19	Tel.0897-37-1700 Fax.0897-37-1152 http://www.niihama.or.jp/03/
高知県	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	〒780-0935 高知県高知市旭町 3-115	Tel.088-873-9100 Fax.088-873-9292 https://www.sole-kochi.or.jp
土佐市	土佐市立とさし男女共同参画センター「きらら」	〒781-1101 高知県土佐市高岡町甲 2192-1	Tel.088-852-4039 Fax.088-850-2205 http://www.city.tosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=9
福岡県	福岡県男女共同参画センター 「あすばる」	〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内	Tel.092-584-3739 Fax.092-584-1262 https://www.asubaru.or.jp/
北九州市	北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」	〒803-0814 福岡県北九州市小倉北区大手町 11-4	Tel.093-583-3939 Fax.093-583-5107 http://www.kitakyu-move.jp/
福岡市	福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」	〒815-0083 福岡県福岡市南区高宮 3-3-1	Tel.092-526-3755 Fax.092-526-3766 http://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas
大牟田市	大牟田市男女共同参画センター	〒836-0862 福岡県大牟田市原山町13番地3 中央地区公民館内 1階	Tel.0944-41-2611 Fax.0944-41-2869 http://www.city.omuta.lg.jp
久留米市	久留米市男女平等推進センター	〒830-0037 福岡県久留米市諏訪野町 1830-6 えーるピア久留米内	Tel.0942-30-7800 Fax.0942-30-7811 http://www.city.kurume.fukuoka.jp/
直方市	直方市男女共同参画センター	〒822-0026 福岡県直方市津田町 7-20	Tel.0949-25-2244 Fax.0949-25-2229 http://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/_danjo.html
飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」	〒820-0041 福岡県飯塚市飯塚 14-67	Tel.0948-22-7058 Fax.0948-22-3609 http://www.city.iizuka.lg.jp/danjo/kurashi/danjo/sunkusu.html
田川市	田川市男女共同参画センター 「ゆめっせ」	〒826-0032 福岡県田川市平松町 3-36	Tel.0947-85-7134 Fax.0947-44-0888 http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/list00794.html
行橋市	行橋市男女共同参画センター 「る〜ぶる」	〒824-0005 福岡県行橋市中央 1-9-3	Tel. & Fax.0930-26-2232 http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
豊前市	ハートピアぶぜん	〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地	Tel.& Fax.0979-82-0509 http://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/ha-topiabuzen.html
筑紫野市	筑紫野市女性センター	〒818-0057 福岡県筑紫野市二日市南 1-9-3 生涯学習センター内	Tel.092-918-1311 Fax.092-921-8666 http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/menu-page/bunrui-menu/kyoiku-jinken-bunka-sports/danjo_kyodo.html
春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター「じよなさん」	〒816-0806 福岡県春日市光町 1-73	Tel.092-584-1201 Fax.092-584-1181 http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/
大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター「アスカーラ」	〒816-0934 福岡県大野城市曙町 2-3-1	Tel.092-586-4030 Fax.092-586-4031 http://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/
宗像市	宗像市男女共同参画推進センター「ゆい」	〒811-3437 福岡県宗像市久原 180 メイトム宗像内	Tel.0940-36-0250 Fax.0940-36-0269 http://city.munakata.lg.jp/map/220/030/201501210137.html
太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センター「ルミナス」	〒818-0102 福岡県太宰府市白川 2番2号	Tel & Fax.092-925-5404 http://dazaifu-ruminas.jp
うきは市	うきは市男女共同参画センター「だんだん」	〒839-1401 福岡県うきは市浮羽町朝田 582-1	Tel 0943-77-2661 Fax.0943-77-2681 http://ukiha-danjyo-dandan.com/
朝倉市	朝倉市男女共同参画センター「あすみん」	〒838-1592 朝倉市杷木池田 483-1	Tel 0946-28-7595 Fax.0946-63-3569 http://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/00000000000/100000000141/index.html
糸島市	糸島市男女共同参画センター「ラポール」	〒819-1123 福岡県糸島市神在西 3-1-5	Tel. & Fax.092-324-2800 http://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html
那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター「あいなか」	〒811-1292 福岡県那珂川市西隈 1-1-1	Tel.092-953-2211 Fax.092-953-0688 https://www.city.nakagawa.lg.jp/
筑前町	筑前町男女共同参画センター「リブラ」	〒838-0816 福岡県朝倉郡筑前町新町 440番地	Tel.0946-22-3996 Fax.0946-23-1533 http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/
佐賀県	佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」	〒840-0815 佐賀県佐賀市天神 3-2-11 どんどんどの森内	Tel.0952-26-0011 Fax.0952-25-5591 http://www.avance.or.jp/
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1	Tel.095-822-4729 Fax.095-822-4739 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/danjokyodosankaku/senter/
長崎市	長崎市男女共同参画推進センター「アマランス」	〒850-0874 長崎県長崎市魚の町 5-1 長崎市民会館 1階	Tel.095-826-0018 Fax.095-826-2244 https://ngs-shiminkaikan.jp/
佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター「スピカ」	〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町 2-3 アルカスSASEBO 2階	Tel.0956-23-3828 Fax.0956-23-3880 http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html
諫早市	諫早市男女共同参画推進センター「ひと・ひと」	〒854-0016 長崎県諫早市高城町 5-25 高城会館 2階	Tel.0957-24-1580 Fax.0957-22-9145 https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post29/7407.html
大村市	大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」	〒856-0832 長崎県大村市本町 458-2 プラットおおむら 4階	Tel.0957-54-8715 Fax.0957-54-8700 https://www.city.omura.nagasaki.jp/heartpal/kurashi/shiminkyodo/danjyo/senter.html
雲仙市	雲仙市男女共同参画センター	〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714番地	Tel.0957-38-3111 Fax.0957-38-2755 https://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=13930
熊本県	熊本県男女共同参画センター「くまもと県民交流館パレア」	〒860-8554 熊本県熊本市中央区手取本町 8-9 テトリアくまもとビル内	Tel.096-355-1187 Fax.096-355-4318 http://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/
熊本市	熊本市男女共同参画センター「はあもにい」	〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪 3-3-10	Tel 096-345-2550 Fax.096-345-0373 http://www.harmony-mimoza.org/
天草市	天草市男女共同参画センター「こころす」	〒863-0034 熊本県天草市浄南町4番地15	Tel.0969-23-8200 http://hp.amakusa-web.jp/a0792/MyHp/Pub/

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	施設の名称	郵便番号 住所	Tel.・Fax. URL
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」	〒870-0037 大分県大分市東春日町 1-1	Tel.097-534-4034 Fax.097-534-0684 http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/
大分市	大分市男女共同参画センター「たびねす」	〒870-0021 大分県大分市府内町 1-5-38	Tel.097-574-5577 Fax.097-537-3666 https://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjio/1403593220993.html
別府市	別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」	〒874-0903 大分県別府市大字別府字野口原3030番地 16	Tel.0977-21-8289 Fax.0977-21-9042 http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppu
宮崎県	宮崎県男女共同参画センター	〒880-0804 宮崎県宮崎市宮田町 3-46 県庁 9号館 1階	Tel.0985-25-2055 Fax.0985-25-2056 https://pal-let.jp
宮崎市	宮崎市男女共同参画センター「パレット」	〒880-0879 宮崎県宮崎市宮崎駅東 3-6-7	Tel.0985-25-2055 Fax.0985-25-2056 https://www.pal-let.jp/
都城市	都城市男女共同参画センター	〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号	Tel.0986-23-2121 Fax.0986-21-3034 https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/life/1/17/97/
延岡市	延岡市男女共同参画センター	〒882-0816 宮崎県延岡市桜小路360番地2	Tel.0982-22-7056 Fax.0982-23-1145
日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」	〒883-0046 宮崎県日向市中町 1-31	Tel.0982-50-0300 Fax.0982-50-0301 https://sun-pia.com/
鹿児島県	鹿児島県男女共同参画センター	〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町 14-50 かごしま県民交流センター内	Tel.099-221-6603 Fax.099-221-6640 http://www.kagoshima-pac.jp/functions/man_and_woman/
鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター「サンエールかごしま」	〒890-0054 鹿児島県鹿児島市荒田 1-4-1	Tel.099-813-0852 Fax.099-813-0937 http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/jinken/danjokyodo/machizukuri/danjo/center/index.html
薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	〒895-0012 鹿児島県薩摩川内市平佐町1-18 SSプラザせんだい内	Tel.0996-25-6056 Fax.0996-25-6188
日置市	日置市女性センター「銀天街」	〒899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重 439-8	Tel.&Fax.099-295-3411 https://joseiginten.jimdofree.com
沖縄県	沖縄県男女共同参画センター「ているる」	〒900-0036 沖縄県那覇市西 3-11-1	Tel.098-866-9090 Fax.098-866-9088 http://tiruru.or.jp/
那覇市	なは女性センター	〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザ 1F	Tel.098-951-3203 Fax.098-951-3204 https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/dannjyosankaku/center/index.html
宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センター「めぶき」	〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志 1-15-22	Tel.098-896-1215 Fax.098-896-1219 http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/mebuki/
	宜野湾市男女共同参画支援センター「ふくふく」	〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志 1-15-22-2	Tel.098-896-1616 Fax.098-896-1219 http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/mebuki/
浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶 2-3-5	Tel.098-874-5711 Fax.098-874-5890 http://www.city.urasoe.lg.jp/soshiki_docs/introduction/hamonicenter/
沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	〒904-0003 沖縄県沖縄市住吉 1-14-29 3階	Tel.098-937-0170 Fax.098-937-0175 http://www.city.okinawa.okinawa.jp/sp/about/130/480
うるま市	うるま市男女共同参画センター	〒904-2214 沖縄県うるま市安慶名 1-8-1 3階	Tel.098-973-8927 Fax.098-973-4982

「男女共同参画基本計画」情報入手先・相談窓口一覧

「男女共同参画基本計画」で扱われている項目について、主に公の機関・団体による情報提供や相談が受けられる窓口を紹介します。(電話の受付日時については個別にお確かめください。また、代表的な電話番号のみ掲載している場合があります。)

《情報入手先、相談窓口、救済機関等(総論)》

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活の中で感じた人権上の問題について相談したいとき	法務局(人権相談所)	<p>・みんなの人権110番 全国共通番号: 0570-003-110</p> <p>※ 最寄りの法務局につながります。 ※ 相談は面接形式でも受け付けております。 ※ 一部のIP電話等では、全国共通番号を利用できない場合があります。この場合は、最寄りの法務局に掛けてください。</p> <p>※IP電話用電話番号及び所在地一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00223.html</p> <p>・インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/</p>
●外国人に対する情報の提供、相談窓口等	外国語による医療情報提供	<p>NPO法人 AMDA国際医療情報センター http://amda-imic.com/</p> <p>・センター東京: 03-5285-8088 (英・中・韓・タイ・スペイン・ポルトガル・フィリピン・ベトナム語)</p> <p>・センター関西: 06-4395-0555 (英・中・スペイン・ポルトガル語)</p>
	法務局(人権相談所)	<p>英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・ネパール・スペイン・インドネシア・タイ語に対応。</p> <p>・外国人のための人権相談所 ※所在地・対応日時一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</p> <p>・外国語人権相談ダイヤル 全国共通番号: 0570-090911</p> <p>※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局につながります。</p> <p>・外国語インターネット人権相談受付窓口 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01</p>
	ビザ(査証)に関する情報提供	<p>外務省ビザ・インフォメーション(外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)) 0570-011000(ナビダイヤル)案内に従い日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。 (注)一部のIP電話からは03-5363-3013 海外からは、(+81)3-5363-3013 http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/index.html</p>
	行政、生活に関する相談及び情報提供(都道府県等)	<p>「地域の相談窓口一覧」 日本語版: https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf 英語版: https://www.moj.go.jp/isa/content/930005173.pdf</p>
●外国人の入国・在留手続等の相談・問合せ	<p>出入国在留管理庁ほか4省庁7機関 最寄りの地方出入国在留管理局・支局・出張所</p>	<p>外国人在留支援センター(FRESC/フレスク) https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html</p> <p>https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html</p>

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●外国人の入国・在留手続等の相談・問合せ	外国人在留総合インフォメーションセンター	・電話での問合せ 全国共通電話番号：0570-013904 (IP電話・海外からは03-5796-7112) 平日 8:30～17:15 日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・フィリピン語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・クメール(カンボジア)語・ミャンマー語・モンゴル語・フランス語・シンハラ語・ウルドゥ語 ・メールでの問合せ E-mail: info-tokyo@i.moj.go.jp 日本語・英語
●女性に向けた様々な情報(子育て・介護、再就職、就業・起業、健康に関する相談・支援、DVや性犯罪、性暴力の被害者支援など)をまとめて知りたいとき	女性応援ポータルサイト	https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/index.html
●女性に関する様々な問題(家庭、仕事、暴力被害、健康等)について相談したいとき	各地方公共団体の男女共同参画センター(女性センター)	センターごとの具体的な扱い内容は個別に問合せを。男女共同参画・女性のための総合的な施設一覧(P.60～75参照)
	法務局(人権相談所)	・女性の人権ホットライン 全国共通番号:0570-070-810 ※ 最寄りの法務局につながります。 ※ 一部のIP電話等では、全国共通番号を利用できない場合があります。この場合は、最寄りの法務局に掛けてください。 ※IP電話用電話番号一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken66.html ・インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/
	独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC) 女性教育情報センター	【女性関連施設データベース】 https://winet.nwec.go.jp/sisetu/
●女性関連施設等が女性の就業促進と健康保持増進のための相談対応や講師派遣等について相談したいとき	女性就業支援センター(各サービスに関する問合せ先は右記代表電話まで。)	Tel. 03-5444-4151(代) http://joseishugyo.mhlw.go.jp/
●女性や家庭に関する情報を得たいとき	独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC) 女性教育情報センター	Tel. 0493-62-6195 https://www.nwec.jp/facility/center.html
●男性の仕事・家庭等の悩みについて相談をしたいとき	都道府県及び市区町村の男女共同参画センター(女性センター)等	P9～25、39～42参照
●様々な法的トラブルについて、どこに相談すればよいか分からないとき	日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374 (法テラス・サポートダイヤル) 0570-078377 (多言語情報提供サービス) (英・中・韓・スペイン・ポルトガル・ベトナム・タガログ・ネパール・タイ・インドネシア語) https://www.houterasu.or.jp/

【いろいろな社会制度等について知りたい、相談したいときは？(総論)】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●国の行政全般にわたる苦情について相談したいとき	行政相談委員 (全国に約5,000人配置)	最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター等に問合せを。
	総務省行政相談センター(管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター)	行政苦情110番(全国共通番号): 0570-090110 ※ 最寄りの総務省行政相談センター(管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター)につながります。 ※ NTTコミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。 ※ 一部のIP電話では、全国共通番号を利用できない場合があります。この場合は、最寄りの総務省行政相談センターに直接お掛けください(P.1、2参照)。 ※ 総務省ホームページにも連絡先を掲載しております。 【総務省行政相談センターの連絡先一覧】 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html
	総合行政相談所	総合行政相談所連絡先一覧(P.3参照)
●税金について知りたいとき	タックスアンサー (よくある税の質問)	【国税庁ホームページ】 https://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm
	電話相談センター又は税務署	最寄りの税務署の電話番号にお掛けください。 (自動音声による案内) 「1」を選択すると、電話相談センターにつながります。 「2」を選択すると、税務署につながります。 最寄りの税務署の電話番号はリンク先からご確認ください。 【国税に関するご相談について】 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm
	都道府県又は市区町村の税務相談	各都道府県、各市区町村に問合せを。
●年金について知りたいとき	日本年金機構	https://www.nenkin.go.jp/
	年金事務所 年金相談センター	【全国の相談・手続き窓口】 https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html
	ねんきんダイヤル (全国共通電話番号)	一般的な年金相談に関する問合せ 0570-05-1165 (ナビダイヤル) (050で始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1165」へ)
	企業年金連合会	・Tel. 03-5401-8711(代) 【年金に関するご相談について】 ・Tel. 0570-02-2666(企業年金コールセンター) http://www.pfa.or.jp
	国民年金基金連合会	Tel. 03-5411-0211(代) 【国民年金基金について】 ・Tel. 0120-65-4192 http://www.npfa.or.jp/ 【iDeCoについて】 ・Tel. 0570-086-105(ご加入をお考えの方) (050で始まる電話でおかけになる場合は「03-4333-0009」へ) ・Tel. 0570-003-105(現在ご加入中の方、事業主の方) (050で始まる電話でおかけになる場合は「03-4333-0003」へ) ・Tel. 03-5958-3736(自動移換者の方) https://www.ideco-koushiki.jp/

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●法律相談をしたいとき	日本弁護士連合会	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県にある弁護士会の法律相談センターに問合せを。 https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/center.html 0570-783-110 (ひまわりお悩み110番) https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/himawari110.html ひまわり相談ネット(ネット予約) https://www.soudan-yoyaku.jp/
	地方公共団体の男女共同参画センター(女性センター)	<ul style="list-style-type: none"> センターごとの具体的な扱い内容は個別に問合せを。
	日本司法支援センター(法テラス)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の法テラス事務所(法テラスのウェブサイト以最寄りの事務所を御確認ください) 0570-078374(法テラス・サポートダイヤル) https://www.houterasu.or.jp/
	都道府県・市区町村相談室	各都道府県、各市区町村に問合せを。
●家庭内や親族間における問題を解決するために利用できる家庭裁判所の手続に関する説明、案内等を受けたいとき	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 【裁判所ウェブサイト】 https://www.courts.go.jp/
●労働条件等に関する様々な問題(賃金、労働時間、労働災害、安全衛生等)について相談したいとき	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> 【全国労働基準監督署の所在案内】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html
●民事上の問題を含めた労働問題に関するあらゆる分野について相談したいとき(解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ等)	総合労働相談コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 【全国総合労働相談コーナーの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html
●労働条件に関する様々な問題について相談したいとき	全国社会保険労務士会連合会 総合労働相談所	<ul style="list-style-type: none"> 【総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター共通ダイヤル】 Tel. 0570-064-794 ※共通ダイヤルにお掛けいただくと、最寄りの社労士会におつなぎします。
	労働条件相談ほっとライン	<ul style="list-style-type: none"> Tel. 0120-811-610(フリーダイヤル) 受付時間: 平日 17時~22時 土・日、祝日 9時~21時 ※12月29日~1月3日を除く。 【労働条件相談ほっとラインの案内】 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/
●消費者取引をめぐるトラブルなど消費者生活に関する苦情・相談	消費者ホットライン188	<ul style="list-style-type: none"> 全国共通電話.: 188 (一部のIP電話などからは利用不可) https://www.caa.go.jp/consumers/damage/ お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。
	訪日観光客消費者ホットライン	<ul style="list-style-type: none"> Tel.03-5449-0906 受付時間: 平日 10時~16時(土曜日曜祝日、12月29日~1月3日を除く) 日本を訪れた外国人観光客が、日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に電話相談できる窓口です。(英・中・韓・ベトナム・タイ・フランス・日本語に対応) https://www.cht.kokusen.go.jp/

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
● 犯罪の被害に遭った場合の相談	都道府県警察の警察相談専用電話 警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・警察相談専用電話「#9110」 (携帯電話からも利用可能。ダイヤル回線及び一部のIP電話からは利用不可。) ・ダイヤル回線及びIP電話用の番号については、警察庁のウェブサイト https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmado_guti.pdf 等で広報している。

【雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
● 新卒者関連の就職情報を知りたいとき	新卒応援ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県労働局職業安定主管課に問合せを。 ・【新卒応援ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html
● 求職申込みや求職情報、職業訓練の受講に関する情報を知りたいとき	ハローワーク(公共職業安定所)	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りのハローワークに問合せを。 ・【全国ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
● 再就職の相談をしたいとき	ハローワーク(公共職業安定所)	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りのハローワークに問合せを。 ・【全国ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
● 子育てしながら再就職を希望する女性が再就職の相談をしたいとき	マザーズハローワーク・マザーズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のマザーズハローワーク・マザーズコーナーに問合せを。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21046.html ・【所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000841057.pdf
● 育児休業給付を受けたいとき	ハローワーク(公共職業安定所)	<ul style="list-style-type: none"> ・【全国ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
● パートタイム労働についての総合的な職業紹介サービスを希望するとき	ハローワーク(公共職業安定所)	<ul style="list-style-type: none"> ・【全国ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
● パートタイム・有期雇用労働法やパートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善に関する相談をしたいとき	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	<ul style="list-style-type: none"> ・【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
● 労働者派遣法、派遣労働者の雇用管理改善に関する相談をしたいとき	都道府県労働局需給調整事業部(課・室)	<ul style="list-style-type: none"> ・【需給調整事業部(課・室)所在地一覧(リンク先下部を参照)】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html
● 職場における男女均等取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、妊娠・出産等に関するハラスメントの問題	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	<ul style="list-style-type: none"> ・【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
● 労働者と事業主との間の紛争解決の援助		

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●仕事と家庭との両立を支援するための助成金に関する問合せ	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
●事業所で育児休業制度、介護休業制度を設けるとき、育児・介護休業法に関する問合せ	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
●再就職を希望する女性が就職に関する相談を受けたい、又は就職に必要な技術を身につけたいとき	都道府県の就業援助施設	各都道府県職業能力開発主管課に問合せを。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/f02.html
●非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための助成金について問い合わせたいとき	都道府県労働局職業安定部(助成金担当部門)又はハローワーク(公共職業安定所)	【職業安定部又はハローワーク所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
●職業能力の向上を図りたいとき	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び各都道府県の公共職業能力開発施設	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.go.jp/ ・各都道府県公共職業能力開発施設
●新たな事業を行いたいのので支援が必要などとき	都道府県商工関係課	各都道府県に問合せを。
●テレワークに関する情報を知りたいとき	テレワーク総合ポータルサイト	https://telework.mhlw.go.jp/
●自営型テレワークに関する情報を知りたいとき	「HOME WORKERS WEB(ホームワーカーズウェブ)」	https://homeworkers.mhlw.go.jp/
●民間企業の女性活躍情報を知りたいとき	「女性の活躍推進企業データベース」	https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/
●国・地方公共団体の機関の女性活躍情報を知りたいとき	「女性活躍推進法「見える化」サイト」	https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html
●男性の仕事・家庭等の悩みについて相談をしたいとき	都道府県及び市区町村の男女共同参画センター(女性センター)等	P9～25、39～42参照

【地域における男女共同参画の推進】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●まちおこしの情報が知りたいとき	公益社団法人 あしたの日本を創る協会	Tel. 03-6240-0778 Fax. 03-6240-0779 http://www.ashita.or.jp/
●地域を活性化したいとき	一般財団法人 地域活性化センター	Tel. 03-5202-6131(代) Fax. 03-5202-0755 https://www.jcrd.jp/
●まちづくりについて知りたいとき	特定非営利活動法人 地域交流センター	Tel :03-5823-4190 Fax :03-5823-4191 http://www.jrec.or.jp/
●農山漁村女性の抱えている問題や、農山漁村における女性をめぐる施策、制度について情報提供、提案をしたいとき	農山漁村女性のチャレンジ支援	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 ダイヤルイン: 03-3502-6600 http://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/index.html

【科学技術・学術における男女共同参画の推進】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●女子中高生や女子学生の理工系分野など女性の少ない分野への進路選択(チャレンジ)を可能にするために	理工チャレンジ～女子中高生・女子学生の理工系分野への選択～	https://www.gender.go.jp/c-challenge/index.html
	国立研究開発法人 科学技術振興機構	女子中高生の理系進路選択支援プログラムについて https://www.jst.go.jp/cpse/jyoshi/index.html
●女性研究者の求人公募情報を知りたいとき	国立研究開発法人 科学技術振興機構	JREC-IN Portal http://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop
●女性研究者ネットワークの構築	大学の男女共同参画室、女性研究者支援(推進)室を中心とした女性研究者ネットワーク	各大学の男女共同参画室、女性研究者支援(推進)室等に問合せを。
	特定非営利活動法人 知的人材ネットワーク・あいんしゅたいん	http://www.jein.jp/
●専門分野の研究に従事する人をサポートするため、研究者の交流ネットワーク、事例紹介などを提供	独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC) 女性教育情報センター	Tel. 0493-62-6195 【女性情報ポータル(総合窓口)“Winet”(ウイネット)】 https://winet.nwec.go.jp/
●出産・育児による研究中断後の研究復帰の支援	独立行政法人 日本学術振興会	特別研究員(RPD)について https://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_gaiyo.html
●子育てと研究活動中の女性研究者の助成	未来を強くする子育てプロジェクト(住友生命保険相互会社)	http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/community/mirai_child/

【女性に対するあらゆる暴力の根絶】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●配偶者等からの暴力について相談したいとき	DV相談ナビ	全国共通短縮番号: #8008(はれれば) (一部のIP電話、PHS等からは利用不可) ※発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する。
	DV相談+(プラス)	【DV相談+(プラス)】 0120-279-889(つなぐ・はやく) メール、SNSでのご相談はこちら https://soudanplus.jp/ ※電話相談(24時間対応)、メール相談(24時間受付)、SNS相談(12～22時対応)、外国語相談等
●様々な悩み・問題に関し、女性が相談(電話・来所)、一時保護等を受けたいとき	都道府県の婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センター(市区町村が設置している場合もある。)	【配偶者暴力相談支援センター一覧】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf
	婦人相談員 民間シェルター	https://www.mhlw.go.jp/content/000832936.pdf
●配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたいとき	都道府県警察の警察相談専用電話	警察相談専用電話「#9110」 (携帯電話からも利用可能。ダイヤル回線及び一部のIP電話からは利用不可。) ダイヤル回線及びIP電話用の番号については、警察庁のウェブサイト https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmado_guti.pdf 等で広報している。
	警察署	

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●性犯罪の被害に遭われた方が相談したいとき	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	全国共通短縮番号：#8891(はやくワンストップ) (一部のIP電話、PHS等からは利用不可) ※(発信地等の情報から最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口)に自動転送する。 【行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf
	性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」	【内閣府ウェブサイト】 https://curetime.jp/ (性暴力に関するチャット相談。10か国語で対応可能)
	都道府県警察の性犯罪被害相談電話	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」 (一部のIP電話等からは利用不可)P43、44参照 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口については、警察庁のウェブサイト https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html でも広報している。
	警察署	
●犯罪に係る被害や捜査に関する相談をしたい、届け出たいとき	都道府県警察の警察相談専用電話	警察相談専用電話「#9110」 (携帯電話からも利用可能。ダイヤル回線及び一部のIP電話からは利用不可。) ダイヤル回線及びIP電話用の番号については、警察庁のウェブサイト https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmado_guti.pdf でも広報している。
	警察署	
	地方検察庁	【被害者ホットライン連絡先】 https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html
●加害者が仮釈放・仮退院の審理中や保護観察中の場合、犯罪被害にあった方が利用できる制度について知りたいとき	・地方更生保護委員会 (北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)	【全国の地方更生保護委員会・保護観察所所在地一覧】 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html
	・都道府県にある保護観察所	【全国の地方更生保護委員会・保護観察所連絡先一覧(被害者専用番号)】 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html
●犯罪被害に遭われた方やDV・ストーカーの被害に遭われた方が利用できる支援情報等を知りたいとき、弁護士に相談したいとき	日本司法支援センター(法テラス)	・ 0570-079714(犯罪被害者支援ダイヤル) ・ 0120-079714(犯罪被害者支援ダイヤル) ※犯罪被害者支援ダイヤルは令和4年4月1日からフリーダイヤルとなります。 ・全国の法テラス事務所(法テラスのウェブサイト以最寄りの事務所を御確認ください) https://www.houterasu.or.jp/
●犯罪の被害にあった心の悩みを相談したいとき	犯罪被害者団体紹介サイト(警察庁)	https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html
	都道府県・政令指定都市の精神保健福祉センター	【全国精神保健福祉センター一覧】 http://www.zmhwc.jp/centerlist.html (全国精神保健福祉センター長会のウェブサイト)
	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク	http://www.nnvs.org/list/index.html
●ストーカー行為等に係る被害について相談したいとき	都道府県警察の警察相談専用電話	警察相談専用電話「#9110」 (携帯電話からも利用可能。ダイヤル回線及び一部のIP電話からは利用不可。) ダイヤル回線及びIP電話用の番号については、警察庁のウェブサイト https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmado_guti.pdf 等で広報している。
	警察署	

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●セクシュアルハラスメントについて相談したいとき	法務局(人権相談所)	・女性の人権ホットライン 全国共通番号:0570-070-810 ※ 最寄りの法務局につながります。 ※ 一部のIP電話等では、全国共通番号を利用できない場合があります。この場合は、最寄りの法務局に掛けてください。 ※IP電話用電話番号一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken66.html ・インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/
	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
	ハラスメント悩み相談室(厚生労働省委託事業)	ハラスメント悩み相談室 0120-714-864 ●電話相談 月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。 ●メール相談 mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp ●SNS相談
	東京都ろうどう110番(東京都労働相談情報センター)	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/index.html 【労働相談情報センター事務所一覧】 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/index.html 東京都ろうどう110番 0570-00-6110 電話相談(随時) 月～金 09:00～20:00(終了時間) 土 09:00～17:00(終了時間)

【男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●求職申込みや求人情報、職業訓練の受講に関する情報を知りたいとき	ハローワーク(公共職業安定所)	・最寄りのハローワークに問合せを。 【全国ハローワークの所在案内】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
●専門的技術習得のために職業訓練を受けたいとき	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び各都道府県の公共職業能力開発施設	・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 https://www.jeed.go.jp/ ・各都道府県公共職業能力開発施設
●職業能力を高めるために高等職業訓練を受けたいとき	高等職業訓練促進給付金等事業	各都道府県・市・福祉事務所設置町村の担当課に問合せを。
●自立支援のための教育訓練を受けたいとき	自立支援教育訓練給付金事業	各都道府県・市・福祉事務所設置町村の担当課に問合せを。
●自立生活センターの情報を得たいとき	全国自立生活センター協議会	http://www.j-il.jp/
●子育てしながら就職を希望している方が、総合的かつ一貫した就職支援を受けたいとき	マザーズハローワーク・マザーズコーナー	・全国のマザーズハローワーク・マザーズコーナーに問合せを。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21046.html ・【所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000841057.pdf
●母子家庭の母等に対する一貫した就業支援サービスの提供を受けたいとき	母子家庭等就業・自立支援センター事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html	【各自治体の母子家庭等就業・自立支援センター事業実施場所一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000857804.pdf 都道府県・政令指定都市・中核市が実施主体(母子福祉団体等への委託が可能)

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●高齢者とその家族の福祉・医療・年金・法律に関する様々な相談・悩み	シルバー110番 (各都道府県高齢者総合相談センター)	各都道府県に問合せを。
●高齢者介護など福祉関係の仕事に就きたいとき	福祉人材センター	【福祉人材センター一覧】 http://www1.fukushi-work.jp/cool/oubo/findCtbkPub.do?cmd=find#1100
●高齢者が生きがいや健康を目的に就労がしたいとき	シルバー人材センター	(公社)全国シルバー人材センター事業協会 Tel. 03-5665-8011(代) http://www.zsjc.or.jp/
●高齢者の健康・生活の相談、レクリエーションに関する問合せ	老人福祉センター	各市区町村に問合せを。
●福祉サービスや福祉施設への入所等に関する相談	市区町村の福祉担当窓口・福祉事務所	
●介護に関する総合的な相談	地域包括支援センター・在宅介護支援センター	【全国の地域包括支援センターの一覧(都道府県のホームページへリンク)】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 http://www.zaikaikyo.gr.jp/ 【介護事業所・生活関連情報検索(お住まいの地域の地域包括支援センターの情報を検索できます)】 http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/
●障害者の福祉サービスについて相談がしたいとき	市区町村の障害者福祉担当課・福祉事務所	
●障害者のための各種サービスの情報を知りたいとき	都道府県及び一部の政令指定都市の障害者社会参加推進センター・障害者福祉協会	【障害者社会参加推進センター・障害者福祉協会一覧】 https://www.nissinren.or.jp/
	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会内の中央障害者社会参加推進センター	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 Tel. 03-3565-3399 https://www.nissinren.or.jp/
●外国人が人権について相談したいとき	法務局(人権相談所)	英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・ネパール・スペイン・インドネシア・タイ語に対応。 ・外国人のための人権相談所 ※所在地・対応日時一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html ・外国語人権相談ダイヤル 全国共通番号:0570-090911 ※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局につながります。 ・外国語インターネット人権相談受付窓口 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

【生涯を通じた健康支援】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●女性の健康をめぐる問題について相談したいとき	都道府県又は市区町村の女性センター等	P9～25参照
●性の悩みについて相談したいとき	保健所	【全国保健所一覧】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hokenjo/search.html
	女性健康支援センター事業を実施している自治体	【全国の女性健康支援センター一覧】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/boshi-hoken14/
●働く女性の母性保護・母性健康管理について相談したいとき	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	【雇用環境・均等部(室)所在地一覧】 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf
	妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ	【厚生労働省委託 母性健康管理支援サイト】 https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/
●妊娠、出産、育児、家族計画その他保健衛生に関することを相談したいとき	各市区町村又は保健所	
	女性健康支援センター事業を実施している自治体	【全国の女性健康支援センター一覧】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/boshi-hoken14/
	不妊専門相談センター事業を実施している自治体	【全国の不妊専門相談センター事業一覧】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken03/
●乳がんに関する不安や悩みについて相談したいとき	一般社団法人日本家族計画協会	Tel. 03-3269-4727(代) http://www.jfpa.or.jp/
	あけぼの会(乳がん手術経験者の会)	Tel&Fax. 092-651-1751 (月～金 10:00～16:00) E-mail: akebonokai.since1978@gmail.com http://www.akebono-net.org/
	がん相談支援センター(全国のがん診療連携拠点病院等に常設)	【全国のがん相談支援センター一覧】 https://hospdb.ganjoho.jp/kyoten/kyotenlist

【防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●女性と防災に関する情報を知りたいとき	アジア防災センター	Tel. 078-262-5540 http://www.adrc.asia/top_j.php
	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	観覧案内・予約: Tel. 078-262-5050 http://www.dri.ne.jp/
	東日本大震災女性支援ネットワーク	http://risetogetherjp.org/
●女性センターを核として広域ネットワークを活用した、女性の視点で考える防災・災害復興について知りたいとき	特定非営利活動法人 参画プラネット	https://sankakudo.net/contactus.html
●環境教育・環境学習・環境保全活動について知りたいとき	環境省環境教育・パートナーシップのページ	https://www.env.go.jp/policy/education/index.html
	地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)	Tel. 03-3407-8107 http://www.geoc.jp/

【男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●子どもを幼稚園・保育所に入れたいとき	保育所の申込み・問合せ	各福祉事務所又は各市区町村に問合せを。
	公立幼稚園の申込み・問合せ	市区町村の教育委員会、又は直接各幼稚園に問合せを。
	国立・私立幼稚園の申込み・問合せ	直接各幼稚園に問合せを。
●子どものしつけなど家庭教育に関する相談をしたいとき	都道府県又は市区町村教育委員会の家庭教育担当課	各都道府県・市区町村に問合せを。

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●子育ての不安や悩みについて相談したい、子育て関連の情報を知りたいとき	地域子育て支援拠点	各市区町村に問合せを。
	利用者支援事業実施施設	
	市区町村の子育て支援担当課等	
●児童虐待など児童や青少年の被害について相談したいとき	法務局(人権相談所)	子どもの人権110番 全国共通番号: 0120-007-110 ※ 最寄りの法務局につながります。 ※ 一部のIP電話等では、全国共通番号を利用できない場合があります。この場合は、最寄りの法務局に掛けてください。 ※IP電話用有料電話番号一覧 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112-1.html/ 子どもの人権SOS-eメール https://www.jinken.go.jp/kodomo
	都道府県警察の被害相談窓口	https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html
	都道府県警察の少年相談窓口	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html
	都道府県警察の少年サポートセンター	各都道府県警察に問合せを。
	地域の児童相談所	お住まいの地域の児童相談所に問い合わせを。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/zisouichiran.html
	児童相談所虐待対応ダイヤル	全国共通電話: 189 (IP電話など一部の電話からの利用不可) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html
	市区町村児童家庭相談窓口	各市区町村に問合せを。
	地域の家庭児童相談室	各福祉事務所に問合せを。
	地域の児童委員	各市区町村に問合せを。
	警察署	
	日本DV防止・情報センター	http://www.dvp-end-abuse.com/
	日本司法支援センター(法テラス)	0570-079714 (犯罪被害者支援ダイヤル) 0120-079714 (犯罪被害者支援ダイヤル) ※犯罪被害者支援ダイヤルは令和4年4月1日からフリーダイヤルとなります。 全国の法テラス事務所(法テラスのウェブサイト以最寄りの事務所を御確認ください) https://www.houterasu.or.jp/

【教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●生涯学習に関する情報の提供や相談を受けたいとき	都道府県又は市区町村の生涯学習担当課	各都道府県・市区町村に問合せを。
●女性教育、家庭教育などの情報が知りたいとき	独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC) 女性教育情報センター	Tel. 0493-62-6195 【女性情報ポータル(総合窓口)“Winet”(ウィネット)】 https://winet.nwec.go.jp/
	都道府県又は市区町村の生涯学習・社会教育担当課(女性教育・家庭教育担当)	各都道府県・市区町村に問合せを。
●女性関連施設について知りたいとき	独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC) 女性教育情報センター	Tel. 0493-62-6195 【女性関連施設データベース】 https://winet.nwec.go.jp/sisetu/
	都道府県又は市区町村の生涯学習・社会教育担当課(女性教育・家庭教育担当)	各都道府県・市区町村に問合せを。

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●メディアに対する意見や問合せ	放送倫理・番組向上機構(BPO)	http://www.bpo.gr.jp/ 放送番組による人権等権利侵害 Tel. 03-5212-7333 (視聴者対応専用電話) Fax. 03-5212-7330 受付: 10:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	お客様相談窓口 Tel. 03-6228-6639 09:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
	一般社団法人 衛星放送協会	Tel. 03-3597-3211 Fax. 03-3597-3213
	一般社団法人 日本雑誌協会 雑誌人権ボックス	専用FAX: 03-3291-1220 (電話での対応は行わない。) ※ 記事上の人権問題に関わる当事者あるいは直接の利害関係人からの異議・苦情の申立て。
	一般社団法人 日本新聞協会	Tel. 03-3591-4401 Fax. 03-3591-6149 ※ 新聞倫理一般について。個別記事の内容等については各新聞社へ。
	映画倫理委員会(映倫)	Tel. 03-3541-2717/2718 Fax. 03-3541-2719 9:30~17:00
●広告に対する苦情	公益社団法人 日本広告審査機構(JARO)	東京: Tel. 03-3541-2811 Fax. 03-3541-2816 大阪: Tel. 06-6344-5811 Fax. 06-6344-5916 札幌: Tel. 011-221-2634 Fax. 011-210-6407 名古屋: Tel. 052-221-5337 Fax. 052-221-1368 09:30~12:00、13:00~17:00 土・日・祝日は休み

【男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献】

こんなときは	実施主体・窓口	情報入手先・相談窓口
●国連機関や、国際協力関係機関の情報を知りたいとき	国際連合広報センター	Tel. 03-5467-4451 Fax. 03-5467-4455 http://www.unic.or.jp/
	国際連合児童基金(ユニセフ)東京事務所	Tel. 03-5467-4431 Fax. 03-5467-4437 http://www.unicef.org/tokyo/jp/
	国連女性機関(UN Women)日本事務所	Tel. 03-6801-8511 Fax. 03-6801-8543 http://japan.unwomen.org
	国際連合大学	Tel. 03-5467-1212 Fax. 03-3499-2828 http://www.unu.edu/
	国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸事務所	Tel. 078-262-5555 Fax. 078-262-5558 http://www.unocha.org/japan/
	公益財団法人 日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会) (ユニセフ発行の資料、発展途上国のビデオなど)	Tel. 03-5789-2011 http://www.unicef.or.jp/
	公益財団法人 ユネスコ・アジア文化センター(ACCU) (ユネスコ関係出版物、途上国の教育に関する資料など)	Tel. 03-3269-4435(代) Fax. 03-3269-4510 http://www.accu.or.jp/jp/index.html
●NGOに参加して開発途上国の女性の自立に貢献したいとき	独立行政法人 国際協力機構(JICA) (開発途上国へのODAに関する資料)	Tel. 03-5226-6660~6663(代) http://www.jica.go.jp/
	特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター(JANIC)	Tel. 03-5292-2911 Fax. 03-5292-2912 http://www.janic.org/

【別紙一覧表】

【男性相談・公共】

男性相談員が、夫婦関係、職場・仕事上の人間関係、セクシュアリティなどについて、男性のための悩み相談に応じる。

都道府県	名称	電話番号	受付時間
岩手県	岩手県男女共同参画センター	電話相談： 019-606-1762(予約制) 面接相談： 019-606-1762(予約制)	第2・第4土 10:00～13:00 (1人45分)
宮城県	宮城県共同参画社会推進課 みやぎ男女共同参画相談室	電話相談：022-211-2557	水 12:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	仙台市 「男性のための電話相談」	電話相談：022-302-6158	第2・4金 18:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
山形県	山形県男女共同参画センター 「チェリア」	電話相談：023-646-1181	第1・2・3水 19:00～21:00 (年末年始を除く)
福島県	福島県男女共生センター	電話相談：0243-23-8320	火 17:00～20:00
栃木県	とちぎ男女共同参画センター 「パルティ」	電話相談：028-665-8724	月・水 17:30～19:30
群馬県	男性DV被害者相談電話	電話相談：027-263-0459 面接相談：(予約制)	第2・4水 12:00～13:30
	ぐんま男女共同参画センター 「とらいあんぐるん相談室」	電話相談：027-212-0372	第2・4日 13:00～16:00
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進 センター「With You さいたま」	電話相談：048-601-2175	第1・3日 11:00～15:00
	春日部市男女共同参画推進セン ター「ハーモニー春日部」	電話相談：048-731-3333(予約可)	毎月第1日 13:00～16:00(予約可)
	さいたま市子ども家庭総合 センター「あいばれっと」 男女共同参画相談室	電話相談：048-711-6101	第2・4火 18:30～20:30 (祝日・休日を除く)
千葉県	千葉県男女共同参画センター	電話相談：043-308-3421 カウンセリング：(予約制)	【電話相談】 火・水 16:00～20:00 祝日・年末年始は休み (月が祝日の場合、翌火は休み)
	千葉市男女共同参画センター	電話相談：043-209-8773	金 18:30～20:30 (祝日・年末年始を除く)
	船橋市男女共同参画センター	電話相談：047-423-0199	月 18:45～20:45(祝休日の場合は 火、受付は20:15まで) (年末年始休み)
	松戸市男女共同参画センター 「ゆうまつど」 ゆうまつどこころの相談	電話相談：047-363-0505	毎月第1・3金 17:30～20:30
東京都	東京ウィメンズプラザ	電話相談：03-3400-5313 (電話相談の上、必要に応じて面接 相談あり。面接相談は予約制)	電話相談：月・水 17:00～20:00 土 14:00～17:00 面接相談：水 19:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
	新宿区立男女共同参画推進 センター「ウィズ新宿」 (※女性の相談にも対応します)	電話相談： 03-3341-0905(男性相談員) 03-3353-2000(女性相談員) 面接相談：03-3341-0801(予約制)	【男性相談員】土 13:00～16:00 【女性相談員】月～土 10:00～16:00 (12:00～13:00は除く) (祝日・年末年始を除く) 電話相談の受付は15:30まで
	スペースゆう(北区男女共同参画 活動拠点施設)	電話相談：03-3913-0163 (予約制)	第1木 16:00～19:30 第3土 13:00～16:30
	世田谷区立男女共同参画セン ター「らぶらす」	電話相談：03-6805-2120	毎月第2土 18:00～21:00
	江東区男性DV電話相談	電話相談：03-3647-1171	毎月第1木 16:00～20:00
	くにたち男女平等参画ステーシ ョン「パラソル」 (※相談者、相談員の性別指定 なし)	電話相談：042-501-6996	平日 10:00～12:00 13:00～18:00 土日祝 9:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始休み)
	昭島市男女共同参画センター (※女性相談員による相談)	電話相談：042-544-5130(予約制)	第3・4水 16:30～19:30

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県	名称	電話番号	受付時間
神奈川県	男性被害者相談	電話相談:0570-033-103 (必要に応じて面接相談も実施 (要予約)) ※相談内容はDVに関するものに限る	月～金 9:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
	DVに悩む男性のための相談	電話相談:0570-783-744 ※相談内容はDVに関するものに限る	月・木 18:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
	川崎市男女共同参画センター 男性のための電話相談	電話相談:044-814-1080	水 18:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
新潟県	新潟県男女平等推進相談室	電話相談:025-285-6605 面接相談:(要予約)	月～金 11:00～17:30 土 10:00～16:30(12:30～13:40及び 祝日・年末年始を除く)
	新潟市男女共同参画推進 センター「アルザにいがた」	電話相談:025-246-7800	第4火 18:30～21:00 (祝日の場合は変更)
富山県	男性相談員による男性のための 電話相談	電話相談:076-432-7118	第2金 17:00～19:00 (祝日の場合は第3金)
	サンフォルテ男性相談(面談)	面接相談:(要予約 076-432-6611) ※予約受付時は女性相談員が対応	予約受付:火～土 9:00～16:00(受 付は、サンフォルテ相談室) 相談:火～金17:00～18:00あるいは 18:00～19:00
福井県	男性DV相談	電話相談:080-8690-0287 面接相談:要予約	第1・2・3・4水 9:00～13:00
山梨県	山梨県立男女共同参画推進 センター「ぴゅあ富士」	電話相談:0554-56-8742	第1日 13:00～17:00
長野県	長野県男女共同参画センター 「あいとびあ」	電話相談:0266-22-7111	原則金 17:00～19:00
岐阜県	岐阜県男女共同参画・女性の活 躍支援センター	電話相談:058-278-0858	第2・4金 17:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
静岡県	静岡県あざれあ男性相談	電話相談:054-272-7880	第1・3土 13:00～17:00 (お盆・年始に当たる場合は翌週土曜 日に実施)
	静岡市男性電話相談 (メンズほっとライン静岡)	電話相談:054-274-0105	第2・4火 19:00～21:00 (祝日を除く)
	浜松市男女共同参画・文化芸術 活動推進センターあいホール 相談室	電話相談:053-412-0352	木 18:00～20:00 第2・4日 18:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
愛知県	愛知県男性DV被害者ホットライ ン	電話相談:080-1555-3055	土 13:00～16:00 (第5土・祝日・年末年始を除く)
	名古屋市男性相談	電話相談:050-3537-3644 (電話相談の上、必要に応じて面接 相談あり。面接相談は予約制。)	電話相談:水 18:00～20:00 第4日 10:00～12:00 面接相談:第4木 18:00～20:00 (相談日が祝日の場合は除く)
	とよた男女共同参画センター 「キラ☆とよた」	電話相談(メンズコール☆とよた): 0565-37-0034	第2・4金 18:00～20:00 (祝日・年末年始休み)
三重県	三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」	電話相談:059-233-1134	第1木 17:00～19:00
	四日市市男女共同参画センター 「はもりあ四日市」	電話相談:059-354-1070	原則第4土:13:00～15:00 (日程は市HP・センターHPをご確認く ださい)
	名張市男女共同参画センター 「男性のための相談」	予約電話:0595-63-5336 (面談あり、予約優先)	第2木 17:00～19:00
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター 「G-NETしが」	電話相談:0748-37-8739 面接相談:0748-37-8739(予約制)	火・水・金・土・日 9:00～12:00 13:00～17:00 木 9:00～12:00 17:00～20:30

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県	名称	電話番号	受付時間
京都府	京都市男女共同参画センター「ウイングス京都」	<男性のための相談(面接)> 075-275-9933(予約制) <男性のためのDV電話相談> 電話相談:075-277-1326	月4回 土 午後 (祝日・年末年始を除く) 第2・4火 19:00~20:30 (祝日・年末年始を除く)
	宇治市男女共同参画支援センター	電話相談:0774-39-9377	第3金 18:00~20:00 (受付は19:30まで)
	向日市ふるさと創生推進部広聴協働課	電話相談:075-950-0205	第1金 19:00~21:00 (受付は20:30まで)
	長岡京市男女共同参画センター	電話相談:075-963-5522	第4金 19:00~21:00
	京田辺市市民部人権啓発推進課	電話相談:0774-65-3709	年間4回実施 (広報等により周知)
大阪府	大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」	電話相談:06-6910-6596	第1・4水、第2・3土 16:00~20:00
	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	電話相談: 06-6354-1055 面接相談: 06-6770-7723(予約制)	【電話相談】 金 19:00~21:00 第3日 11:00~17:00 【面接相談】 金 19:00~21:00 第3日 11:00~17:00
	堺市男女共同参画交流の広場	面接相談・電話相談: 072-236-8266(予約制)	第1・3木 18:00~21:00 第4土 17:00~20:00
	とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ	電話相談:06-6844-9111	第2火 18:00~20:00 第4土 13:00~17:00
	枚方市男女共生フロア・ウィル	電話相談:072-843-5730	第1土 14:00~17:00 第4木 18:00~20:00 (祝日・年末年始を除く)
	茨木市男女共生センターローズWAM	電話相談:072-620-9920	第3・4水 18:30~21:30
	寝屋川市立男女共同参画推進センター「ふらっとねやがわ」	電話相談:072-800-5584	第2水 19:00~21:00
	摂津市人権女性政策課	電話相談:06-6155-9167	第4水 13:00~16:00
	東大阪市立男女共同参画センター「イコラム」	電話相談:072-966-5002	第1土 13:00~17:00 第3水 19:00~21:00
兵庫県	兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」	電話相談:078-360-8553	原則第1・3火 17:00~19:00 (祝日・年末年始を除く)
	姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」	電話相談:079-287-0804	原則 第2火曜日 17:00~19:00
奈良県	奈良県女性センター	電話相談:0742-27-0304	【電話相談、面接相談(予約制)】 第1・3土 14:00~16:50 (祝日・休館日を除く)
和歌山県	和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」	電話相談:073-435-5246 (予約優先)(匿名可)	第2水 16:00~19:30 (1人40分程度)
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」	電話相談・面接相談: 0858-23-3955	【男性相談員による相談】 土 13:30~17:30 (年末・年始は除く)
		電話相談・面接相談: 0858-23-3939(予約制)	【男性臨床心理士による相談】 第1土 15:00~18:00 (1人60分)
岡山県	岡山県男女共同参画推進センター「ウイズセンター」	電話相談:086-221-1270	第2金 17:00~20:00
広島県	広島市男女共同参画推進センター「ゆいぽーと」	電話相談:082-545-6160	水 17:00~20:00 土 13:00~16:00 (祝日、12月29日~1月3日を除く)

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県	名称	電話番号	受付時間
徳島県	ときわプラザ(徳島県立男女共同参画総合支援センター)	面接相談: 088-626-6188(予約制)	第1・3金 15:00~17:00 (1人50分程度) ※予約受付時間: 月・水・木・金・土 (火が祝日の場合、翌日休み) 10:00~12:00 13:00~17:00
	徳島市男女共同参画センター (※女性相談員のみに対応)		【一般相談・カウンセリング】 月・水・木・金・土 10:00~17:00 (日・火・祝・年末年始休み) 【夜間相談】 第1~3水・金 18:00~20:00 事前予約が必要
愛媛県	愛媛県男女共同参画センター	電話相談・面接相談: 089-926-1633(予約制) (両相談とも事前予約必要)	原則として 第1水、第3土 9:00~12:00、13:00~15:00 (1回30分以内)
	松山市男女共同参画推進センター「コムズ」	電話相談: 089-943-5777(予約制) 面接相談: 089-943-5777(予約制) (両相談とも事前予約必要)	第2水、第4土 18:30~20:30 (1人30分) 【外部の男性カウンセラーに委託】
高知県	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	電話相談: 088-873-9100(予約制) 面接相談: 088-873-9100(予約制)	第1・3火 18:00~20:00 第4水 18:00~20:00 (祝日・年末年始を除く)
福岡県	男性DV被害者のための相談ホットライン	電話相談:092-571-1462 面談(要予約)	水・木 17:00~20:00 金 12:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
	福岡県男女共同参画センター「あすばる」	電話相談:092-584-4977	第1・3土 14:00~16:00 第2・4金 18:00~20:30(祝日除く)
	北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」	電話相談:093-280-5325	第1・3土 10:00~12:00 第2・4水 18:00~20:00 (祝日・年末年始を除く)
	福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」	【相談ホットライン】 電話相談:092-526-1718	第1~3月 19:00~21:00 (祝日・年末年始を除く)
佐賀県	佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」	電話相談:080-6426-3867 面談相談(要予約)まずはお電話ください	電話相談:水 19:00~21:00 面談相談:第4土 14:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」	電話相談:095-825-9622 面談(電話相談後に対応)	第2・4水 18:00~21:00
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」	電話相談:097-534-8614	月~金 9:00~16:30 (祝日、年末年始は除く)
鹿児島県	鹿児島県男女共同参画センター	電話相談・面接相談: 099-221-6630/6631(予約制) ※予約受付時は女性相談員が対応	第2土 9:30~16:30 (1人60分程度)
	鹿児島市男女共同参画センター「サンエールかごしま」	面接相談・電話相談: :099-813-0853【予約優先】	偶数月 第3日 13:00~16:00 奇数月 第3土 10:00~13:00 (1人50分程度) 日程は、変更になる場合があります。
沖縄県	ているる相談室 男性相談	電話相談:098-868-4011	日・月 10:00~16:00 (年末年始(12月29日~1月3日)及び 月が祝日の場合は休み)

性犯罪被害相談電話(全国統一)「#8103(ハートさん)」

<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

性犯罪被害相談電話 #8103(ハートさん)

性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号(#8103)を導入したものです。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口

都道府県	電話番号	都道府県警察での名称
北海道 警察本部	0120-756-310	性犯罪被害110番
北海道 函館方面本部	0120-756-310	性犯罪被害110番
北海道 旭川方面本部	0120-756-310	性犯罪被害110番
北海道 釧路方面本部	0120-756-310	性犯罪被害110番
北海道 北見方面本部	0120-756-310	性犯罪被害110番
青森県	0120-89-7834	性犯罪被害110番
岩手県	0120-797-874	性犯罪被害相談電話
宮城県	0120-19-8103	性犯罪被害相談電話
秋田県	0120-028-110	性犯罪被害相談電話
山形県	0120-39-8103	性犯罪被害相談電話
福島県	0120-503-732	性犯罪被害110番
東京都	0120-081034	性犯罪被害相談電話(ハートさん)
茨城県	0120-21-8103	性犯罪被害相談「勇気の電話」
栃木県	0120-363-339	性犯罪被害者相談電話
群馬県	0120-271-110	性犯罪被害相談電話
埼玉県	0120-83-8103	性犯罪相談ダイヤル(ハートさん)
千葉県	0120-01-8103	性犯罪110番
神奈川県	0120-38-8103	性犯罪110番
新潟県	0120-34-5110	性犯罪被害相談電話
山梨県	0120-79-8103	性暴力110番
長野県	0120-037-555	性犯罪被害ダイヤルサポート110
静岡県	0120-783-870	性犯罪被害110番

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

都道府県	電話番号	都道府県警察での名称
富山県	0120-72-8730	性犯罪被害相談電話
石川県	0120-010-783	性被害110番
福井県	0120-29-2170	性犯罪被害相談電話
岐阜県	0120-72-8103	性犯罪被害者相談電話
愛知県	0120-67-7830	性犯罪被害110番
三重県	0120-110-919	性犯罪被害相談電話
滋賀県	0120-167-110	性犯罪110番
京都府	0120-810-339	性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」
大阪府	0120-548-110	性犯罪被害110番
兵庫県	0120-57-8103	性犯罪被害110番
奈良県	0120-312-110	性犯罪被害相談110番
和歌山県	0120-810-367	性犯罪被害相談電話
鳥取県	0120-287110	性犯罪110番
島根県	0120-110-267	性犯罪110番
岡山県	0120-001-797	性犯罪被害相談電話
広島県	0120-630-110	性犯罪相談電話
山口県	0120-206-110	性犯罪被害相談電話
徳島県	0120-581037	性犯罪被害相談電話
香川県	0120-694-110	性犯罪被害専用相談電話
愛媛県	0120-282-114	性犯罪被害相談電話
高知県	0120-774-110	性犯罪被害相談電話
福岡県	0120-783-084	性犯罪被害相談電話「ハートさん」
佐賀県	0120-73-8103	性犯罪被害相談電話
長崎県	0120-003-682	性犯罪被害相談電話
熊本県	0120-8343-81	性被害相談電話
大分県	0120-81-0355	性犯罪相談電話
宮崎県	0120-078-740	性犯罪相談ダイヤル
鹿児島県	0120-007-867	性犯罪被害相談電話
沖縄県	0120-656-110	性犯罪被害者相談専用電話

○ 緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。

○ 相談される方の電話の種類によっては、つながらない場合があります(一部のIP電話等)。

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
 全国共通短縮番号：#8891(はやくワンストップ)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

地方公共団体名	名称	相談受付日時	性暴力被害者のための 夜間休日コールセンターによる 相談受付時間	相談電話番号・ メールアドレス(メール相談を実施 しているセンターのみ)
北海道・ 札幌市	性暴力被害者支援センター 北海道「SACRACH(さくらこ)」	月～金 10:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 20:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	050-3786-0799 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
函館市	函館・道南SART(サート)	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)		0138-85-6825
青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月・水 21:00～10:00 火・木・金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349
岩手県	はまなすサポート	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	019-601-3026 HP内の相談フォームからメール送信
宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 20:00～10:00 土 16:00～10:00 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0120-556-460(こころフォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル
秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0800-8006-410 県内からの電話は通話料無料 HP内のメールアドレスをコピーして送信
山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポ やまがた」	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	023-665-0500 HP内の相談フォームからメール送信
福島県	性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月・水・金 20:00～10:00 火・木 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	024-533-3940
茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	029-350-2001 https://www.jvac.or.jp/network/index.html 内相談フォームから送信
栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 (5/30、祝日、年末年始を除く)	月～金 17:30～9:00 土 12:30～9:00 日・祝日 9:00～9:00 5/30 17:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	028-678-8200
群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	027-329-6125
埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」	24時間365日		0120-31-8341 https://www.svsc.8080.jp/iris/ 内相談フォームから送信
千葉県・ 千葉市	NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) (被害直後の緊急支援は24時間365日対応)		ほっとこーる 043-251-8500
千葉県	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)		043-222-9977
東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力支援ダイヤルNaNa」	24時間365日		03-5607-0799
神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「かならいん」	24時間365日		045-322-7379
	男性及びLGBTs被害者のための 専門相談ダイヤル	火 16:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)		045-548-5666
新潟県	性暴力被害者支援センター にいがた	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	025-281-1020 HP内の相談フォームからメール送信

1 男女共同参画関係機関、情報・相談窓口一覧

地方公共団体名	名称	相談受付日時	性暴力被害者のための 夜間休日コールセンターによる 相談受付時間	相談電話番号・ メールアドレス(メール相談を実施 しているセンターのみ)
富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	24時間365日		076-471-7879
石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター 「パープルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 緊急医療などの緊急を要する 相談は24時間365日対応		076-223-8955 HP内の相談フォームからメール 送信
福井県	性暴力救援センター・ふくい 「ひなぎく」	24時間365日		0776-28-8505
山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぽ ももこ」	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	055-222-5562 HP内の相談フォームからメール送信
長野県	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」	24時間365日		026-235-7123 rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール・SNS相談: 24時間 365日受付 面接相談(予約制): 月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)		058-215-8349 HP内の相談フォームからメール送信
静岡県	静岡県性暴力被害者支援センター SORA	24時間365日		054-255-8710 チャット相談: https://sorachat.jp
愛知県	ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)		0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能
	性暴力救援センター 日赤なごやなごみ	24時間365日		052-835-0753
三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	059-253-4115 HP内の相談フォームからメール送信
滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖 SATOCO	24時間365日		090-2599-3105 satoco3105biwako@gmail.com
京都府	京都性暴力被害者ワンストップ 相談支援センター 京都SARA(サラ)	年中無休 10:00～22:00	月～日、祝日 22:00～10:00	075-222-7711
大阪府	性暴力救援センター・ 大阪SACHICO	24時間365日		072-330-0799
兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター 「よりそい」	月～金、土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	078-367-7874(ナヤマシ)
	特定非営利活動法人 性暴力 被害者支援センター・ひょうご	月～金、土 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く)		06-6480-1155 hyo-5@1-kobe.com
奈良県	奈良県性暴力被害者サポート センター NARAハート	火～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始、月曜日が祝 日と重なるときはその直後の 平日を除く)	火～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0742-81-3118 HP内の相談フォームからメール送信
和歌山県	性暴力救援センター和歌山 「わかやまmine(マイン)」	電話相談: 毎日9:00～22:00 (年末年始を除く) 面接相談(予約制): 月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始を除く)	月～日、祝日 22:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	073-444-0099(オーエンキューキュー)
鳥取県	性暴力被害者支援センター とっとり(クローバーとっとり)	電話相談: 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:00 (年末年始を除く)	月 20:00～10:00 火 18:00～10:00 水 20:00～10:00 木 18:00～10:00 金 20:00～10:00 土・日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	電話相談: 0120-946-328 (県内専用フリーダイヤル) 問合せ対応: 0857-32-8211 (県外から通話可能)
島根県	性暴力被害者支援センター たんぼぼ(島根県女性相談セ ンター内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:15～8:30 土・日 8:30～8:30 年末年始 8:30～8:30	0852-25-3010
	一般社団法人しまね性暴力 被害者支援センター さひめ	火・木・土 17:30～21:30 (年末年始を除く)		0852-28-0889 HP内の相談フォームから送信
岡山県	性暴力被害者支援センター 「おかやま心」	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～土 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	086-206-7511
広島県	性被害ワンストップセンター ひろしま	24時間365日		082-298-7878

地方公共団体名	名称	相談受付日時	性暴力被害者のための夜間休日コールセンターによる相談受付時間	相談電話番号・メールアドレス(メール相談を実施しているセンターのみ)
山口県	やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」	24時間365日		やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお 083-902-0889
徳島県	性暴力被害者支援センターよりそいの樹とくしま(中央・南部・西部)	24時間365日		中央:088-623-5111 南部:0884-23-5111 西部:0883-52-5111
香川県	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 20:00～9:00 土 16:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	087-802-5566 olive-support@ace.ocn.ne.jp (問合せのみ)
愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」	24時間365日		089-909-8851
高知県	性暴力被害者サポートセンター こうち	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	専用電話:080-9833-3500 フリーダイヤル:0120-835-350
福岡県・北九州市・福岡市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	24時間365日		092-409-8100
佐賀県	性暴力救援センター・さが「さがmirai」	月～金 9:00～17:00	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0952-26-1750(さがmirai)
	※佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」においても性暴力・性犯罪被害者からの相談を受け付けています	火～土 9:00～21:00 日・祝日 9:00～16:30 (女性総合相談)		0952-26-0018(女性総合相談)
長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」(公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター)	月～金 9:30～17:00 (電話相談は9:00から受付) (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	095-895-8856 HP内の相談フォームからメール送信
熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと	毎日24時間 (12/28 18:00～1/4 9:00を除く)	12月28日 18:00～1月4日 9:00	096-386-5555 support@yourside-kumamoto.jp
大分県	おおいた性暴力救援センター「すみれ」	24時間365日		097-532-0330 HP内の相談フォームからメール送信
宮崎県	性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0985-38-8300 HP内の相談フォームからメール送信
鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワーク かごしま「FLOWER」	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始、月曜日が祝日の場合はその直後の平日を除く)	月～金 17:00～10:00 土 16:00～10:00 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	099-239-8787 HP内の相談フォームからメール送信
沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」	24時間365日		098-975-0166

・相談受付日時の「年末年始」: 12/29～1/3

・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターの「年末年始」: 12/28のワンストップ支援センターの相談受付時間終了後もしくは17時から1/4のワンストップ支援センターの相談受付開始時間まで

・医療費等の公費負担制度: 性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症の検査費用、カウンセリング費用等に要する経費を公費で負担する制度。

自治体によって制度が異なりますので(制度の有無・公費負担の対象者・対象となる費用等)、詳しくは各センターへお問合せください。

第1 概念

1 「男女共同参画社会」とは

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます（男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月に公布・施行）第 2 条。以下、本文中では「基本法」と表記。）。
- 「男は外で仕事、女は家庭で家事・子育て」という固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が真に尊重される、女性にとっても男性にとっても生きやすい豊かで活力ある社会の実現を目指すものです。
- 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、極めて重要です。男女共同参画は、人権の尊重の観点からはもちろん、社会経済的な必要性からも推進されています。

(1) 男女共同参画社会を実現するための五つの基本理念

- ①男女の人権の尊重（基本法第 3 条）
- ②社会における制度又は慣行についての配慮（基本法第 4 条）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（基本法第 5 条）
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立（基本法第 6 条）
- ⑤国際的協調（基本法第 7 条）

(2) 国の責務（基本法第 8 条）

基本理念にのっとり、積極的改善措置（※）を含む男女共同参画社会の形成を促進するための施策を総合的に策定し、実施していきます。

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

例えば、審議会等について、女性委員の登用を計画的に進めていくこと等もその一つです。

(3) 地方公共団体の責務（基本法第 9 条）

基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成を促進するため、国に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施していきます。

(4) 国民の責務（基本法第 10 条）

基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与することが期待されています。

男女共同参画社会基本法の詳細は

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html

2 「施策についての苦情の処理」とは

○「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。」（基本法第17条）

(1) 基本法で「施策についての苦情の処理」が定められている意義

- ①苦情を申し出た国民・住民の権利・利益を、個々の事案に照らして柔軟かつ簡易迅速に救済することができます。
- ②男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等は広範・多岐にわたるため、施策の改善について行政の自主性に期待するだけでは不十分です。
- ③苦情処理のための措置の充実・強化により、行政の信頼性を高め、苦情申立てによる行政への参加を通じて民主主義を活性化していくことにつながります。

(注1) 地方公共団体には基本法第17条は適用されませんが、国の施策に準じた施策等を行う責務がある（基本法第9条）ことから、国と同様に苦情処理を行うことが望まれます。

(注2) 「人権が侵害された場合における被害者の救済」については、裁判所を通じた司法的救済、人権侵害一般に関する法務省の人権擁護機関の相談・調査救済活動等、厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局での労働者・事業主間の紛争解決の援助等があり、対象となる事案の要件、具体的処理手順は、類型ごとに個別法等で規定されていますので、施策についての苦情の処理とは対応方法が異なります。

(2) 「施策に関する苦情」としては、以下のようなものが考えられます。

- ①男女共同参画社会の形成の促進に関する制度・施策の在り方
- ②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度・施策の在り方
- ③制度・施策の運用を含む業務運営の在り方
- ④その他社会慣行等に起因する問題であるが、施策等の在り方との関連が考えられるもの

1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する制度・施策の在り方についての苦情

(注) 「男女共同参画社会の形成の促進に関する制度・施策」

男女共同参画社会の形成を促し、進める効果のある施策、制度一般を指します。

⇒【例】男女共同参画基本計画に記載された施策

○男女共同参画社会の形成を促進する施策として国の男女共同参画基本計画、地方公共団体の男女共同参画計画に掲げられているもの等の実施状況が不十分である。

【例】夫・パートナーから暴力を受けた被害者への行政の自立支援策が不十分である。

⇒国の男女共同参画基本計画では、女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶のための基盤整備を行わなければならないなどとして、具体的施策を掲げているので、このような苦情は施策についての苦情に該当します。

2) 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度・施策の在り方についての苦情

(注) 「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度・施策」

男女共同参画基本計画等に盛り込まれていない施策や、男女共同参画社会の形成の促進のための施策でなくても、結果として影響を与える可能性があるため、影響の度合いはともかく、国・地方公共団体において実施される施策や制度は全て含まれる可能性があります。

2 男女共同参画関係施策の苦情処理について

○施策の立案・実施時において固定的な性別役割分担を前提としており、男女が性別にかかわらず様々な活動に参画する機会を制限している。

【例】乳幼児を連れて住民のために公園内のトイレにベビーベッドが設置されているが、女子トイレの中にあるため、乳幼児を連れて男性が利用することができない。

➡育児は女性がするものという固定観念に立ち、子どもを遊ばせに来る男性に配慮していないと受け取られているための苦情かもしれません（近年は、ベビーベッドが男女共用トイレ等に設置されている例も増えています。）。

○形式的には男女平等の取扱いとなっているが、社会慣行等により実質的には一方に不利な取扱いとなっている。

【例1】ボランティアの講習会を一律に平日のみ開催する。

➡講習会に参加するのは平日に時間がとりやすい主婦等が主になってしまい、働く女性や、実態として平日は働いていることが多い男性が地域社会へ参画する機会を狭めてしまうおそれがあります。

【例2】審議会、住民会議等の構成員の多くに関係団体・地方公共団体等の役職者・代表者を指定している。

➡女性を構成員とすることを制限する規定がなくても、諸団体の役職者等は一般に男性が多いことから、結果として女性が政策・方針決定過程に参画することの障害となる場合があります。

○施策に関する広報・出版物が性別に基づく固定観念にとらわれた表現になっている。

【例1】勤労者全てを対象とした制度についての広報であるにもかかわらず、男性をイメージする言葉やイラストが使われている。

➡女性を対象とした制度ではないと受け取られるおそれがあります。

【例2】内容と無関係に女性（男性）をアイキャッチャー（広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告の手法の一つ。）として用いている。

➡女性（男性）だから、男性（女性）の目を引くためだけに、内容とは関係なく選んでいるように受け取られるおそれがあります。

3) 制度・施策の運用を含む業務運営の在り方についての苦情

○制度・施策の実施過程において、性別役割分担意識に基づく不適切な運用を行っている。

【例】夫からの暴力の相談に訪れた被害者に対し、「夫婦ならどこにでもあること。男が殴るのはしょうがないことだから、女が我慢すれば丸く収まるんだよ」などと言う。

➡性別による固定的な役割分担意識に基づく発言や性別イメージの押し付けは、男女双方が性別にとらわれず個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の理念に反するものです。また、夫・パートナーからの暴力に対する無理解等による配慮に欠けた発言は、身体的・精神的に傷ついている被害者を更に苦しめることとなります。

4) その他社会慣行等に起因する問題であるが、施策等の在り方との関連が考えられるもの

○通常、行政に指導の権限等がない問題であっても、行政の施策にも改善すべき点があるかもしれません。

【例】自治会の主要な役員には原則として男性が就任するという慣行があり、改善すべき点があるかもしれません。

➡法人格を有しない任意団体の運営等について行政が指導する権限はありませんが、そもそも地域住民に対する意識啓発が足りないため、このような慣行が見直されずにいるという観点からの苦情かもしれません。

なお、任意団体においても、基本法の基本理念に立って、内規を見直すために自主的な努力を行って

いるという例もあります。

(3) 苦情の申出人等の範囲

①国の行政相談委員制度 (p. 52～53 参照)

- 原則として、担当する市区町村の区域内の在住・在勤者からの申出や、苦情の原因となった事情が当該区域内で発生した場合に相談に応じています。
- 担当区域外の住民からの苦情は、事情を聴き、必要に応じ、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターに連絡したり、申出人の居住市区町村担当委員を紹介したりしています。

②地方公共団体

- 区域内に在住・在勤・在学する個人又は区域内に住所を有する法人の苦情や、区域内で発生した事案に係る苦情のみを取り扱うなど、対象を限定している場合もあります。

(4) 苦情の処理と施策への反映

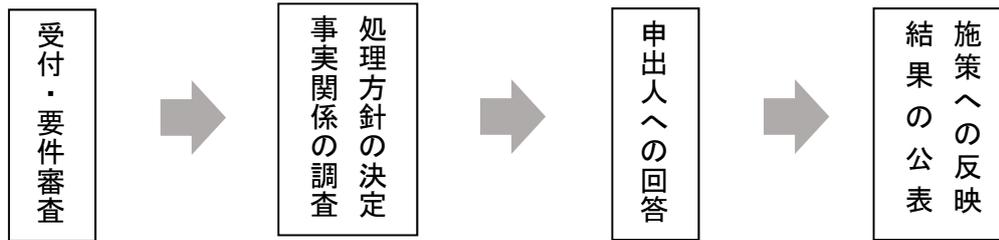
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策は広範・多岐にわたるため、行政の自主的な努力のみでは、見通しが不十分であるかもしれません。
国民・住民からの苦情や意見を幅広く把握し、適切に施策に反映させていくことにより、行政の信頼性を高め、行政への国民・住民参加となり、民主主義の活性化につながります。
- 苦情・意見の背景や事実関係を十分調査した上で、先入観・前例にとらわれず、施策を見直していく姿勢が重要です。
- 施策の見直しにつながらないような苦情の申出人に対して、現行の制度・施策の考え方を丁寧に説明することは、男女共同参画に関する理解を深めていく上でも大いに意義があります。

苦情処理に当たり、男女共同参画部署に求められること

- 施策担当部署に対し、男女共同参画の観点から適切な助言を行う。
- 施策担当部署や関係する外部機関等との調整において、積極的な役割を果たす。
- 職員一人一人が男女共同参画の意義を理解し、固定観念にとらわれることなく苦情に対応できるよう、研修等の機会を利用して意識啓発を重ねていく。
- 迅速・適切な苦情処理ができる体制（システム）を構築し、運用していく中で随時改善していく。
- 施策の問題点や改善方法について客観的に検討するため、第三者的な立場の者の意見を聴く機会を設ける。
- 処理方針・手続を明確にし、処理結果について説明責任を果たす。

第2 「施策についての苦情の処理」の仕組み

1 一般的な処理手順



2 関係機関（国・地方公共団体）の苦情処理の仕組み

(1) 国の事務処理の仕組み

①各府省

【行政相談責任者・担当者】

○行政に係る国民の相談を受け付ける各府省が、緊密な連携を取り、満足度の高い相談対応を行うことが、国民の視点に立って日々行政サービスの向上を図る上で極めて重要であることから、相談担当部局の連携強化を図り、各府省に対する相談への対応の質の向上・改善を図ることを目的として、設置されています。

○行政相談責任者は、府省全体の行政相談業務を統括しています。

○行政相談担当者は、本府省の業務に関する相談事案の処理に当たるほか、地方支分部局等の担当者に対する一般的な指導監督を行い、必要に応じて報告を徴して業務上の改善、施策への反映に資する等の措置を行っています。

【男女共同参画推進本部主管課】

○男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整を担当しています。

○男女共同参画に係る施策に関する苦情の処理について、必要に応じ助言等を行うことが期待されます。

(注) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑で効果的な推進を図るため、内閣に設置されています。

- ・本部長：内閣総理大臣
- ・副本部長：内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）
- ・本部員：他の全ての国務大臣
- ・男女共同参画担当官：本部員を補佐し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整事務を担当

【各府省行政相談担当課・男女共同参画推進本部主管課等： p. 4 に掲載】

②総務省の行政相談制度

○全国に行政相談窓口を設置

○行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

【行政相談の窓口】

○総務省行政相談センター（管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの行政相談窓口）【所在地等一覧を p. 1, 2 に掲載】

次の方法でも行政相談を受け付けています。

- ・相談受付のための専用電話「行政苦情110番」

(全国共通番号 おこまりなら まる まるくじょひやくとおばん 0570-090110)。

- ・インターネットによる相談受付

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

○行政相談委員

- ・総務大臣から委嘱された民間有識者（全国に約5,000人）
- ・相談者に必要な助言をしたり、関係機関にその苦情を通知するなどして、苦情の解決の促進を図っています。

*男女共同参画担当委員

- ・行政相談委員の中から全国で203人を指名（令和4年1月現在、男性71人、女性132人）
- ・男女共同参画に関する施策についての苦情処理に関して中心的な役割を果たしています。
- ・地域の実情に応じて、以下の業務の中から適宜選択して活動を行うこととされています。
 - 男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する。
 - 男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける。
 - デパートなどに設けられる「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付ける。
 - 以上のような活動に役立てるために、地方公共団体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センター等と連携・協力を深める。

○総合行政相談所

- ・関係行政機関等の参加を得て、全国主要都市のデパートなどで毎日又は定期的に開設しています。

【所在地等一覧を p.3 に掲載】

※行政苦情救済推進会議

行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進することを目的として開催する総務大臣の懇談会。

（2）地方公共団体の事務処理の仕組み

都道府県・市区町村では、地域の実情に応じた多様な手法による苦情処理機能を整備しています。

【具体例】

- ① 条例により特に定められた第三者的な立場の附属機関が処理を行う。

○男女共同参画苦情処理委員・推進員（例：埼玉県、鳥取県）

○行政オンブズパーソン（男女共同参画に係る施策のみでなく、施策全般についての苦情を処理する機関）

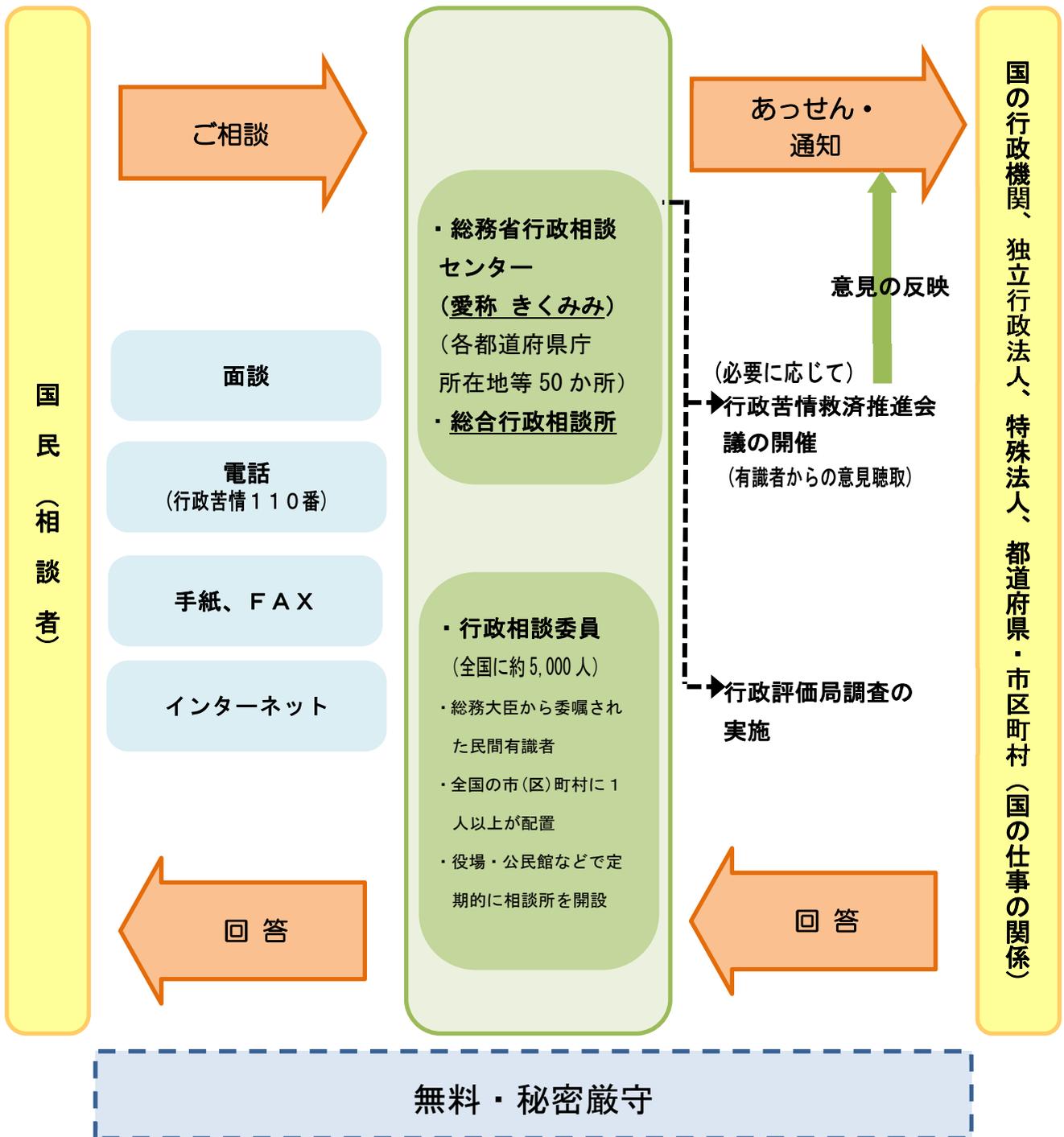
- ② 既存の審議会等を活用する。

審議会の下に苦情処理部会を設置している例もあります。（例：秋田県）

- ③ 通常の行政機関において、関係部署（男女共同参画担当部署、施策全般についての苦情を処理する総合相談窓口、施策担当部署）が互いに調整しながら処理する。（例：神奈川県、富山県）

【都道府県・政令指定都市の苦情処理担当窓口：p.5～8に掲載】

総務省の行政相談の仕組み



(特色)

- ① 国の行政活動全般に及ぶ苦情に対処
- ② 行政相談委員、総務省行政相談センターによる全国ネットワークの活用
- ③ 行政の制度・運営の改善による広範な救済の実現
(行政苦情救済推進会議の開催、行政評価・監視の実施)

※ 行政相談委員は、行政相談委員法第4条に基づき、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を、総務大臣に述べるすることができます。

3 関係機関のネットワークによる苦情処理

(1) 苦情の対象が他の行政機関の施策である場合

○当該機関に苦情を移送し、処理を依頼します。

【例】都道府県の施策に関する苦情

→都道府県の苦情処理担当窓口へ依頼

【例】市区町村で受け付けた苦情が国の施策に関する苦情

→施策を担当する府省庁窓口 or 最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターへ依頼

(2) 複数の機関で連携・協力が必要な場合

○複数の機関で連携・協力しなければ、改善できない施策もあります。

→関係機関相互の連携・協力体制の構築をしておくことが有効です。

－日頃から男女共同参画に関する施策の実施状況について情報交換を行う。

－寄せられた苦情の事例を検討し合う場を設ける。

4 男女共同参画会議の役割

内閣府男女共同参画局

・男女共同参画会議の事務局として、国・地方公共団体に寄せられた苦情の受付・処理状況や苦情内容の傾向等を定期的に取りまとめています（※）。

報告

男女共同参画会議（専門調査会）

・内閣府男女共同参画局からの報告を受け、男女共同参画会議（専門調査会）において、苦情処理状況について審議するなど、苦情内容が苦情処理制度を通じて施策の改善に適切に反映されているかを注視しています。

・必要があると認められるときには、内閣総理大臣・関係各大臣に対し、意見を述べること等により、政府部内で国民・住民からの苦情・意見等を踏まえた施策の改善について総合的な取組を推進しています。

意見

内閣総理大臣・関係各大臣

※取りまとめた苦情の受付・処理状況や苦情内容の傾向等は、男女共同参画局のウェブサイトに掲載しています。

第3 苦情処理事務における基本的留意事項

1 庁内の苦情処理体制の徹底

(1) 事務手順の周知

○迅速・確実・公平に処理できるよう、事務手順や標準的な処理期間等を明文化し、周知しましょう。

【例】事務処理要領のほか事務処理に当たってのQ & Aを作成（神奈川県）

(2) 全庁的な連携体制の整備

○男女共同参画の関係施策は広範・多岐にわたるため、同施策を推進するための庁内連絡会議等を利用し、全庁的な協力体制をつくりましょう。

(3) 進行状況の管理

○整理（処理）台帳等により進行状況を管理しましょう。

2 窓口の周知・制度の広報に関する留意事項

(1) 住民への周知

○相談窓口（電話番号・住所等）について

- ・電話帳、ホームページ、広報紙等への掲載
- ・男女共同参画センター（女性センター）での案内
- ・男女共同参画関係団体との連携等による広報

○広報内容について

- ・制度の概要、処理手順を示したフロー図
- ・苦情の申出による施策改善事例
- ・Q & A
- ・申出書の様式（記載例）等

○広報媒体について

- ・パンフレットに掲載して配布
- ・ホームページや広報誌に掲載

【例】PRカードの作成。（埼玉県）

(2) 地域の関係機関に対する十分な周知

○男女共同参画に関する問題について相談・支援等を行っている機関は多種多様であるため、国民・住民が苦情の対象である施策を担当していない機関に相談することも考えられます。

○申出のあった苦情が、担当外であるとき、より専門的な知識等を持つ機関がほかにあるとき等には、事案に応じて適切な機関を紹介すべきですが、担当者が地域の関係機関の体制・役割を十分に知らないと、「そのような問題を扱う機関はない」と不適切な対応をしてしまうかもしれません。

○新たに体制をつくったとき、又は申出件数が伸び悩んでいるときには、関係機関に制度の趣旨等について十分な説明をし、取り上げられるべき苦情が見落とされてしまうことのないようにしましょう。

（参考）

男女共同参画に関する問題について相談・支援等を行っている機関（例）

類型	実施主体
国の行政全般にわたる苦情の申出	総務省行政評価局・管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センター、行政相談委員

類型	実施主体	
地方公共団体が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の申出	地方公共団体男女共同参画苦情処理担当窓口、総合相談窓口	
男女共同参画社会の形成に関する横断的な相談窓口・社会制度等についての情報・相談	女性に関する様々な問題(家庭、仕事、暴力被害、健康等)についての相談	都道府県又は市区町村の男女共同参画センター(女性センター)
	女性に関する様々な問題を含む人権上の問題(差別待遇、暴力被害等)についての相談	法務局(人権相談所)
	家事手続案内(家庭内や親族間における問題を解決するために利用できる家庭裁判所の手続等に関する説明、案内)	家庭裁判所
	労働条件等に関する様々な問題(賃金、労働時間、労働災害、安全衛生等)についての相談	労働基準監督署
	民事上の問題を含めた労働問題に関するあらゆる分野についての相談(解雇、雇止め、いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント等)	総合労働相談コーナー
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	職場における男女均等取扱い、妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの問題や企業における女性の能力発揮促進についての相談	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	子育ての不安や悩みについての相談	地域子育て支援拠点、利用者支援事業実施施設等
女性に対するあらゆる暴力の根絶	夫・パートナーからの暴力についての相談、援助、保護等	各都道府県の婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センター(市町村が設置している場合もある)、警察署、民間シェルター等

〔「男女共同参画基本計画」情報入手先・相談窓口一覧：p. 26～38に掲載〕

3 苦情・行政ニーズを把握し、施策にいかすための留意事項

○幅広く苦情・意見を吸い上げ、必要に応じて施策の改善につなげていくためには、苦情処理制度の運用のみならず、潜在しがちな苦情や行政ニーズの把握を積極的に行うことが必要です。

(1) 苦情申出内容、処理過程、施策への反映についての情報提供

○国民・住民が日常生活の中で感じる不満の中には、行政施策と関連することに気がつかず個人的な不満で終わり、苦情申出に結びつかない場合もあります。

→国民・住民の不満が苦情処理制度の活用により解決され得ることについても、積極的に周知することが大切です。

具体的には、どのような苦情が取り扱われ、どのように施策に反映されたのかを情報提供すること

2 男女共同参画関係施策の苦情処理について

が大切です。

このことにより、国民・住民の苦情申出に対する意欲と期待を高め、苦情処理制度を活性化し、男女共同参画社会の形成を促進することにつながります。

- ➔ 苦情の申出がない場合でも、「国民・住民にどう役立つ制度なのか」「申出ができる苦情の具体例」「どのような施策の改善が期待できるか」等を示し、国民・住民に苦情処理制度の利点を理解してもらうことが大切です。
- ➔ 「苦情の申出が、なぜ男女共同参画社会の形成を促進することになるのか」という制度の意義そのものを十分に理解してもらえるような広報内容の充実も大切です。

(2) 相談窓口の相談や職員の提案等の活用

○苦情処理の受付を想定していないような各種の相談窓口寄せられる相談にも、相談者のみの解決を図るだけでなく、施策自体の改善も視野に入れた方が良い内容が含まれていることがあります。

- ➔ 施策の課題を見過ごさない工夫をし、相談の背後にある施策の課題を見つけ施策改善に結びつけていくことが重要です。
- ➔ 相談員等が相談者に対し苦情処理制度の活用方法（申出方法）について情報提供することも一つの取組です（この場合、相談者の状況や相談内容から情報提供が可能か見極めることが必要です。）。
- ➔ 相談内容から施策の問題点を把握した相談員等が積極的に問題提起し、担当部局に施策改善の必要性が伝わるような体制をつくるという取組も考えられます（この場合、プライバシーに十分配慮することが必要です。）。
- ➔ 行政の中にいる職員は、苦情の申出主体として貴重な存在です。職員は施策に詳しく、日常業務の中で課題等も明確に認識している可能性が高いため、男女共同参画担当部署や苦情処理体制の運用部署等が、職員の問題意識を意識的に吸い上げ、担当部署における施策改善につなげられるよう苦情処理制度を運用・整備することも大切です。

4 苦情の受付に関する留意事項

(1) 受付方法・・・国民・住民が利用しやすい方法を工夫する。

①文書・電話・インターネット等多様な手段を活用でき、かつ、個人情報を守られるよう配慮する。

【例1】専用の電話、FAX、メールアドレスを設ける。

【例2】第三者機関への苦情処理申請について、電子申請システムが利用できる。（埼玉県）

【例3】第三者機関の苦情処理制度を匿名で利用可能にすることで、苦情処理制度をより住民に手軽なものとするを図っている。（鳥取県）

②受付窓口を広く設ける

- ・本省・本庁担当課
- ・地方事務所・出張所等の出先機関の担当職員を指定する。
- ・男女共同参画センター（女性センター）の担当職員を指定する。

※申出人に適切な対応ができるよう、担当職員・相談員に対する十分な研修が必要です。

(2) 受付時の対応

①男女共同参画の視点から問題の発掘に努める

○男女共同参画に関する問題は、長年にわたる固定的観念や社会慣習等の影響から、苦情として明らかになりにくいという面があり、施策に漠然とした不満を抱えているが、それが男女共同参画に関する問題であるということに申出人自身が気付いていないということがあります。

- ➔ 受け付けた職員の男女共同参画に関する意識が高くなければ、その問題は見過ごされてしまう可能性もあるので、男女共同参画担当部署だけでなく、施策全般に関する総合相談窓口や施策担当部署など、苦情を受け付ける窓口の職員全体の意識啓発が重要です。

②人権侵害に関する相談から関係施策の問題点が明らかになる場合がある

○例えば、「役所で窓口職員から人権侵害に当たるような暴言を受けた」といった相談を調査していく過程で、職員の男女の人権に関する意識が低いということが明らかになった場合

→従来の職員を対象とした研修方法や管理職職員の指導体制の見直しなど、施策の改善を行う必要があります。

○申出人からの相談に当たる中で、施策の問題が明らかになった場合

→申出人の意思を確認した上で、施策についての苦情の処理につなげていくべきかどうか判断していく必要があります。

③申出人のプライバシーに十分配慮する

○来訪による申出には一般来庁者の視線にさらされない場所で対応する、書類の管理に注意するなどの配慮が必要です。

④申出人の立場を理解し、苦情内容への批判や議論は控え、よく話を聴き、申出人が行政に対して求めていることを正しく把握するよう努める

○全ての国民・住民に行政に関する専門的知識があるとは限らず、苦情として申し出てよいのか、どこに申し出たらよいのか、不安や迷いを抱えながら訪れてくる申出人も少なくないはずで

→先入観なしに申出人の話を注意深く聴くという姿勢がなければ、申出人が求めていることを理解することはできません。

→話を途中でさえぎったり、聞かれてもいない持論を述べたり、内容をよく吟味せずに結論付けることを避けなければなりません。

⑤部署内で情報を共有する

○受付者限りで判断せずに、受け付けたものはできる限り記録をとり供覧するなど、部署内で情報を共有するようにしましょう。

5 苦情処理過程での留意事項**(1) 一般的な処理手順****①要件審査**

○次のような、苦情として取り上げる必要がない事案については、制度・施策の趣旨等を分かりやすい言葉で丁寧に説明し、理解を得る。

－男女共同参画に係る制度・情報等の提供

－事実誤認や制度・施策に対する誤解によるもの。

－過去に同趣旨の苦情が出され、既に処理方針が確定しているもの。

※このような場合でも、申出及び回答の内容を記録しておきましょう。同様の照会等が多数寄せられるようであれば、広報の手法等に問題があることも考えられます。

○所管外の苦情については、以下の点に留意しながら、関係施策を取り扱う機関等で処理が行われるようにする。

－総務省行政相談センター、各府省窓口、都道府県・市区町村の苦情処理担当部署等、関係行政機関の窓口を確認しておく。

－単なる連絡先の紹介にとどまらず、受付者から当該機関に連絡し、処理を依頼した上で本人を行かせるなど、申出人に配慮する。

－必要に応じ、処理結果を確認したり、施策の改善が実現されるよう働きかけを行ったりすることも考えられます。

2 男女共同参画関係施策の苦情処理について

○処理の対象・対象外の基準を明確に定めておく。

【例1】総務省が行う行政相談で苦情のあっせんの対象外としているもの

- －捜査中のもの
- －裁判所に係属中のもの
- －既に判決のあったもの
- －裁判上の和解、調停、仲裁のあったもの
- －不服申立てがされているもの及び裁決があったもの

【例2】地方公共団体で処理の対象外としている事案の例

- －判決・裁決等により確定した事項
- －裁判所において係争中の事案
- －行政庁において不服申立て審理中の事案
- －他の法令（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等）の規定により処理すべき事案
- －議会に陳情又は請願を行っている事案

○処理の対象外である場合には、なぜ処理できないのかを相手方によく説明する。また、他の解決法を示せると良い。なお、処理の対象外である場合、申出について調査を行わないこと及びその理由を書面で明らかにすると定めている地方公共団体もあります。

【Point！】

苦情には回答する習慣を

苦情は、国民の行政への参加であり、それにより行政が気づけなかった視点を提供してくれるものです。

せっかく参加してくださった住民の気持ちを大切にしましょう。決して苦情を受けたままにせず、今後も苦情の申立てをしていただけるよう、申出に対し謝意を伝えるとともに、回答をしましょう。

たとえ施策には反映できない意見であったとしても、現在の事情や状況を伝えたりして、苦情を申し出た国民が、行政に参加する意欲を損なわないように工夫することが大切です。

②事実関係の調査、処理方針の決定、申出人への回答

それぞれの処理体制により処理手順は異なりますが、共通して留意すべきこととして、次の事項が挙げられます。

○標準的な処理期間の目安を組織内で確立し、その期間を超える場合はその旨を申出人に連絡する。

○施策担当部署への照会等、事実関係を調査する中で、申出人のプライバシーに関する部分をどこまで明らかにしてよいか、事前に確認しておく。

－例えば、職員の差別的対応に関する苦情を取り上げる場合、申出人が誰かを明らかにした方が調査しやすいかもしれませんが、諸事情により申出人がそれを望まないこともあります。申出人の意向を十分確認した上で、調査方法を決定しましょう。

○最後まで責任をもって回答する。

苦情内容を施策に反映できない場合、その理由を明確に示し、代替案がないか十分に検討しましょう。

申出人には、以下のような場合を除き、できるだけ回答することが大切です。

- －施策についての苦情になっておらず、単なる感想や誹謗中傷の場合
- －申出人が回答を希望していないことが明確である場合
- －住所・電話・FAX番号・メールアドレス等が記載されていないため、申出人に回答できない場合

○男女共同参画担当部署が積極的な役割を果たす。

【Point!】

当局の立場と考え方を明確にはっきり伝え、正確な理解と誤解の解消を

苦情を申し出る人には、様々な背景を持っている人もいます。また、方針や施策について知らなかったり、誤解している場合もあるかもしれません。

そのような場合には、相手の気持ちになって親身に対応することが大切ですが、ただ「すみません」などと謝るだけではなく、誤解を解き、理解を促すためにも、はっきりと明確に当局の考え方や事情を説明することが大切です。

【例】男女共同参画や数値目標の設定は結果の平等を求めているのであり、方向を修正すべきではないか。

➡男女共同参画や数値目標の設定は、実質的な機会の平等を求めるものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

【例】男女共同参画の推進の趣旨は、経済社会情勢への対応のためではなく、人権の尊重にあるのではないか。

➡男女共同参画社会の実現は、人権の尊重という点のみならず、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも緊要な課題なのです。

【例】男女共同参画は家庭崩壊につながるものではないか。

➡男女共同参画は、お互いに尊重し合い協力し合うことによって、絆の強い家族を作ろうとするものです。基本法第6条でも、家庭生活における活動と他の活動の両立についての規定を置いています。

(2) 更に留意すべき事項（処理体制の類型別）**①苦情処理のための第三者的な立場の附属機関を設置している場合**

○第三者的な立場の附属機関の職務・権限について詳細を明文で規定し、全庁に周知する。

－事実関係の調査等に当たっては、施策担当部署に資料の提出を要求したり、事情聴取したりすることになります。事務を円滑に進めるためには明文の根拠が必要でしょう。

○申出人の個人情報の保護のため、委員等の守秘義務を定めておく。

－特別職の場合、地方公務員法上の守秘義務は適用されません。

○委員等は、男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を持ち、公正・中立な者を、男女の構成が偏らないよう選任することが望ましい。

○委員等の会合を計画的・定期的に設けたり、処理事務を補助する「調査員」等を置いたりするなど、事務処理が迅速に行えるよう工夫する。

－「調査員」等についても申出人の個人情報保護されるような措置を講じておくことが必要でしょう。

【例】委員の職務を補助する「専門員」を設置。（埼玉県）

受付、要件審査、事案処理の補助を行う「調査員」を設置。（千葉市）

○関係機関に対して意見表明等を行った場合、期限を定めて措置結果の報告を求め、処理結果を確認することが望ましい。

②基本的には庁内（男女共同参画担当部署又は施策担当部署・総合行政相談窓口等）で処理するが、処理方針の決定に当たり、男女共同参画審議会等の意見を聴く機会を設ける場合

○苦情内容によって判断が恣意的にならないよう、以下の点等についてあらかじめ検討しておく。

－全ての苦情について意見を聴くのか、「必要に応じ」聴くのか

2 男女共同参画関係施策の苦情処理について

- －「必要に応じ」とする場合、その基準は何か
- －誰が（どの部署が）意見を聴くかどうかを決定するのか
- －意見の位置づけ（どの程度尊重するのか）

【例】「制度や仕組み、施策のうち大きなものについて、将来に向け改善を行おうとするとき」などに審議会の意見を聴く。（神奈川県）

③庁内で処理する場合

○施策担当部署で直接処理する場合でも、男女共同参画担当部署に苦情内容・処理結果等の情報が入るような仕組みにしておく必要があります。

男女共同参画の視点で施策の意義・効果等を見られるよう、日頃から全庁的に啓発を行うことが重要ですが、全職員の意識を高めるには相当の時間を要するでしょう。場合によっては、苦情の趣旨が正しく把握されなかったり、男女共同参画の理念に即した対応がなされなかったりするおそれがあります。

そのため、男女共同参画担当部署が必要に応じて適切な助言をすべきです。また、苦情の傾向等を把握し、その後の施策展開につなげていくことが望ましいでしょう。

- －男女共同参画に係る苦情の申出があったときには必ず男女共同参画担当部署に報告する。
- －処理方針を決定する際には、男女共同参画担当部署との合議を要する、といった方針を庁内連絡会議で定める。 など

○第三者の視点が入らないと、前例や固定観念にとらわれ、抜本的な改善が図られないおそれがあるため、男女共同参画担当部署がより積極的な役割を果たすなどの工夫が必要です。

【例】通常の機関が苦情に対応するが、その対応等に不服がある場合に申し出ることができる第三者的な立場の附属機関を設置。（長野県）

6 処理状況の整理・統計整備、公表における留意事項

苦情の受付・処理状況に関する情報を収集・整理し、必要に応じ行政機関の長へ報告したり国民・住民に公表したりすることにより、次のような効果が期待できます。

○受付・処理状況を随時確認し、処理が確実に行われるようにする。

【例】1月ごとに受付状況の集計表を作成。（静岡県）

○苦情の傾向や件数について、経年変化を追ったり、関係機関と情報交換を行ったり、全国の情報と比較するなど、内容を分析・検討することで、施策の立案・行政運営の改善等に役立てることができる。

○行政機関の長、庁内連絡会議、審議会等へ報告することで、幹部や職員の意識啓発に用いることができる。

○処理結果等を公表することで、国民・住民の意識啓発に用いる。

※この場合、申出人の個人情報の保護に配慮することは当然です。

【例】概要をホームページでも公表。（埼玉県、大阪府、愛媛県等）

苦情が出されたことを「不名誉なこと」ととらえ、隠してしまうのではなく、苦情処理制度が有効に機能していることを示す機会と捉えましょう。

国民・住民からの苦情を十分に調査し、多様な価値観に配慮しつつ検討したことを公表することで、行政に対する信頼感が高まります。それが更に新たな苦情の申出、つまり潜在的な問題の発掘につながります

7 苦情処理事務の円滑な運営のために

(1) 苦情処理マニュアルの作成

○苦情処理体制をより有効に機能させるために、基本的な処理手順等を定めた事務処理要領等や、各機関の体制に即し、対応時の心構えや処理上の留意点等を分かりやすく記述したマニュアルを作成するとよいでしょう。

- －従来の性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点を持って国民・住民からの苦情を真摯に受け止めることを基本姿勢として、あらゆる場面に盛り込む必要があります。
- －問題を発掘できるか、申出人の意図を正確に理解できるかは、受付時の対応次第なので、持つべき視点・留意点を詳細に書き込みましょう。具体的な事例を盛り込むことも、理解を深める一助となります。
- －マニュアルは、新任職員の研修や関係部署への説明等で積極的に活用するとともに、運用上生じた問題や事例の集積を踏まえて改訂を行いましょう。

(2) 担当職員の知識・技術の向上

○苦情処理を担当する職員・相談員に望まれる姿勢

- －常に男女共同参画の視点から物事を感じ、考えることで、必要な感性を養っていくこと。
- －寄せられた相談や不満を、相談者個人にとって重要な問題であると同時に、男女共同参画の視点から施策を見つめなおすための機会と捉える力を身に付けること。
- －地域の行政機関等の機能や主な施策等を把握するほか、行政全般についての広範な知識を身に付けること。
- －男女共同参画に関する諸制度・施策、女性の社会進出や人権侵害等の状況を示す統計、国民・住民意識を表す世論調査、国際的な動き等必要な知識を身に付け、社会に対する目配りを忘れないこと。
- －感情が高ぶっているために話を整理できなかつたり、自分の考えを人に伝えることに慣れていないような申出人からも上手に話を引き出し、苦情の趣旨を正しく理解できるような技術を身に付けること。

○知識・技術の向上のために

- －内閣府が主催する研修への参加や、他団体との情報交換・事例検討により、必要な知識・技術の向上を図っていくことが必要です。
- －施策担当課に直接苦情が出されることもあるので、職員研修に、男女共同参画社会の理念や国民・住民の意見・要望等を幅広く吸い上げ、積極的に施策に反映させていくことの意義についての講習を取り入れるなど、全庁的に啓発を図っていくことが重要です。

【Point!】

ケーススタディのすすめ

男女共同参画に関する苦情内容は、すぐに対応方針を判断できるようなものばかりではなく、個別のケースごとに判断し対応するべきものもあります。

個別のケースごとに判断していくためには、男女共同参画に関する確かな理解と、揺るがない視点と判断のための基準を自分の中にきちんと持つておくことが大切です。

そのような能力を身につけるためにも、日頃から、具体的な事例による事例検討会や、同僚等との意見交換をしておくことが大切です。

3 男女共同参画関係法令等

3 男女共同参画関係法令等

○ 日本国憲法（抄）（昭和21年11月3日憲法）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

○ 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（昭和47年法律第113号）

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

以上、関係法令は、以下を参照

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html

○ 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号）

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html

○ 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について

(平成14年10月17日男女共同参画会議意見決定)

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見

男女共同参画会議は、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けて、今後、関係者が取組を推進する上で重要だと考えられる事項について、男女共同参画社会基本法第22条第3号の規定に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の意見を述べるものである。

I. 施策についての苦情の処理

1. 施策についての苦情の処理に関する制度の現状

- ① 国においては、各府省が自らの行政分野について苦情を受け付け、対応するという機能を本来的に有している。また、第三者によるあっせん等の仕組みとして総務省の行政相談制度がある。これは、総務省行政評価局・管区行政評価(支)局・行政評価事務所において国の行政機関等の業務に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等にあっせんを行い、その解決を促進するとともに、苦情相談の身近な窓口として総務大臣より委嘱された行政相談委員(全国約5千人)において、苦情の相談を受けて申出人に必要な助言を行い、関係行政機関等にその苦情を通知するほか、管区行政評価(支)局・行政評価事務所と連絡をとりつつ、その解決の促進を図るものである。
- ② 住民に身近な行政を担う地方公共団体においては、男女共同参画推進条例制定の動きとあいまって、当該地方公共団体が実施する施策についての苦情処理体制を整備する動きが出てきており、主として当該地方公共団体の施策についての苦情が取り扱われている。具体的には、既存の審議会を活用するところ、施策についての苦情の処理を担当する職員又は相談室を本庁・地方公所・女性センター(男女共同参画センター)等の施設に配置しているところ、行政全般に対する苦情処理を取り扱うところに加えて、新たに第三者的立場から一定の権限を持って施策についての苦情の処理を行う機関を設置したところなど、地域の実情に照らして積極的かつ多様な手法が講じられつつある。
- ③ 具体的には、施策についての苦情の処理に当たる機関において、苦情を有する個人又は団体からの申出により受け付けられた苦情について、申出人から事情を聴取した上で、その機関が、ア)当該施策を実施する機関であれば、申出人に対して施策の内容や苦情への対応方針等について説明し、必要に応じて施策を改善する、イ)第三者的立場から施策についての苦情の処理を行う機関であれば、裁判所において判決のあった事案、裁判所に係属中の事案、不服申立ての審理中の事案等一定の場合を除き、実情把握により申出に理由があると認めたときは、関係行政機関にあっせん又は勧告・助言し、その結果を申出人に通知する等の措置が講じられている。

これまででもこうした仕組みを通じて、保育業務に従事する男性に対応した資格名称の見直し、学校における男女別名簿の見直しなど、制度面や業務運営面で改善が図られた例がある。

2. 施策についての苦情の処理に関する取組の推進方策

(1) 苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化

- ① 国民のあらゆるレベルにおける施策についての苦情や意見を幅広く吸い上げ、必要に応じ施策の改善につなげていくためには、既存の苦情処理制度のほか、様々な関係機関を念頭に置いた多様な仕組みを作っておくことが重要である。このため、施策についての苦情の処理や男女共同参画社会の形成の促進に関する各種相談・情報提供等を行う関係機関のネットワークを強化しつつ、苦情処理体制を充実させるべきである。この場合、男女共同参画会議が積極的な役割を果たすべきである。

また、国においては行政相談制度等の制度が存在していること、国民に身近な場で相談に応じていく必要があること等の観点を考慮し、施策についての苦情の処理に関して既存制度の運用の改善を図り、積極的に活用していくことが重要である。

- ② 男女共同参画に関する問題は、長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、苦情として顕在化されにくいという面がある。また、現実の相談窓口では個々の人権侵害における被害者の救済という側面と施策についての苦情という側面が渾然とした形で出てくることも多い。

3 男女共同参画関係法令等

このため、まず、男女共同参画の視点から問題を発掘し、適切に振り分けをしていく間口の広い相談機能がすべての市町村の単位に確保されていくことが必要である。この相談機関においては、男女共同参画に関連する問題を取り扱うということを明示し、国民に十分周知するとともに、問題を適切につないでいけるよう関係機関とのネットワークを構築することが重要である。

- ③ 地方公共団体においては、当該地方公共団体が実施する施策についての苦情処理機能が確保されつつあるところであり、今後とも取組の推進が重要である。

この場合、男女共同参画の視点から幅広い住民を対象に総合的な相談に応じてきた女性センター（男女共同参画センター）等を設置している地方公共団体においては、これを積極的に活用することが重要である。具体的には、これを第一次的な総合相談の窓口として国又は地方公共団体の苦情処理窓口と案件を適切につないでいけるようにすることが必要である。また、地域の社会資源の状況、当該センターの機能や実績等を踏まえつつ、これを単に相談窓口としてではなく、地方公共団体の苦情処理機関として位置付ける等、その役割を明確にすることが必要である。苦情の処理に際し、関係機関間の円滑な調整を図る上で必要な場合には、地方公共団体の男女共同参画担当部署が調整の役割を果たすことが重要である。

このため、地方公共団体ごとに、施策についての苦情の処理について中核的な役割を果たし得る機関として何がふさわしいか十分に議論を深めた上で、当該機関及びその権限等を条例等で明確にすることにより、実効性を担保できるような苦情処理の仕組みを構築することが期待される。

- ④ 施策についての苦情は広範・多岐にわたることから、苦情を受け付けた窓口が、所管外の事案や複数の行政機関に関わる事案などについて適切な対応ができる苦情処理窓口に移送し、円滑な対応が可能となるよう、行政相談制度等国の制度と地方公共団体が設置する苦情処理機関相互の一層の緊密な連携・協力体制の確保が必要である。異なる機関で苦情の処理に従事する者が合同で研修を受講できるような場を確保することも連携強化策のひとつとして有用である。

- ⑤ 地域の苦情処理窓口が、国民に理解しやすい形で周知されるようにするため、国と地方公共団体の関係機関が協力し、適切な方策を講じることが必要である。この場合、苦情処理窓口の電話帳、ホームページ等への掲載、男女共同参画に関連する活動を行っている民間団体への働きかけ等地域のネットワークを活用したきめ細かな広報活動を行うとともに、テレビでの啓発CMの提供等影響力の大きい手法による広報についても検討することが必要である。

さらに、国民が苦情処理機関を有効に活用していくためには、男女共同参画に対する意識の高まりが不可欠である。何が施策についての苦情に該当するのか事例を示すことにより、国民に対し、男女共同参画の視点について啓発することも重要な課題である。

- ⑥ 施策を実施する各府省においては、自ら苦情を受け付けることはもとより、総務省の行政相談制度における苦情解決のあっせん等の仕組みを通じて、施策についての苦情や意見を幅広く吸い上げ、これを施策の改善に適切に反映するよう、積極的な対応を図ることが必要である。また、各府省の男女共同参画担当部署においては、必要に応じ、当該施策を担当する部署に対し、施策についての苦情の処理に関し、男女共同参画の観点から助言することが望ましい。

- ⑦ 施策についての苦情の処理に当たる機関においては、ア) 苦情を申し立てることのできる窓口について国民への周知を徹底すること、イ) 受付に際して、文書、電話、インターネット等多様な手段を活用できるよう配慮する等、国民が利用しやすい方法を講じること、ウ) 迅速な解決を図るよう努めること、エ) 受け付けた苦情が処理の途中段階で滞らないように最終段階まで責任を持って対応し、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすこと、オ) 苦情の適正な処理と国民の信頼性の確保に資するため、処理方針・手続を明確にすること、カ) 苦情の受付・処理状況に関する情報を収集・整理すること等により、苦情処理体制の充実を図ることが必要である。

- ⑧ 男女共同参画会議においては、総務省の行政相談制度及び各府省において苦情を受け付ける行政相談の窓口に寄せられた施策についての苦情内容の傾向及び施策改善への反映の状況や、地方公共団体の男女共同参画担当部署又は施策についての苦情の処理を行う機関等に寄せられた苦情内容の動向等について情報を得ることにより、苦情内容等の情報を定期的に把握するためのシステムを様々な情報手段を活用しつつ構築すべきである。

また、男女共同参画会議は、これらの情報を活用しつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項等について調査審議し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるという本来機能を発揮することにより、政府部内で国民からの苦情・意見等を踏まえた施策の改善について総合的な取組が推進されるよう、その役割を果たすべきである。

このため、苦情処理・監視専門調査会においては、苦情内容が苦情処理制度を通じ施策の改善に適切に反映

されているかどうかを注視していくための体制を早急に整備すべきである。

(注) 男女共同参画会議が直接当事者として苦情の具体的案件を処理することは、男女共同参画社会基本法、内閣府設置法等の現行法上できない。

- ⑨ 苦情処理体制の充実に関しては、まずは、上記のような取組の推進方策を着実に実施していくことが必要である。その後、その効果を見極めつつ必要があると認めるときは、我が国の実情に適したオンブズパーソンの機能を果たす新しい体制について調査・研究を行うことが課題となる。

(2) 施策についての苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化

- ① 施策についての苦情の処理に従事する者には、男女共同参画に関する問題が長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、苦情として顕在化されにくいという面を考慮すると、男女共同参画に関する課題について高い問題意識や感受性が求められる。

特に、住民に最も身近な局面で相談を受け付ける者において、このような特性が期待されることであり、このことは同時に潜在化された問題の発掘にも資することになる。

このため、一次的な相談に当たる者も含め、広く施策についての苦情の処理に従事する者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深める研修の機会や情報提供の場を積極的に設けることにより、この面についての知識・技能の向上が不断に図られるようにすることが必要である。

また、地方公共団体の苦情処理機関等において、これらの者が非常勤であることをもって研修を受講する機会が乏しくなることのないよう十分な配慮が必要である。さらに、中長期的な視点から各機関において専門的な人材が育つような雇用システム・処遇が確保されるよう、地域の実情により配慮されることが必要である。

- ② 男女共同参画に関する研修については、カリキュラムの内容を工夫し、初心者向け研修と実務経験の豊富な者を対象とする研修を別建てにするなど受講者のレベルに配慮して実施することが必要である。
- ③ 行政相談委員については、女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに、都道府県域など一定の圏域ごとに男女共同参画に関する高い識見を有する者が確保されるよう、例えば、女性センター（男女共同参画センター）、女性団体、男女共同参画に関する専門相談機関等で相談等の活動に携わった経験豊富な者に委嘱する専門委員制度等が必要である。
- ④ 国においては、何が施策についての苦情に該当するかという事例、苦情解決に当たっての視点や方法論などを内容とする「苦情処理ガイドブック」を早急に作成し、周知すべきである。この場合、女性センター（男女共同参画センター）の相談事業がこれまで蓄積した問題解決の手法、男女共同参画に関連する活動を行っているNPO等民間団体の経験や知見、先行する地方公共団体の苦情処理機関の取組から出てきた課題、男女共同参画会議の調査審議の成果等も紹介すべきである。

また、このガイドブックは、施策についての苦情の処理に従事する者にとどまらず、被害者救済に関わる者も含めて、男女共同参画に関する課題について高い問題意識や感受性を醸成していくために広く活用されていくことが重要である。

II. 人権侵害における被害者の救済

1. 被害者救済制度の現状

- ① 人権が侵害された場合の被害者救済制度としては、裁判所を通じて得られる司法的救済や、行政機関が関与する各種の救済手段がある。人権侵害一般に関して、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに法務大臣により委嘱される人権擁護委員（全国約1万4千人）から構成される人権擁護機関における人権相談や、人権侵害の内容に応じて、国の行政機関及び地方公共団体による様々な救済手段が講じられている。
- ② 平成12年におけるストーカー行為等の規制等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律の制定、平成13年における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の制定などの立法措置により、近年、法規制の強化と救済措置の充実が図られている。
- ③ また、政府は、国家行政組織法第3条第2項に基づく独立の行政委員会として人権委員会を設け、これを担い手とする新たな人権救済制度を創設する人権擁護法案を、平成14年3月、第154回国会に提出したが、同国会で継続審査となっている。
- ④ 人権委員会では、委員長、委員は職権行使の独立性を保障され、事務局及びその地方組織を設置することとされており、また、人権擁護委員は人権委員会の指揮監督下に置かれることとされている。

新たな人権救済制度としては、人権侵害一般について、相談に応じ、任意の調査を行い、助言、指導、調整

3 男女共同参画関係法令等

等の救済措置を講ずる一般救済手続のほか、ア) 一定類型の差別的取扱い、虐待等の人権侵害について、過料の制裁を伴う調査権限を行使し、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助（資料提供・訴訟参加）による救済措置を講ずる、イ) 報道機関による犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等について、報道機関等による自主的な取組に配慮しつつ、任意の調査を行い、ア) と同様の救済措置を講ずる、ウ) 差別助長行為等について過料の制裁を伴う調査権限を行使し、勧告・公表、訴訟による差止めの救済措置を講ずるといった特別救済手続が整備されることとなる。

なお、雇用における差別的取扱い等については、厚生労働大臣（船員に関するものについては国土交通大臣。以下同じ。）も一般救済手続を行い、特別救済手続のうち過料の制裁を伴う調査権限及び調停、仲裁、勧告・公表、資料提供の救済措置は厚生労働大臣が行うこととされている。

2. 人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策

（1）被害者救済に関わる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築

- ① 男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の態様は様々であり、被害者救済に関わる多種多様な機関がその有する専門知識・技術、権限等に基づき支援を行っている。被害者救済に当たっては、その被害者が必要とする支援の内容に照らし、効果的な手段を有する機関がその機能を最大限に発揮していくことが基本となる。さらに、男女共同参画に関する問題が複雑化しつつあり、被害者救済のためには様々な解決手段を要するケースが増えていることから、今後、被害者救済に関わる各種機関の一層の連携強化を図り、地域において効果的な支援体制を構築するための取組が必要である。

このため、都道府県等の単位で被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等による連絡協議会を設置し、男女共同参画に関する最新の課題、人権侵害の状況、処理困難事例に係る解決手法などの情報を共有することなどが重要である。これにより、関係機関全体のレベルアップを図るとともに、相互のパイプを太くすることが必要である。また、異なる機関で被害者救済に関わる者が合同で研修を受講できるような場を確保することも連携強化策のひとつとして有用である。

- ② 上記連絡協議会も活用しつつ、関係機関の協力の上、地域ごとに人権侵害に関する相談窓口について、住民に理解しやすい形で周知されるような方策を講じることが必要である。この場合、相談窓口の電話帳、ホームページ等への掲載、男女共同参画に関連する活動を行っている民間団体への働きかけ等地域のネットワークを活用したきめ細かな広報活動を行うとともに、テレビでの啓発CMの提供等影響力の大きい手法による広報についても検討することが必要である。
- ③ 関係機関の連携強化について、国と地方公共団体が協力してその環境整備を図っていくことが必要であるが、地域の実情に応じた具体的な連携方策の検討に当たっては、都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当部署が中心的な役割を果たしていくことが重要である。
- ④ 被害者の最終的な自立支援を図るには一つの機関のみでは解決できない複合的な問題を抱えるケースも多い。このため、ケースワーク技術について力量のある相談機関において、被害者の自立支援の観点から生活全般にわたる総合的なケースマネジメントを行い、カウンセリングを含む必要な支援が適切に確保されるようフォローし、必要に応じ、関係機関との調整を図るといった機能が求められる。

こうした機能については、具体的に地域の実情に照らし、どのような方策が確保され得るのか、ケースマネジメントを行う人材をどのように養成するのか等の課題がある。その手法等について、既に社会福祉分野で発展してきたところを参考に調査研究を進め、その成果を踏まえて実施することが必要である。

- ⑤ 身近なところで、被害者が適切な機関にアクセスできるような情報の提供を確実に行う総合相談の場の確保が求められており、市町村段階まで視野に入れた機能の整備が必要である。

この場合、男女共同参画の視点から幅広い住民を対象に総合的な相談に応じてきた女性センター（男女共同参画センター）等を設置している地方公共団体においては、これを積極的に活用することが必要である。具体的には、これを第一次的な総合相談の窓口として適切な被害者救済機関につないでいけるようにすることが必要である。

また、被害者は無力化した状態にあることが多いこと、精神的・身体的・知的障害を有する者もいることから、被害者が適切な救済機関にアクセスする際に同行するサービス、後見的立場から各種制度の利用を援助するサービス等、きめ細かな支援も求められている。このため、ボランティアも含めた民間団体と行政機関の連携強化を視野に入れ、地域ごとに具体的な方策について検討することが必要である。

- ⑥ 配偶者からの暴力の被害者救済については、平成14年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が完全施行され、配偶者暴力相談支援センターを中心に地域の支援体制が構築されたところである。

施策の推進に当たっては、地方公共団体の区域を越えた広域的な支援が必要に応じて講じられるよう関係機関間の連携を強化することが重要である。また、当面の緊急避難的な救済だけでなく、被害者の自立が展望できるところまでを救済と捉えた上で、児童など被扶養者を含めた支援、法的援助、生活の場の確保、経済的な自立支援等の各種支援が適切な時期に円滑に講じられるような手法について、民間団体との連携を図りつつ、検討を進めていくことが重要である。

(2) 被害者救済に関わる者の知識・技能の向上及び活動の活性化

- ① 長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、当事者自身の認識が不十分であることが問題の発掘を妨げていることが多いこと、相談を受ける過程で二次被害の問題があることが指摘されている。

このため、幅広く対人援助に携わる者には男女共同参画に対する意識や人権意識の醸成、援助技術の向上に関する研修の機会を設けるなど、その知識・技能の向上が不断に図られるようにすべきである。

また、地方公共団体の被害者救済に関わる機関等において、これらの者が非常勤であることをもって研修を受講する機会が乏しくなることのないよう十分な配慮が必要である。さらに、中長期的視点から各機関において専門的な人材が育つような雇用システム・処遇が確保されるよう、地域の実情により配慮がなされることが必要である。

- ② 男女共同参画に関する研修については、事例研究が可能となるよう研修教材の整備を図るとともに、被害者の家族、地域、職場等への対処方法やどのような専門機関につないでいくか等の具体的な方法論について関係者が精通することができるようにすることを念頭に置いて実施する必要がある。また、カリキュラムの内容を工夫し、初心者向け研修と実務経験の豊富な者を対象とする研修を別建てにするなど受講者のレベルに配慮して実施することが必要である。

- ③ 被害者に対する適切な対応や配偶者暴力防止法第6条に基づく医療関係者の適切な通報について、医療関係者の理解を深めるなど、これから被害者の救済に携わることになる専門職の教育・養成機関における取組も重要である。

- ④ 人権擁護委員は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害についての把握や相談等の活動を行ってきたが、今後も一層積極的な役割を果たすべきである。

このため、男女共同参画に関する問題に的確に対応できるよう、女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに、例えば、女性センター（男女共同参画センター）、男女共同参画に関する専門相談機関等において相談に携わった経験豊富な者等男女共同参画に関する高い識見を有する者が委嘱されるよう選任過程において配慮する等、適任者を確保するための工夫が必要である。さらに、人権擁護委員協議会等に設置されている男女共同参画社会推進委員会等の活動の促進、専門委員制度の活用等により、男女共同参画に関わる活動の活性化を高めることが必要である。

(3) 人権侵害における被害者救済と施策についての苦情の処理との関係

- ① 現実の相談窓口には、個々の人権侵害における被害者の救済という側面と施策についての苦情という側面が渾然一体とした形で出てくるケースが多く、適切な振り分けが必要となる。被害者救済の取組の過程で、施策の改善に反映させていくことが適当であるケースが発見されることもある。このため、地方公共団体によっては、これらについて同一の窓口を設けているところもある。

こうしたことから、被害者救済に関わる機関の連絡体制を強化する場合には苦情処理機関の参加も求めて連絡調整の場を設けること等により、男女共同参画に関わる情報が共有できるようにすべきである。

- ② 地域における被害者救済の取組の中で出てきた施策に対する様々な意見について情報収集に努め、必要に応じて、施策の改善に努めていくことが重要であり、I. 2. (1) で述べたとおり、各府省及び男女共同参画会議が積極的にその役割を果たしていくことが必要である。